

第2回 京都市上下水道料金制度審議委員会

次 第

開 催 日 平成24年1月25日（水）
開催時間 午後1時30分～3時30分（終了予定）
開催場所 キャンパスプラザ京都 2階 第2会議室

1 開 会

- （1）委員長あいさつ
- （2）会議の公開等について

2 審 議

- （1）上下水道料金制度について
- （2）市民意見募集について
- （3）今後の進め方について

3 次回の予定

4 閉 会

<配付資料>

次 第

出席者名簿

配席図

資料1 京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

資料2 第1回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

資料3 上下水道料金制度の資料（PowerPoint 資料ほか）

資料4 市民意見募集の資料

資料5 今後の進め方(案)

第2回 京都市上下水道料金制度審議委員会 出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 等
おお はし よ し え 大 橋 仔志栄	京都市民生児童委員連盟理事
おか やま か よ こ 岡 山 佳代子	上下水道モニター*
おく はら つね おき 奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事
こ ばやし ゆ か 小 林 由 香	税理士
◎ ふじ い ひで き 藤 井 秀 樹	京都大学教授 (大学院経済学研究科)
まつ あき あつし 松 明 淳	社団法人日本水道協会調査部長
○ みず たに ふみ とし 水 谷 文 俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)
やす だ けい こ 安 田 桂 子	京都市地域女性連合会常任委員

◎ : 委員長, ○ : 副委員長

* 上下水道モニターは, 上下水道事業の運営やサービス向上に資する意見や提案を頂くため, 毎年度, 市民の皆様から公募し, 施設見学やレポート提出等の活動を行っていただいている方々です。

◆ 京都市

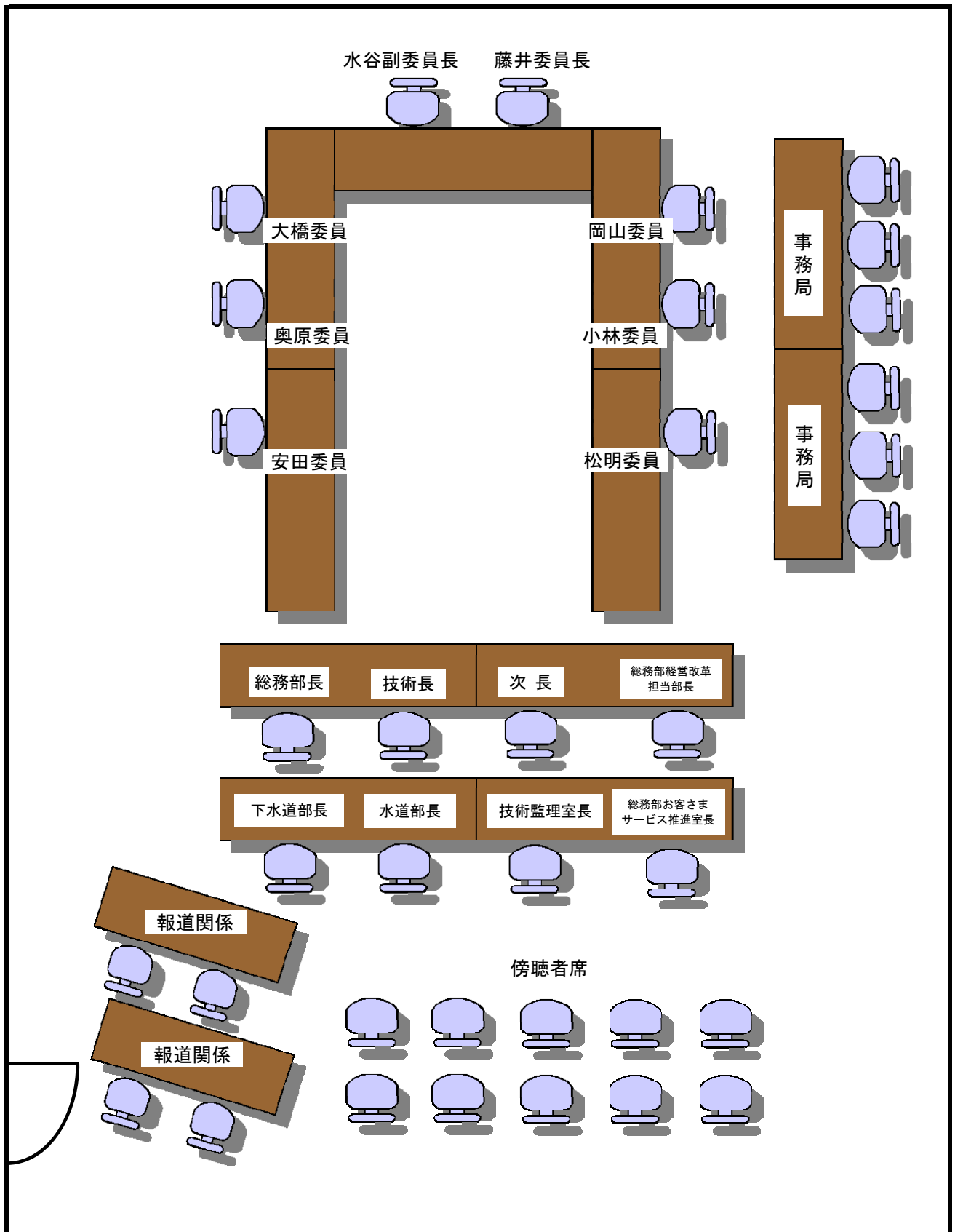
京都市上下水道局次長 太田 達也

〃 技術長 鈴木 秀男
 〃 総務部長 山田 哲士
 〃 総務部経営改革担当部長 小田 久人
 〃 総務部お客さまサービス推進室長 向畑 秀樹
 〃 技術監理室長 大楽 尚史
 〃 水道部長 三田村 晃
 〃 下水道部長 出口 勝徳

◇ 事務局

上下水道局総務部総務課

第2回京都市上下水道料金制度審議委員会配席図



京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道料金制度審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から実施する。

第 1 回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

日 時 平成 23 年 11 月 7 日（月） 午後 2 時～午後 4 時 10 分

場 所 京都 J A 会館（京都市南区）

出席者（五十音順，敬称略）

1 委 員

大橋 忖志栄（京都市民生児童委員連盟理事）
岡山 佳代子（上下水道モニター）
奥原 恒興（京都商工会議所専務理事）
小林 由香（税理士）
藤井 秀樹（京都大学教授（大学院経済学研究科））
松明 淳（社団法人日本水道協会調査部長）
水谷 文俊（神戸大学教授（大学院経営学研究科））
安田 桂子（京都市地域女性連合会常任委員）

2 京都市（上下水道局）

管理者，次長，技術長，総務部長，総務部経営改革担当部長，
総務部お客さまサービス推進室長，技術監理室長，水道部長，下水道部長

○ 事務局（総務部総務課）

次 第

1 開 会

- （1）京都市あいさつ
- （2）委員及び上下水道局出席者の紹介
- （3）委員会設置要綱について
- （4）委員長・副委員長の選任
- （5）委員長あいさつ
- （6）会議の公開について

2 京都市の上下水道に関する説明等

- （1）上下水道事業について
- （2）上下水道料金制度について
- （3）その他

3 審 議

4 今後の予定

5 閉 会

内 容

1 開 会

(1) 京都市あいさつ

公営企業管理者上下水道局長 西村 京三

(2) 委員及び上下水道局出席者の紹介

(3) 委員会設置要綱について

事 務 局： 資料の説明（資料１）

(4) 委員長・副委員長の選任

- 委員互選により藤井委員を委員長に選任
- 藤井委員長の指名により水谷委員を副委員長に選任

(5) 委員長あいさつ

委 員 長： ただいま、京都市上下水道料金制度審議委員会の委員長を拝命した。これから約１年間皆さんと京都市の上下水道料金制度の在り方について検討を行ってまいりたい。どうかよろしくお願いします。

京都市の料金制度の枠組みは昭和５６年から３０年、大きく変わっていない。昭和５６年というと、日本経済がバブル経済を経験する以前の話であり、その後、激動の歴史をたどってきたということは皆さん御承知のとおりである。例えば、経済がグローバル化し、金融化し、ＩＴ化が進んだ。インターネットでどんな情報も手に入るため、日常生活で多くの人が新聞を読まなくなる、メールが便利であり、郵便を使わなくなるなど、その様な形で、市民の皆さんのライフスタイルは大きく変化している。また、京都市の上下水道事業では、下水道の整備が進み、ほぼ普及が完了したと聞いている。建設の時代から維持管理の時代に移行したということである。そうしたことも踏まえ、審議していかなければいけない。他方、市民の皆さんの節水意識の浸透、地下水利用の拡大、少子高齢化等の影響により、構造的、傾向的に水需要が減少している。３０年間たまってきた宿題の答えを、これから我々が考え、見つけていかなければならない。どこが問題かということは、１年かけて審議していくわけであり、本日の時点では軽々に申し上げられないが、３０年間大きな見直しがなかったということは、適正な姿ではないだろうと考えている。

水需要の減少傾向や市民の皆さんのライフスタイルの変化、水需要の構造変化にどう対応するかということを念頭に置きつつ、３０年間の大きな変化をしっかりと見ながら、制度の本旨や理論の原理・原則に立ち返り、審議をしていく必要がある。

今日の社会状況等を踏まえたうえで、料金制度の在り方について、これから１

年間審議してまいりたいと考えており、委員の皆さんの御協力をお願いする。

(6) 会議の公開について

事務局： 資料の説明（資料3）

委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとする。

2 京都市の上下水道に関する説明等

(1) 上下水道事業について

事務局： 資料の説明（資料5－1 上下水道事業）

委員長： ただいま事務局から資料5を使って上下水道事業についての説明があった。個別の事業内容等を踏まえて、御意見があればお願いする。

委員： 1つ目に、2ページに法律の適用とあるが、水道事業は当然適用で、公共下水道事業は条例適用という説明があったが、この違いは何なのか教えてほしい。

2つ目に、3ページに地方公営企業の料金原則が書かれているが、一般会計繰入金について、管理者や市長にある程度の裁量を与えられているかどうか、また法的にどうなのかを教えてほしい。

3つ目として、9ページに水道管の耐用年数40年、下水道管が50年とあるが、最近の西京の事故の場合は耐用年数が総じてどれくらいであったのかを説明してほしい。

京都市： 1つ目の質問であるが、地方公営企業法で水道、交通等は当然適用、つまり初めから事業としては法を適用するよう定められている。それ以外に各都市の条例で適用できるもの、任意適用というものがあり、京都市の場合は公共下水道事業に対しても企業的なスタンスで運営すべきものとして、昭和30年から法律を全部適用している。これは都市によりまちまちであるが、全部適用し、なおかつ管理者制度まで適用しているところは少ない。下水道事業では、京都の他、東京、名古屋など、最近では川崎も全部適用している。その他は、近隣都市で言えば、大阪や神戸は財務にのみ適用しており、市長部局の中で運営されている。

京都については古くから全部適用しており、上下水道両方の事業を一人の管理者で運営するという管理者制度を適用している。

2つ目に、一般会計繰入については、総務省において毎年公営企業の繰出基準というルールを定めており、水道では、消火栓等の消防に関する経費については料金ではなく税金で負担する、といった様に詳細に決められている。また、下水道の場合には、設備上の問題から雨水と汚水を一つの事業で実施しているが、雨水は原因者が特定できないため、当然一般会計すなわち税金で負担するというルールが定められている。これは任意ではなく、ルールに基づいたものであり、総務省の審査もある。一部都市においては、下水道事業というのは経費が掛かる事業であり、全て下水道使用料でまかなうと非常に多額な使用料となるため、任意の補助金として一般会計から下水道事業会計に繰入れをすることで使用料を抑え

ているところもある。ただ、京都市においてはルールどおりの負担区分に基づき事業を行っている。

洛西ニュータウンの水道管の件であるが、この管は布設後35、6年しか経過していない管であり、財産管理上の耐用年数でも40年であるということから見ても比較的古い管である。この件は、やはり洛西ニュータウンの酸性土壌という非常に過酷で特殊な事情から発生したものではないかと考えている。しかし、この時期に布設した管については、事故の確率が徐々に上がっていくということは間違いないことであるので、管を計画的に新しいものに替えていくということが今後の大きな課題であると考えている。

委員：一般会計の繰入の場合は水道も下水道もルールどおり運営しているという話であったが、制度上はルールにないものを投入することも可能なのか。

京都市：それは認められているが、任意の繰出しをしているということで、一般会計に対する交付税措置等に影響する可能性はある。繰出基準そのものが全国的に統一したルールであるので、各都市の様々な事情により地方の判断で繰り出した場合について、国がどう対応するかは別問題である。実際には、過去において任意の繰出しをしていた時期もあるので、全くできないというものではない。

委員長：料金制度に関わるのは、3点目の耐用年数であるが、維持管理をどのように計画的に進めていくのかということに関連している。料金制度に関連して言うと維持管理費、資産維持費をどのように考えていくのかという論点につながる質問であったと思う。

他の委員の皆さんはいかがか。

委員：委員からの洛西の水道管破損の話にも関連するが、特に下水道事業に関して、減価償却費が今現在約198億円となっている。恐らく、これは原則的な耐用年数に基づいたものと思われる。しかも、減価償却費の計算の元は、取得された時期の物価、取得価格に基づき行っているものと思われる。今後の資産維持費の算定においては、減価償却費を単純に見るのではなく、その先どのような設備投資が要るかということも詳細に見ていく必要があるのではないかと考える。

委員長：今後の審議のための資料を準備していただきたいとの趣旨の発言だったと確認する。

委員：そのことに関連して、京都市の水道施設の経年化状況、老朽化状況も併せて示していただかないと減価償却について見ていくことができないと思うので、経年化状況のわかる資料も出していただきたい。

委員長：これも関連資料の準備をお願いするという趣旨の御発言であったと思う。

減価償却は投資原価を期間配分して各期の費用とし、収益から投資資金を回収することで資本を維持するための会計手続である。この会計手続についてやや専門的な話題になっているが、要するに水道事業のような公益事業については、お金で資本を維持しても社会に貢献していることにはならず、専門的な言葉では実体資本維持というが、給付能力を維持することにより社会に貢献できる。したが

って、例えば30年前の100万円を維持しても、それは現在京都市民の皆様に安全で安心な水をコンスタントに供給するという話にはならない。そういった、名目資本維持でよいのかという御発言が委員からあった。それに関連しての発言は、正規の減価償却以外にも、長期にわたる資本設備の場合には老朽化が別途進むのであり、洛西の場合にはそういうことだったと思うが、そういう要素を含めて資料提供を求められたものであると思われる。

他に質問はないか。

委 員： 資料5の4ページ目の下の方に地域水道、特環下水道とある。地域水道とは簡易水道のことだと思うが、京都市には簡易水道はそれほどないと認識していた。平成28年度から統合という国の指導があるが、そうした簡易水道はどれくらいあるのか。

京 都 市： 詳細な施設の数については、今、資料を持ち合わせていないが、経緯について説明させていただく。京都市の場合、水道事業で実施する事業は収支計算することを前提としており、採算という観点を前提に置きながら給水区域を定めてきたが、いわゆる山間地域は市内中心部に比べて位置が高く、既存の施設では水道を供給できない地域が点在している。これらの地域についても、国民皆水道の観点から水道を普及させる必要があるということで、市の判断として、我々公営企業とは別に計画を立てて平成9年から事業を展開し、普及を完了させた。その後に京北町との合併があり、その地域の水道施設がかなり老朽化していたことから再整備事業を実施する必要性が生じ、現在国の補助金を受けて事業を展開している。また、京都のもう一つの大きな山間地域である大原地域では、過去には民営水道として民間の水道組合が事業を展開していたが、昨年市に移管し、同様に補助金を受けて再整備事業を進めている。厚生労働省からは平成28年度までに水道事業と経営統合することを前提に事業認可を受けていることから、平成25年度から始まる次期5箇年計画の期間内に地域水道を統合する必要がある。

一方、下水道についても、京北地域や大原地域等において特定環境保全公共下水道という別な手法により市の事業として整備を進めている。これは国からの指導はないため次期計画において対応するという必要はないが、本市周辺の山間地域にはそういった事情がある。

委 員： それでは、平成28年を目標に、今ある小規模水道、簡易水道は全て上水道に統合されると理解してよいのか。

京 都 市： そのように国から指導を受けている。ここでの一番の大きな課題は、料金の問題である。地域水道は、市内中心部と比べて非常に割高な料金で運営されているが、それでも採算が取れず、市が補助金を出して運営している。そのような料金の格差についても解消していく必要があると考えている。

委 員： 簡易水道や小規模水道は、国からの補助金もあるものの、市の一般会計から支出されており不採算である。それが今後水道事業と統合ということになれば料金に影響を与えることになるため、質問させていただいたものである。

委員長：上下水道というのは、地理的な条件や地域性に非常に大きな影響を受ける。また、高度成長期の住宅開発の中で簡易水道、簡易下水道というものが作られたが、その統合をする際にそれなりのコストが掛かり、そのコストをどのように割り振るかということが非常に大きな問題であることから、その論点について委員から御質問があったものと思われる。

今日は初回なので一般的な説明をしてもらったが、今後は京都市における個別具体的な問題点を検討するための資料を適宜御用意いただきたいと思う。

次の議題に移ることとしたい。

（２）上下水道事業について及び（３）その他

事務局：資料の説明（資料５－２ 上下水道料金制度について、３ その他）

委員：１１ページの水道料金の通増制について、使えば使うほど高くなるものであり、一般的なものと異なる。特に水を多く使う事業をされている、染工場や銭湯などに対する減免制度はないのか。

地下水利用専用水道の増加で８億円の減収になるとのことだが、先般、ある事業者から地下水利用専用水道を活用していけば経費が節減できるという話を聞いた。水道を使おうが使うまいが水道事業者は施設を維持し、供給する準備をしなければならないとのことであり、それは法律で決まっていると思うが、その立法趣旨は誰に対しても公平に水道水を供給すべきという辺りではないかと思う。その趣旨からすると、そういう水道を使わない人のための分まで施設を維持する必要があるのかと個人的には疑問に思う。

乙訓地域では地下水の利用が多く、地盤沈下の問題があった。そのことが乙訓地域に水道を導入する論拠になった。現在の汲み上げ量くらいなら京都市では地盤沈下の問題はないと思うが、そういうことは考える必要はないのか。

京都市：昭和３０年代から４０年代の高度成長期に水道の使用量が増加する一方で、水源が確保できずに断水や渇水の問題が起こった。そこから、水の使用を抑制しようということで通増制が作られ、現在に至っている。委員御指摘のとおり、他の事業とは異なり、馴染みが少ないが、そういう経過を踏まえてきて現在の制度がある。

伝統産業を支えている染色業を営む企業は、井戸水を汲み上げ下水道に流していることが多く、そのため有収水量と有収汚水量では有収汚水量の方が多くなっている。地下水を汲み上げて工業用水に使われて下水道に流されたものであり、染色業以外にも食品業などで地下水が利用されている。染色業については、伝統産業を守るという観点から市からの補助金をいただき、料金を減免している。今後の料金制度を考えるうえで、この取扱いをどのようにするかということも課題である。

地下水利用は日本の水道界で対策が急がれている。地下水の汲み上げは、法的には、問題が無く、産業用として多くの量が汲み上げられている。問題となるの

は、その汲み上げた水をいろんな装置を使うことで水道水に転用した場合で、水道事業に大きな影響がある。汲み上げ規制をすると雑用水の利用にまで規制をかけることとなる。水道水に転用することだけを規制すると水道事業者のエゴ的な発想となる。地下水を広く公のものとし、その利用を許可制にする等、全国的に議論されている。京都では約40の企業等が地下水を利用している。基本の契約だけして装置のメンテナンスの際に一時的に水道水を使うとなると、水道事業者が想定している水量を大きく下回ることとなる。そのことから、水道事業者側からの対抗手段について、当委員会で検討していただければと思う。

京都市では、地盤沈下の問題はない。

委員長：京都市は地下水が豊富で上質である。そのことが逆に水道事業に関しては悩ましいこととなる。神戸市などでも同様の問題があるかもしれないので、似た事例があり、資料があれば提供していただきたい。

委員：神戸市では地下水を汲み上げて水道を使用しない事業者が増えているので、条例でバックアップ料金のような別の料金体系が可能な状況をスタートさせている。地下水利用専用水道は非常に大きな問題であり、水道事業体が経営努力をしても大口の利用者が水道を使用しなくなったら、その分の料金収入が飛んでしまう。地下水を水道局が供給していれば、その分の料金を回収できるが、そうはなっておらず、水道事業体が公益事業で長期的に投資をしなければならないことを考えると、その投資分を回収できなくなることがある。使用者が全く使わない状況であれば、施設を縮小すれば良いが、水の供給を受けることは約束しておいて、好きなときだけ使うとなると、大口の方の間でも不公平感があるのではないかと考えてくる。地下水の利用が多くなっていることは悩ましい問題である。京都市の場合もこの問題は大きな問題である。京都市で、事業者がどれだけの地下水を使用しているか、どれだけ収入が落ちていくのか資料をいただきたい。

委員長：ただいまの委員の発言は、コメントとして今後の審議のもって行き方の助言であったと思う。資料については、次回以降に準備していただくようお願いする。

3 審 議

委員長：事務局に準備していただいた資料に基づいて、現状や制度などについて意見交換を行った。次に、次第の3「審議」に入っていきたいと思う。本日は第1回ということであり、委員の皆様がお持ちの疑問や御感想、今後の審議を行ううえで必要と思われる資料やデータ、検討すべきと考えられる事項などがあると思うので、まずは、これらについて意見交換したいと思う。また、次回以降の準備のために、今後の進め方についての整理もしておきたいと考えている。

まず、意見交換であるが、既に、関連する質疑の中で、京都市の上下水道や本委員会の運営に関する疑問、調べてほしい資料やデータなどについての御発言があったが、改めて、自由に御発言を頂きたい。

委員： 他の委員の方にとっても、こういう資料があれば分かりやすいという観点から述べさせていただく。審議事項で挙がっている項目は水道料金を検討するうえで大事なものであるが、京都市の置かれている状況も考える必要がある。基本水量制や基本料金の状況について、各政令指定都市と京都市とを比較して、京都市がどのような状況になっているのかが分かる資料があれば参考になると思うので、事務局に整理していただきたい。

委員： 私も同じことをお願いしようと思っていた。本日の資料は実によくできていて、難しい話を上手くまとめている。しかし、これは京都市の実情についてである。恐らく、苦勞しているのは他都市も同じである。課題ごとに、他都市ではこのように知恵を絞っているなどという資料があれば議論がしやすいと思う。

委員： 今のお話について、日本水道協会の水道料金表というものがある。ここに昨年のもを参考として持参してきた。例年では、毎年8月末に全国の水道事業体に配布している。今年については、3月11日の地震があったので、全国の資料が集まるのが遅れており、12月中旬くらいに配布する予定である。既に委員会での審議が始まっているので、もし、お許しいただけるなら、昨年の資料で御報告させていただいて、新しいデータが出た際に、改めて御報告させていただきたい。

委員： 水道事業の特殊性として逓増制があり、これを見直すに当たって、逓増制を緩やかにすると基本水量や基本料金という最低料金に影響が出ると思う。基本水量が、例えば10立方メートルではなく5立方メートルでもよいのかという議論では、生命維持という観点がある。電話料金や電気料金を滞納したらすぐに止められるが、水道については、ぎりぎりまで待ってくれるということがある。最低限、どれくらいの水量があれば生命維持ができるのかを知りたい。水の使用水量が少ない実情において、今の家族体系での生命維持のために、最低限どれだけ必要かについて御提示いただけると大変ありがたい。

委員： 1人1日3リットルと言われている。

京都市： 基本水量については、一般的な生活をしている場合にはこの範囲で足りるという考え方で定めているが、徐々に使い方が減ってきている。他都市では、基本水量を設けずに基本料金を定めて、従量料金は1立方メートルから取るところもある。ほかの公営事業の例を見ると、電話料金のように、まず基本料金があり、通話をすればそれに応じて料金を払うものもある。

全体として負担をどうするのかという議論であるので、例えば、逓増制をやめるとその減収分を誰が負担するのか、また、基本水量を見直すとその減収分を誰が負担するのかということも御検討いただきたい。理論的には一番理想だと思う制度があっても、今の制度からどのように移行するのかという問題も当然あると思うので、御検討いただきたい。

委員： 分かった。

委員長： ただ今の審議及び施設内容の説明の中でいただいた先生方の御意見・御助言を簡単に整理させていただくと、ひとつは、料金体系で基本水量や基本料金、水量

区画の数、通増度の在り方等の基本項目があり、それ以外に地下水利用専用水道や加入金、資本維持費等についてどう考えるかという論点があったと思う。「料金制度審議委員会」という名前で委員会が立ち上がったわけであるが、料金制度は、「料金水準」と「料金体系」に大きく分けることができる。「料金水準」は、いわば全体の平均料金を上げるか下げるかであり、上げれば使用量が同じであれば収入が増えるわけである。それとは違って、「料金水準」を維持しておいて、「料金体系」を変えるということがある。そうすれば上下水道局の収入額は変わらないが、どういう利用者がコストを負担するかという負担の関係が変わってくる。料金制度を考えるうえで、水準の視点と体系の視点という関連しているが異なる切り口があるというのが、今日の話の1つのポイントであったかと思う。かつ、水準ではなく、体系の方に30年のよどみ、ポイントがあるように拝察した。そのようなことから今後審議をさせていただければと考える。

それに関連して、何人かの先生から御要望があった政令指定都市、近隣都市の比較可能なところについては、先行事例も含めて、資料・データを準備していただきたい。

委員から指摘のあった点で、上下水道は、シビル・ミニマムに関わる公益事業であり、純粋な民間企業ではないので、制度の趣旨や経営の視点はもちろん必要だが、あまねくサービスを提供するという観点も必要である。アンケートを実施されているので、そこに含まれている可能性はあるが、そうした観点の資料等あれば、次回提供していただきたい。

先ほど、事務局から提案があったが、市民意見の募集は、今申したような観点からすると是非実施する必要がある。つまり、経営の視点、制度の視点とあるが、上下水道事業は公益事業、ライフラインであり、経営がこうだから、制度がこうだからということだけでは市民の理解が得られない。市民がどのような意識を持っているかも重要である。意見募集の実施主体は、委員会であるということであり、内容について先生方の御意見を踏まえ、その中で段取りを決めていくことになる。

もう一つ大きな論点としては、料金収納サービスがある。口座振替利用者へのサービス、クレジット払制度等についての論点である。スライドの15番を見るとかなりコストが違うのが分かる。いくつかの公共料金が口座振替にすると安くするというのがあるが、これは要するに、コストに差があることから単純に代金に反映させているということかもしれない。事業者側、京都市側から見てもコストの差があるが、利用者側から見ても払い方によって料金が変わってくるというのは、なんとなく社会通念化しているのかもしれない。もらう側、払う側両方の視点を見据えたうえで、議論していく必要があるかと思う。これも市民意見を募集する中で確認することができればと考えている。

資料については、繰り返しになるが、比較可能な他都市、近隣都市から、京都市としては学ぶべきものがあるかもしれない。具体的には、本日、先生から神戸

市の取組，地下水利用への対応について紹介していただいた。そうしたことに
ついて，できるだけ詳しい，ホットな情報を提供していただけたらと思う。

これまで頂戴した御意見，コメントについては，大方その様なことだったか
と思う。

委 員： この委員会は，水道料金制度の審議委員会である。ある程度の財政計画，今後
京都市の経営がどの様になっていくのかというものがなければ，基本料金や通増
制をどうすればいいかといったことを見極める材料がなく，審議しづらいのでは
ないか。

京 都 市： 財政計画については，平成２５年度から新たな５箇年計画を策定することとし
ている。その際に必要な財政支出や収入を見たうえで計画を立てていく。今回の
料金制度審議委員会では，料金水準についてはニュートラルな立場に立っていた
だき，現行の料金を総枠にさせていただいた中で，基本料金，通増制，地下水利用
専用水道がどうあるべきかといった体系の部分について御審議いただきたい。御
審議いただいた料金体系をベースにし，必要な財政支出について，どれだけ料金
をいただくかということについては，経営計画の中で別途京都市として考えてい
く。

委 員 長： 上下水道の料金制度の問題については，大枠としては現行の法制度があり，そ
の運用を新しい現状に合わせていく。委員会からボールを投げ，それを踏まえて，
一般会計がどのようにこの問題に関わってくるかということについて，またそこ
で考えていくというような関係ということか。

京 都 市： 水道は基本的に独立採算であり，下水についても雨水の部分以外は料金により
事業を進めている。料金水準については，体系とは別に決められるものであり，
あくまで在るべき料金体系を御審議いただきたい。どれぐらいの料金水準で将来
的にも事業が遂行できるかということについては，計画を立てる際に考えていき
たい。

委 員 長： 制度の趣旨や独立採算制，料金原価主義に則り，新しい料金体系の在り方を考
えるということである。

4 今後の予定

委 員 長： 今後の進め方について，京都市はどのような予定を考えているか。

京 都 市： 全体のスケジュールとして，来年１２月頃に委員会の意見を取りまとめた「意
見書」を提出いただくことを前提に，来年１１月頃までに６，７回の委員会を開
催いただければと考えている。また，その中で先ほど委員長からも御確認いただ
いたが，市民意見募集についても検討いただき，実施していただければと考えて
いる。

委 員 長： 当委員会の審議事項や課題を考えると，十分な審議を行うためには，一定回数
の委員会を開催していく必要がある。また，そのための準備期間も必要となる。
したがって，委員会の全体的なスケジュールとしては，来年の１１月頃までに２

箇月に1回のペースで、トータル6、7回開催することとなると思う。そして、来年の12月頃に本委員会の意見書を提出するということで進めていきたいがよいか。(了解)

市民意見の募集は、審議を進めるうえで貴重な材料になるので、是非実施したいと考えている。本委員会が実施主体となるため、具体的な設問や段取りについて、先生方の御意見を十分踏まえたうえで実施したいと考えている。

今後の具体的な日程や各回の検討項目については、事前にたたき台のようなものが必要となると考えており、副委員長と私で相談をさせていただいたうえで、委員会に臨みたいと考えている。よろしいか。(了解)

決定事項については、全て先生方にお諮りし、勝手に決めることはしない。

最後に何か御発言いただくことがあればお願いする。

委員： 主婦としてお聞きしたい。独立採算ということであるが、京都市では琵琶湖から水をもらうために滋賀県に使用料を払っており、大阪市と比較すると水道料金が高くなっている。一方で、大阪市は使用料として京都市より高額を支払にもかかわらず、水道料金が安くなっている、と聞いたがどうか。

京都市： 我々は、琵琶湖から疏水を通じて水を引いているが、発電等水道以外の利用もある。それを総じて年間で2億円余りである。それを全て水道が負担したとしても、水量が約2億立方メートルであり、1立方メートル当たり1円になるため、そのことをもって水道料金が高くなっているということはない。水源を確保するためにダムを建設しているような都市であれば、それに対するコストを料金で負担しようとするとう高くなる。大阪市も淀川から水を引いており、総じて関西圏では水源を開発する経費は、東京都や福岡市のような割合で掛かっているわけではない。

委員長： 次回以降、もっと具体的な数字の裏付けを伴った資料を提供いただけると思う。例えば、1立方メートル当たりの原価や料金などがあれば議論がしやすくなると思う。

京都市には、意見交換の中で必要とされた資料について、次回の委員会に用意し、説明していただくことをお願いする。

次回の委員会は、来年1月頃に開催したいと考えているがどうか。(了解)

最後に、日時や場所の調整について事務局にお願いして、本日の審議委員会を終了する。(了解)

5 閉 会

1 第1回委員会での質疑等

地方公営企業法の適用 … 2

一般会計からの繰出金 … 3

水道施設の老朽化・更新投資の推移 … 4

下水道施設の老朽化・更新投資の推移 … 5

地域水道の現況と水道事業への統合 … 6

公衆浴場業料金、染色整理業減免 … 7

地下水利用専用水道の使用量等 … 8

地下水利用専用水道への対応事例 … 9

生活用水量の内訳 … 10

2 水道料金の算定方法

H24.1.25

1

1 第1回委員会での質疑等

地方公営企業法の適用

地方公営企業法

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する。

- 1 **水道事業**（簡易水道事業を除く。）
：

ほかに、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業を規定

- 2 略＜財務規定等の病院事業への適用＞

- 3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

京都市公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例
(昭和30年3月24日制定)

「**公共下水道事業**に法の規定の全部を適用する。」

H24.1.25

2

一般会計からの繰出金

○ 総務省基準の繰出金

〇〇年度の地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)

- ・ 毎年度、地方財政計画において公営企業繰出金を計上
- ・ 一般会計がこの基本的な考え方に沿って繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮

第1 上水道事業

消火栓等に要する経費 など

第10 下水道事業

雨水処理に要する経費、高度処理に要する経費 など

○ 任意の繰出金

～総務省基準に基づかず、自治体が独自に設ける繰出金～

(京都市の例) 汚水資本費補助金 ○ ○ ○

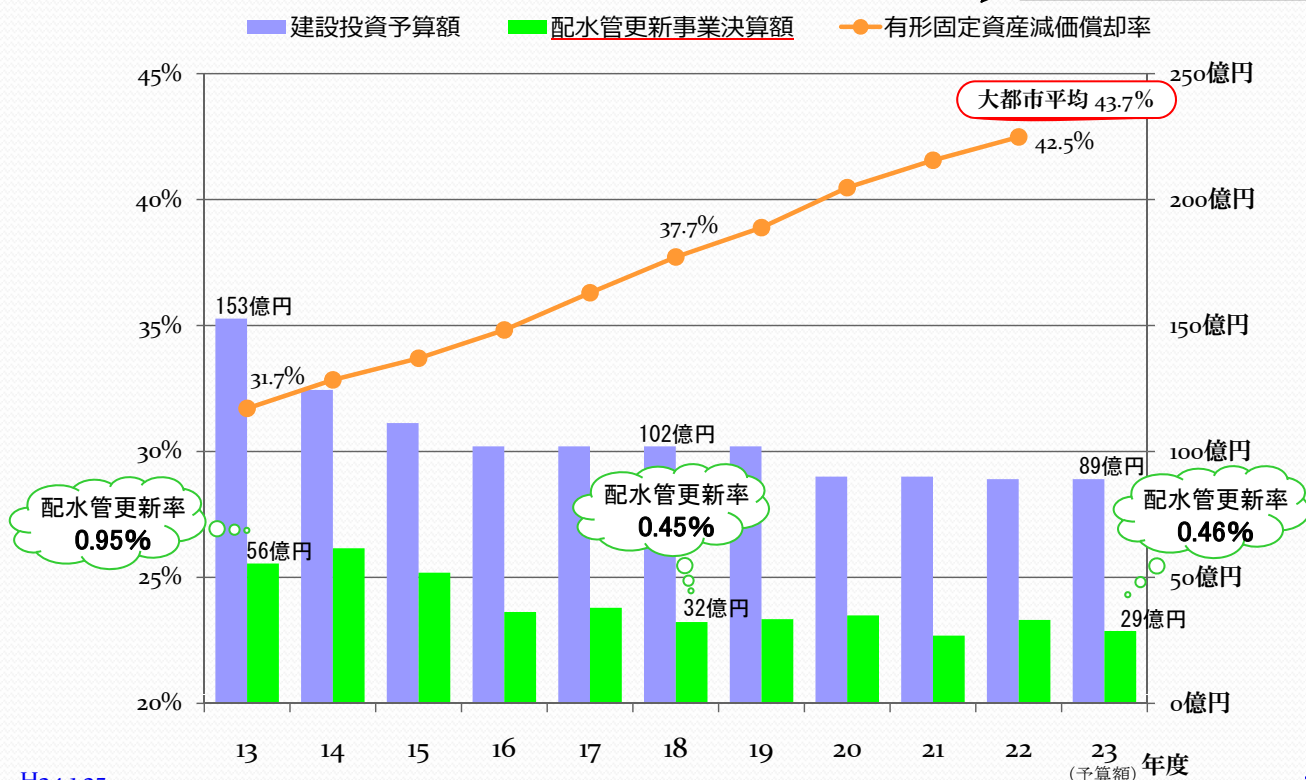
市民の使用料負担を軽減するため、
汚水に係る資本費の一部に対して、
一般会計が繰り出す補助金
(平成16年度分まで)

H24.1.25

3

水道施設の老朽化・更新投資の推移

施設の老朽化を示す指標で、率が高いほど老朽化が進んでいる。

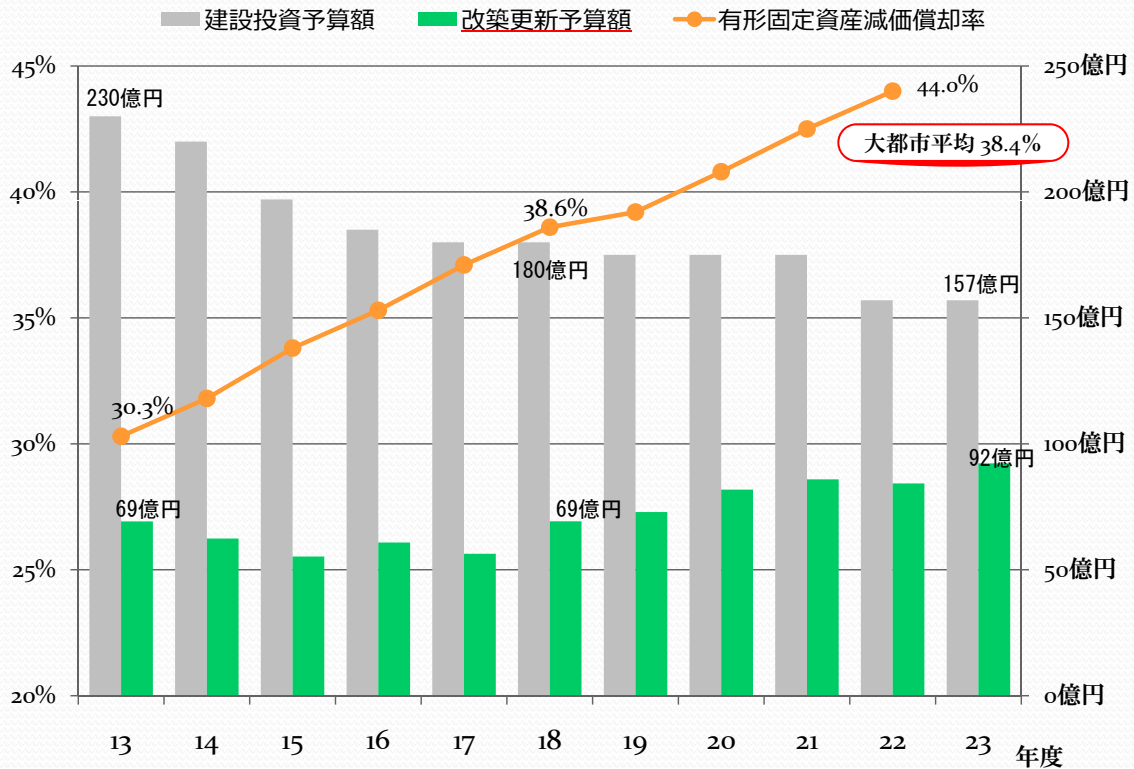


H24.1.25

4

下水道施設の老朽化・更新投資の推移

施設の老朽化を示す指標で、率が高いほど老朽化が進んでいる。



H24.1.25

5

地域水道の現況と水道事業への統合

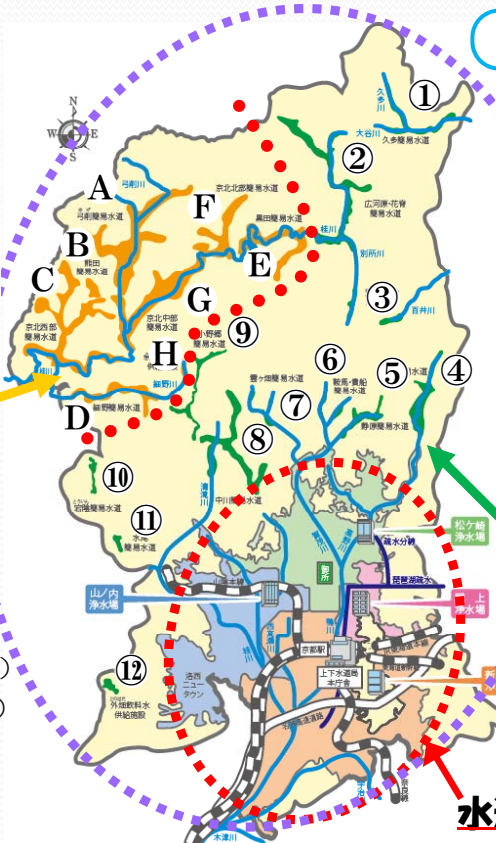
位置	施設名	計画 1日平均 給水量	計画 給水人口
A	弓削簡易水道	721m ³	1,710人
B	熊田簡易水道	20m ³	200人
C	京北西部簡易水道	212m ³	1,320人
D	細野簡易水道	92m ³	580人
E	黒田簡易水道	136m ³	370人
F	京北北部簡易水道	149m ³	380人
G	京北中部簡易水道	703m ³	2,400人
H	余野飲料水供給施設	8m ³	82人
京北地域水道		2,041m ³	7,042人

一般会計繰入金(22年度) 5億円
歳出に占める割合40%



口径20mm
2箇月32m³
水道料金

水道(市街地) 3,868円(…比較すると)
地域水道(大原以外) 4,498円(1.16倍)
大原簡易水道 4,935円(1.28倍)
京北地域水道 6,798円(1.76倍)



* 簡易水道とは、給水人口が101人以上5,000人以下の小規模な水道

位置	施設名	計画 1日平均 給水量	計画 給水人口
①	久多簡易水道	83m ³	130人
②	広河原・花脊簡易水道	104m ³	270人
③	別所・百井簡易水道	73m ³	230人
④	大原簡易水道	1,210m ³	2,520人
⑤	静原簡易水道	207m ³	650人
⑥	鞍馬・貴船簡易水道	358m ³	630人
⑦	雲ヶ畑簡易水道	60m ³	225人
⑧	中川簡易水道	145m ³	590人
⑨	小野郷簡易水道	143m ³	430人
⑩	宕陰簡易水道	49m ³	190人
⑪	水尾簡易水道	42m ³	170人
⑫	外畑飲料水供給施設	15m ³	65人
地域水道		2,489m ³	6,100人

一般会計繰入金(22年度) 3億6千万円
歳出に占める割合61%

平成28年度末までに
地域水道事業と
京北地域水道事業を
水道事業に統合

水道事業給水区域

H24.1.25

6

公衆浴場業料金，染色整理業減免

区 分	水量区画／従量料金							
	11㎡ ～30㎡	31㎡ ～100㎡	101㎡ ～200㎡	201㎡ ～500㎡	501㎡ ～5,000㎡	5,001㎡ ～10,000㎡	10,001㎡～	
水 道 料 金	162円	189円	206円	223円	262円	301円	339円	
公衆浴場業			38円					
染色整理業			188円		221円			
下水道使用料	119円	167円	188円	206円	218円			
公衆浴場業		16円						
染色整理業		167円	148円		185円			

※ 公衆浴場業の料金は条例に記載。染色整理業の料金は条例の規定に基づいて減額

軽 減 額 等 (22年度決算での概数)

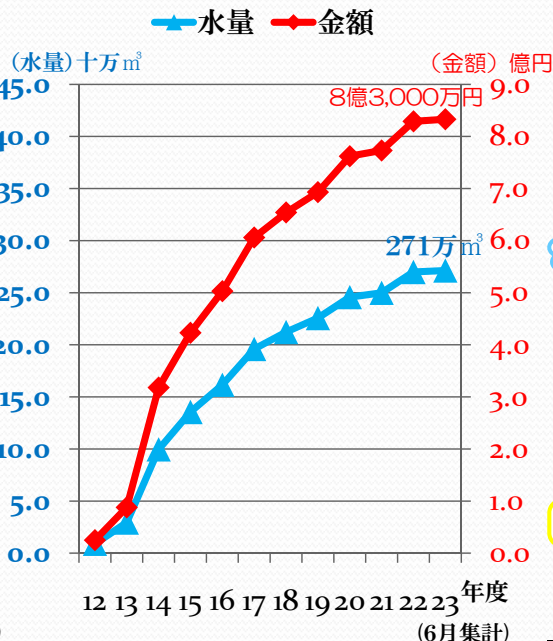
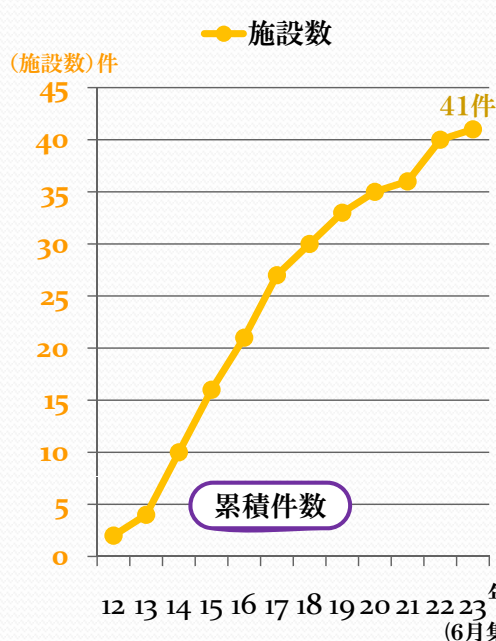
	使用者数	軽 減 額	うち一般会計からの繰入額 *
水道料金			
公衆浴場業	180件	1億2,600万円	
染色整理業	120件	1,400万円	700万円
下水道使用料			
公衆浴場業	190件	3億1,200万円	
染色整理業	170件	5,700万円	2,400万円

* 101～500m³の水量が対象

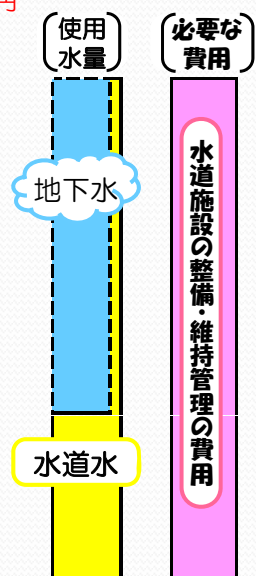
H24.1.25

7

地下水利用専用水道の使用量等



水道事業に及ぼす影響



- 平成13年の水道法改正(水道管理業務の委託拡大)の時期以降に水道使用水量が大きく減少した施設について推計しました。
- 地下水用途が雑用水であるため「専用水道」に該当しませんが、水量の減少が大きい1施設を含んでいます。

H24.1.25

8

地下水利用専用水道への対応事例

① 個別需給給水契約

北九州市 H21.4～

- 一定の要件を満たした使用者の申出により個別に契約
- 直近1年間のうち最も使用水量の多い月の水量を超えて使用した水量の単価は160円/m³（通常料金は310円/m³）

② 負担金の徴収

神戸市 H23.10～

- 水道水を地下水などの補給水として利用する利用者と水量についての協定を締結，固定費を負担金として徴収
- 固定費算定の基礎となる協定水量を超えて水道が使用された場合，違約金を徴収

地下水等の水質悪化や枯渇・減少，施設の補修などの場合に備えて，通常時でも水道事業者が確保を求められる水量

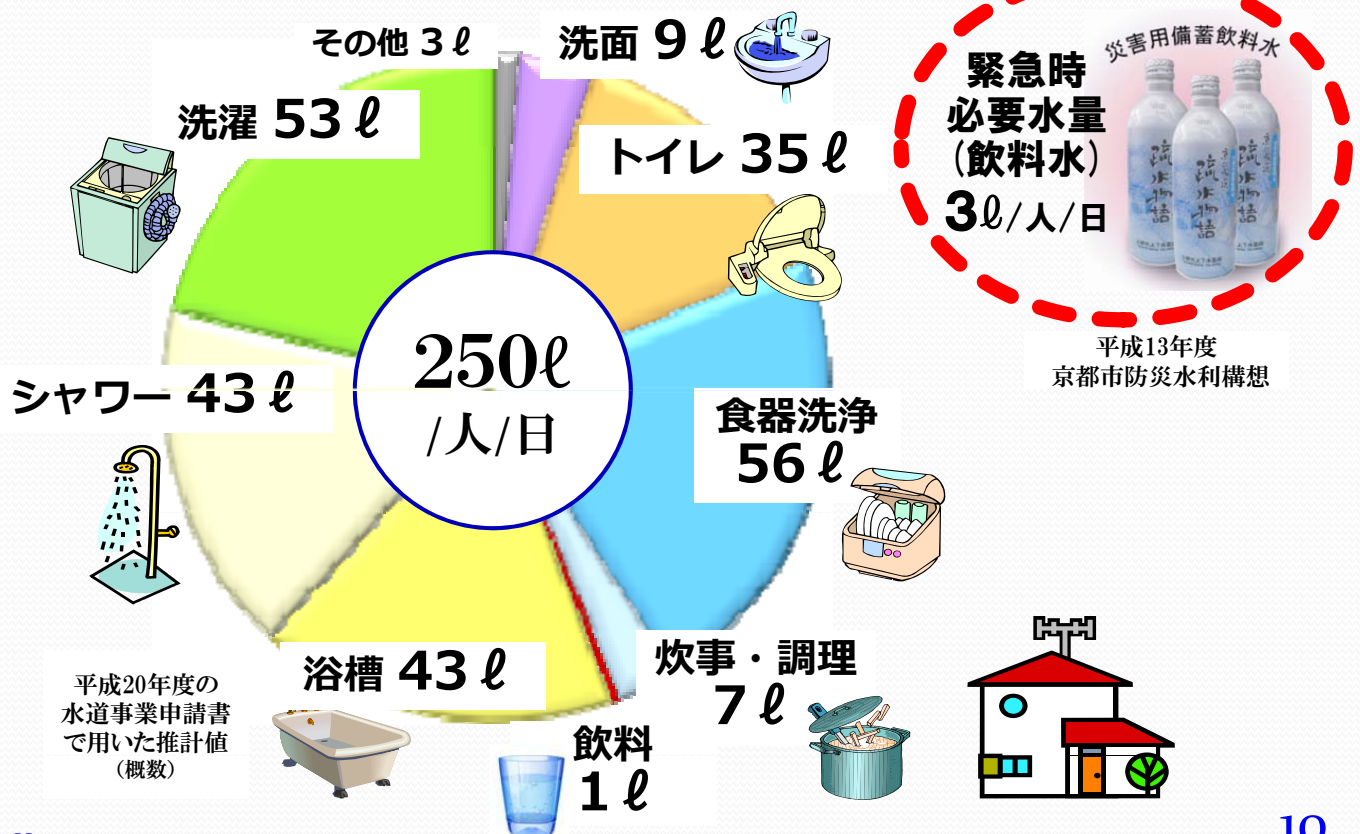
③ バックアップ料金制度

帯広市 H24.4～

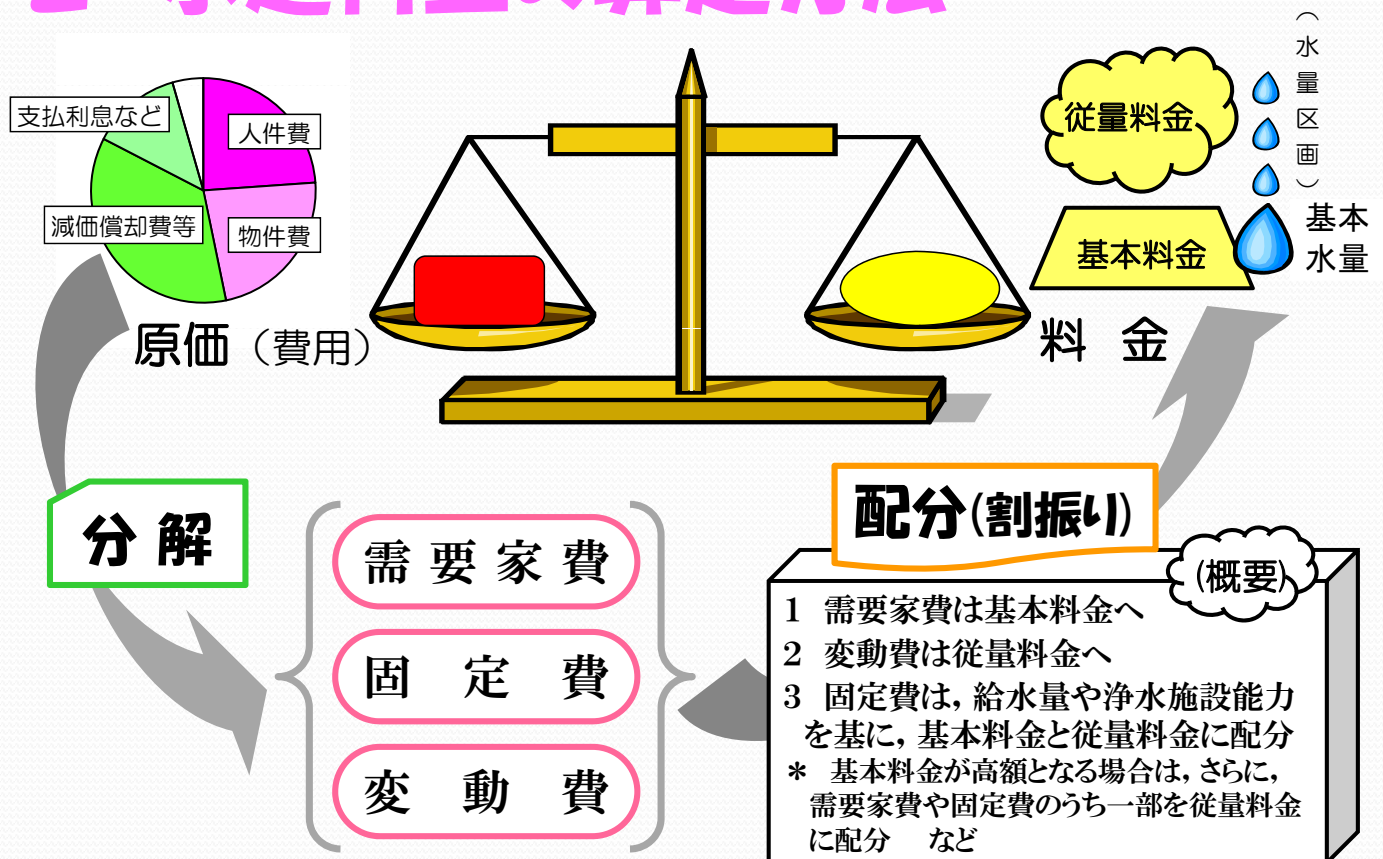
- 水道をバックアップとして利用する専用水道事業者と契約を締結，口径別に定額料金を設定
- 医療機関に半額の割引・水道使用量に応じて一定の割引

101人以上の人の居住に必要な水を供給する又は一日20m³を超える給水能力を持つ水道施設（水道法第3条第6項）を持つ

生活用水量の内訳



2 水道料金の算定方法



H24.1.25

11

2 水道料金の算定方法 補足説明

需要家費 水道・下水道の使用量とは関係なく、需要家(使用者)が存在することによって発生する費用（検針・集金・量水器関係費等）

固定費 水道・下水道の使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用（施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等）

変動費 概ね、水道・下水道の使用量の増減に比例して必要となる費用（薬品費、動力費等）

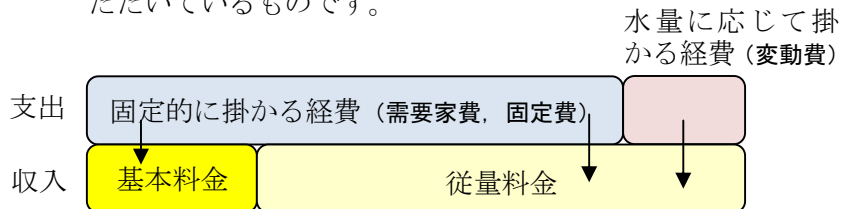
H24.1.25

12

他都市との料金体系の比較について

基 本 料 金

基本料金は、固定的に掛かる経費の一部を、水道使用の有無、使用量の多寡に関わらず、全てのお客さまに負担していただいているものです。



基 本 水 量

基本水量は、公衆衛生の向上の観点などから、生活上必要な水をお使いいただけるように、基本料金だけで使用できる一定量の水量のことです。京都市では、水道・下水道ともに 10 m³の基本水量を設けています。

基本料金 (口径別)	区分		基本 水量
	1 3 mm	870	10 m ³
	2 0 mm		
	2 5 mm	1, 690	
	3 0 mm	2, 470	
	4 0 mm		
	5 0 mm	9, 250	
	7 5 mm	15, 470	
	1 0 0 mm		
	1 5 0 mm		
	2 0 0 mm ~		
区分			
1 ~ 10 m ³	0円		
11 ~ 20 m ³	162円		

基本水量

水道料金表（抜粋）

■ 大都市との比較（1箇月分・税抜き）

都市名	水 道		下 水 道	
	基本料金	基本水量	基本使用料	基本水量
京都市	870 円	10 m ³	700 円	10 m ³
札幌市	1,320 円	10 m ³	600 円	10 m ³
仙台市	1,250 円	なし	703 円	10 m ³
東京都	1,170 円	5 m ³	560 円	8 m ³
川崎市	530 円	8 m ³	660 円	8 m ³
横浜市	790 円	8 m ³	630 円	8 m ³
名古屋市	1,070 円	6 m ³	560 円	10 m ³
大阪市	950 円	10 m ³	550 円	10 m ³
神戸市	880 円	10 m ³	470 円	10 m ³
広島市	810 円	なし	695 円	6 m ³
北九州市	900 円	なし	634 円	10 m ³
福岡市	1,330 円	なし	760 円	なし

※1 水道の基本料金は、メーター口径 20mm 又は家事用の金額である。

2 比較対象は、平成 14 年度時点の政令指定都市及び東京都で、千葉市（水道事業は主に県が運営）を除く。

加 入 金

新しく水道を引く又は水道の口径を大きくする人が増えると、その需要を賄うために浄水施設などを整備しなければなりません、そのためには多額の整備費が必要となります。加入金制度は、現在水道を引いている人とこれから水道を引く人との負担の公平を図るため、施設の整備費の一部をその利用割合に応じて負担していただくものです。

■ 大都市との比較

(税込, 単位 円)

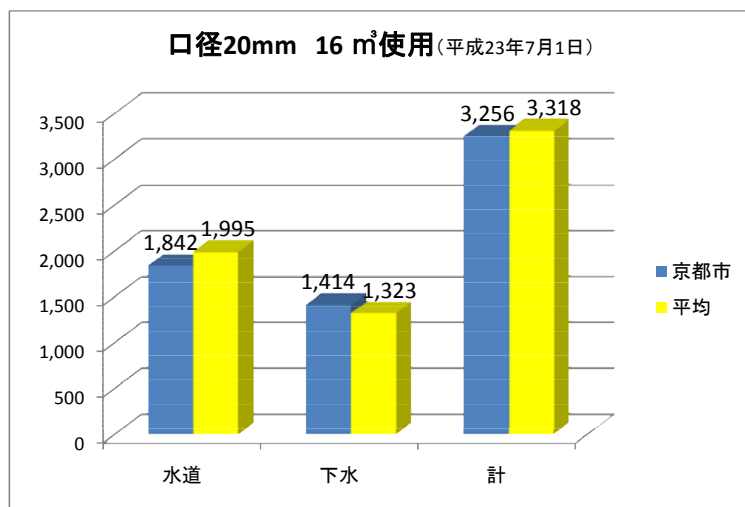
都 市 名	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
京 都 市	47,250	94,500	141,750	483,000	861,000	3,129,000	9,618,000	26,250,000	55,650,000
札 幌 市	58,800	168,000	299,250	945,000	1,701,000	4,725,000	9,660,000	27,300,000	管理者が別に定める額
仙 台 市	102,900	192,150	477,750	1,480,500	2,541,000	6,825,000	13,965,000	39,900,000	管理者が別に定める額
東 京 都	なし								
川 崎 市	157,500	157,500	157,500	1,312,500	2,047,500	4,672,500	8,347,500	18,847,500	42,000,000
横 浜 市	157,500	157,500	157,500	1,338,750	2,047,500	4,882,500	8,347,500	18,900,000	42,525,000
名 古 屋 市	21,000	63,000	294,000	756,000	1,260,000	2,625,000	4,725,000	10,500,000	18,900,000
大 阪 市	0	0	0	0	0	2,415,000	5,250,000	15,750,000	32,550,000
神 戸 市	42,000	63,000	105,000	336,000	567,000	1,533,000	3,150,000	8,400,000	17,850,000
広 島 市	52,500	131,250	241,500	840,000	1,575,000	4,620,000	9,240,000	26,040,000	55,440,000
北 九 州 市	46,200	75,600	231,000	770,700	1,344,000	3,706,500	7,570,500	21,000,000	42,000,000
福 岡 市	31,500	73,500	157,500	556,500	1,018,500	2,992,500	6,405,000	17,325,000	32,550,000

※1 東京都は、当初から加入金制度を導入していない。

2 比較対象は、平成14年度時点の政令指定都市及び東京都で、千葉市を除く。

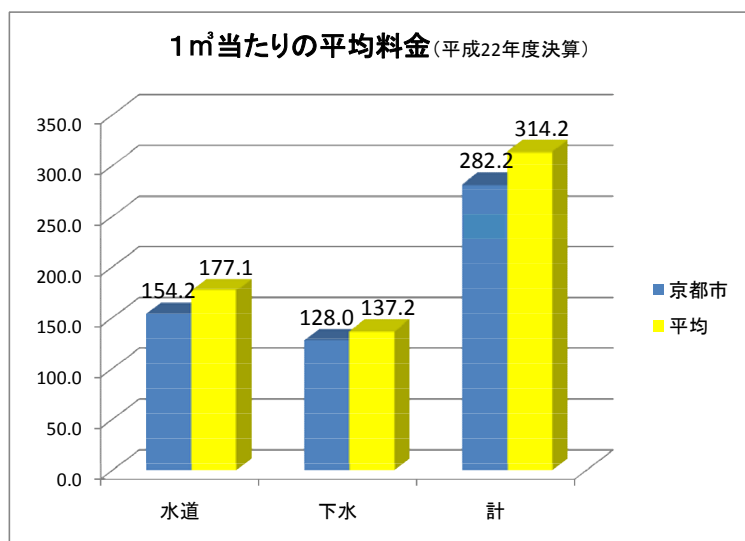
大都市との料金比較

京都市の1箇月の上下水道料金を大都市（平成14年度時点の政令市及び東京都、千葉市を除く。）平均と比較すると、京都市の一般家庭の平均使用水量である16 m^3 では、水道が少し安く、下水は逆にやや高くなっており、合計するとやや安価な水準となっている。一方、1 m^3 当たりの平均料金では、上下水道とも安価になっている。また、1 m^3 当たりに掛かる費用についても、同様に安価になっている。



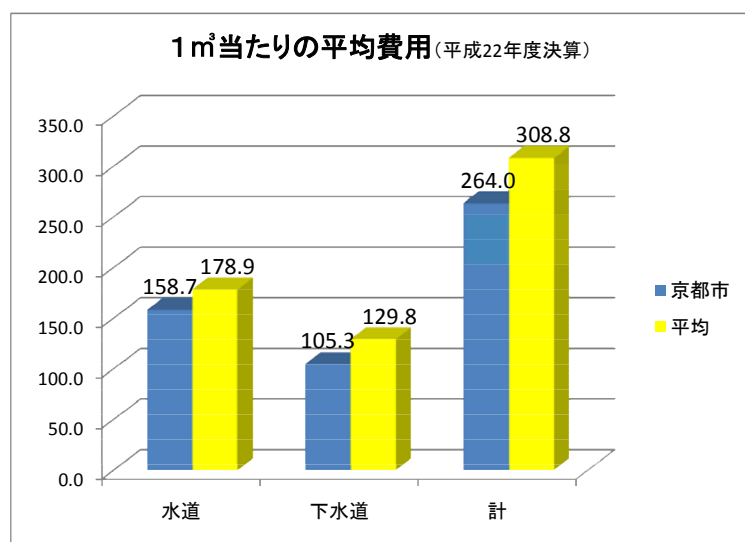
※ 1月16 m^3 は、京都市の一般家庭の平均使用水量

口径20mm 16 m^3	(単位 円・税抜き)		
	水道	下水	計
京都市	1,842	1,414	3,256
平均との差	△ 153	91	△ 62
札幌市	2,520	1,002	3,522
仙台市	3,160	1,327	4,487
東京都	2,048	1,440	3,488
川崎市	1,504	1,448	2,952
横浜市	1,824	1,378	3,202
名古屋市	2,034	1,208	3,242
大阪市	1,532	916	2,448
神戸市	1,750	1,058	2,808
広島市	1,558	1,407	2,965
北九州市	1,732	1,480	3,212
福岡市	2,430	1,802	4,232
平均	1,995	1,323	3,318



※ 供給単価・使用料単価は、有収水量（有収汚水量）1 m^3 当たりで、どれだけの料金収入を得ているかを表すもの

1 m^3 当たりの平均料金	(単位 円・税抜き)		
	水道 供給単価	下水 使用料単価	計
京都市	154.2	128.0	282.2
平均との差	△ 22.9	△ 9.2	△ 32.0
札幌市	213.5	93.9	307.4
仙台市	208.1	150.6	358.7
東京都	196.5	133.3	329.8
川崎市	150.5	154.4	304.9
横浜市	175.7	150.1	325.8
名古屋市	164.6	123.3	287.9
大阪市	162.4	100.6	263.0
神戸市	174.0	107.6	281.6
広島市	154.1	174.2	328.3
北九州市	150.2	150.5	300.7
福岡市	221.1	179.5	400.6
平均	177.1	137.2	314.2

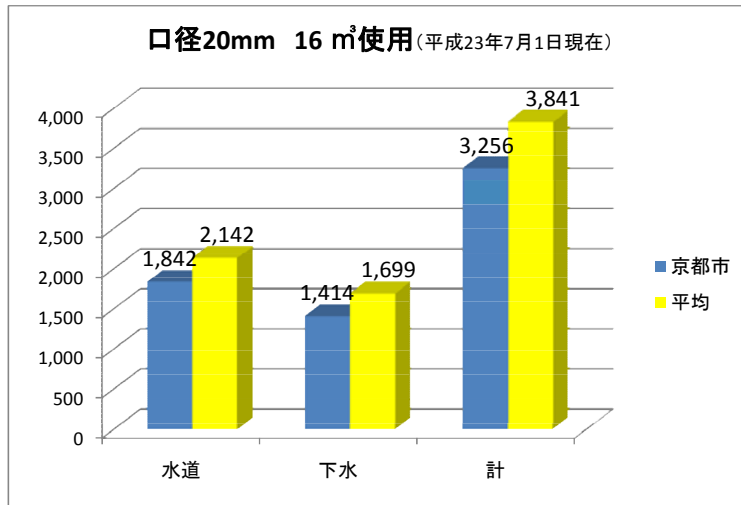


※ 給水原価・汚水処理原価は、有収水量（有収汚水量）1 m^3 当たりで、どれだけの費用が掛かっているかを表すもの

1 m^3 当たりの平均費用	(単位 円・税抜き)		
	水道 給水原価	下水道 汚水処理原価	計
京都市	158.7	105.3	264.0
平均との差	△ 20.2	△ 24.5	△ 44.8
札幌市	198.9	86.3	285.2
仙台市	213.6	135.9	349.5
東京都	184.1	115.3	299.4
川崎市	178.0	157.4	335.4
横浜市	178.1	141.8	319.9
名古屋市	174.6	122.0	296.6
大阪市	151.1	97.6	248.7
神戸市	187.2	105.7	292.9
広島市	153.1	175.6	328.7
北九州市	154.3	142.0	296.3
福岡市	215.6	173.1	388.7
平均	178.9	129.8	308.8

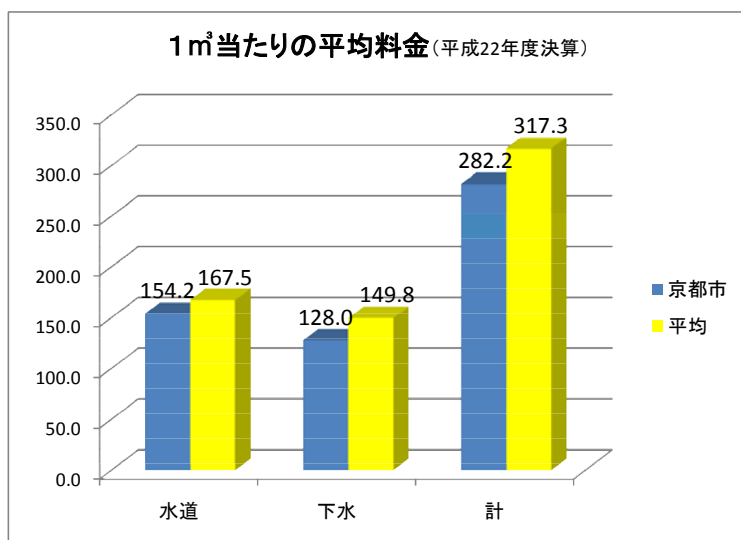
近隣都市との料金比較

京都市の1箇月の上下水道料金を近隣都市9都市と比較すると、京都市の一般家庭の平均使用水量である16㎡では、上下水道とも少し安価な水準となっている。また、1㎡当たりの平均料金及び1㎡あたりに掛かる費用についても、同様に安価になっており、特に下水道の費用（汚水処理原価）ではかなり安価（△60.7円）になっている。



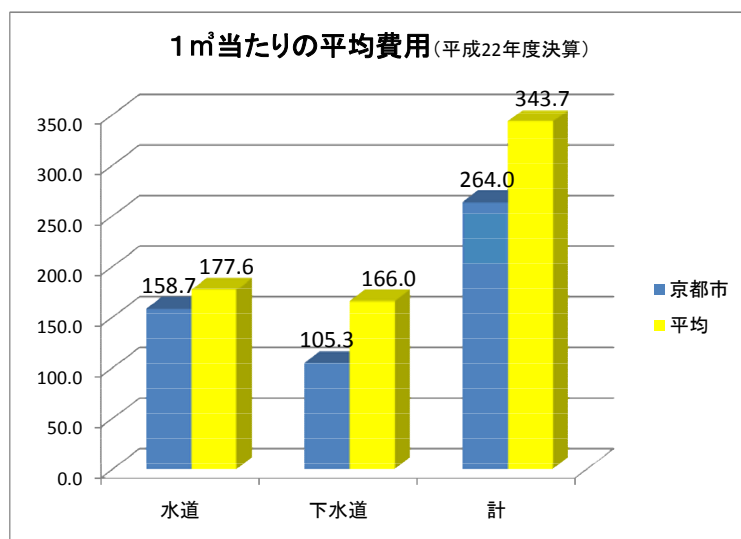
※ 1月16㎡は、京都市の一般家庭の平均使用水量

口径20mm 16㎡ （単位 円・税抜き）			
	水道	下水	計
京都市	1,842	1,414	3,256
平均との差	△ 300	△ 285	△ 585
宇治市	1,792	2,218	4,010
城陽市	1,792	2,040	3,832
長岡京市	2,780	1,325	4,105
亀岡市	1,560	1,940	3,500
向日市	3,165	1,620	4,785
八幡市	1,892	1,830	3,722
大山崎町	3,140	1,120	4,260
久御山町	1,877	1,404	3,281
大津市	1,584	2,077	3,661
平均	2,142	1,699	3,841



※ 供給単価・使用料単価は、有収水量（有収汚水量）1㎡当たりで、どれだけの料金収入を得ているかを表すもの

1㎡当たりの平均料金 （単位 円・税抜き）			
	水道 供給単価	下水 使用料単価	計
京都市	154.2	128.0	282.2
平均との差	△ 13.3	△ 21.8	△ 35.1
宇治市	135.6	229.1	364.7
城陽市	138.1	146.9	285.0
長岡京市	232.0	117.9	349.9
亀岡市	117.0	182.2	299.2
向日市	216.9	128.0	344.9
八幡市	145.1	127.9	273.1
大山崎町	249.2	119.3	368.6
久御山町	146.7	132.9	279.6
大津市	140.2	185.5	325.7
平均	167.5	149.8	317.3



※ 給水原価・汚水処理原価は、有収水量（有収汚水量）1㎡当たりで、どれだけの費用が掛かっているかを表すもの

1㎡当たりの平均費用 （単位 円・税抜き）			
	水道 給水原価	下水道 汚水処理原価	計
京都市	158.7	105.3	264.0
平均との差	△ 18.9	△ 60.7	△ 79.7
宇治市	148.6	162.9	311.5
城陽市	137.1	190.5	327.6
長岡京市	234.5	165.6	400.1
亀岡市	127.4	216.3	343.7
向日市	213.3	150.0	363.3
八幡市	150.3	145.1	295.4
大山崎町	312.9	143.7	456.5
久御山町	162.7	142.5	305.2
大津市	130.9	238.5	369.4
平均	177.6	166.0	343.7

大都市 水道料金表		1箇月分（単位 円）（平成23年7月1日現在）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		京都市		札幌市						仙台市		東京都				川崎市		横浜市		名古屋市			大阪市		神戸市		広島市		北九州市		福岡市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
基本料金（口径別）	区分		基本 水量	家事用	家事 以外	基本水量					基本 水量				基本水量				基本 水量		基本 水量		一般用・専用	業務 用	基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量	

大都市 水道料金表		さいたま市		新潟市		静岡市		浜松市		堺市		岡山市	
基本料金（口径別）	区分		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量		基本 水量
	1 3mm	890	8㎡	13mm 880 16mm 1,120	なし	380	なし	600		650	なし	670	なし （200mm以上含む）
	2 0mm	1,080		2,090				640				1,020	
	2 5mm	1,750		3,240				720				1,720	
	3 0mm	4,800	4,680	1,910		1,500		3,100					
	4 0mm	14,800	7,910			2,900		5,000	3,750				
	5 0mm	38,200	12,860	2,830		6,200		10,000	7,430				
	7 5mm	86,500	28,900	7,060		14,000		20,000	14,380				
	1 0 0mm	184,500	51,300	12,020		28,000		31,000	24,150				
	1 5 0mm	310,900	116,200	26,290		74,000		50,000	38,390				
2 0 0mm ～	988,300	208,200	155,000			110,000		200mm 57,320 250mm 86,930 300mm 115,500					
従量料金（1㎡当たり）	区分	～25mm	30mm～	～16mm	20mm～							～25mm	40mm～
	1～10㎡	1～8㎡ 0	1～60㎡ 310 61～500㎡ 345	37	89	60	40	口径～20mm 40 口径25mm～ 125	30	170			
	11～20㎡	8～20㎡ 175		102		107	96	125	136				
	21～30㎡	220		109		142	127	185	148				
	31～50㎡	31～40㎡ 155 41～50㎡ 180					230	170					
	51～100㎡	310		127	165	188	275	195	51～300㎡ 195 301㎡～ 216				
	101～200㎡			183		195	310						
	201～500㎡			101～300㎡ 147 301㎡～ 172		195	200			325			
	501～1,000㎡									335			
	1,001～5,000㎡												
	5,001～10,000㎡												
	10,001㎡～	395											

大都市 下水道使用料表		1 箇月分 (単位 円) (平成23年7月1日現在)																		
		京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	さいたま市	千葉市	新潟市	静岡市	浜松市	堺市	岡山市
基本使用料		700	600	703	560	660	630	560	550	470	695	634	760	660	570	1,190	925	600	715	538
基本水量		10㎡	10㎡	10㎡	8㎡	8㎡	8㎡	10㎡	10㎡	10㎡	6㎡	10㎡	なし	なし	なし	10㎡	なし	なし	なし	なし
従量 使用料	1～10㎡	0	0	0	1～8㎡ 0	1～8㎡ 0	1～8㎡ 0	0	0	0	1～6㎡ 0	0	13	15	1～5㎡ 15	0	35	40	50	62
						9～10㎡ 10	9～10㎡ 20								7～10㎡ 5					
	11～20㎡	119	67	104	9～20㎡ 110	128	118	108	61	98	11～15㎡ 106 16～20㎡ 162 (営業用177)	11～25㎡ 141 26～50㎡ 208	152	111	109	158	125	112	140	158
	21～30㎡					137	140	164	173		160									
	31～50㎡	167	118	170	242		234	179	103	128	246	137	182	191	160	140	210			
	51～100㎡				225	200	303	264	205	119								152	257	278
	101～200㎡	188	145	274	230	364	299	101～300㎡ 240	136	183	344 (101～200㎡：395) (201～500㎡：440) (501～1,000㎡：472) (1,001㎡～：495)	307	101～300㎡ 311	205	259	246	190	162		
	201～500㎡	206	168	351	270	201～600㎡ 393	341		159	215									180	230
	501～1,000㎡	218		199	378	310	601～2,000㎡ 422	389	301㎡～ 254	215	1,001～2,000㎡ 245	407	417	283	1,001～2,000㎡ 319	220	1,001～2,000㎡：186 2,001～5,000㎡：191	395		
	1,001～5,000㎡		406			2,001～5,000㎡ 446	1,001～2,000㎡ 416	234		2,001㎡～ 260	412								515	302
	5,001～10,000㎡			237	475							2,001㎡～ 472								
	10,001㎡～		420																	

近隣都市 水道料金表	1箇月分 (単位 円) (平成23年7月1日現在)	
	京都市	宇治市
基本料金	1,000円	1,000円
従量料金	100円/100m³	100円/100m³
基本料金	1,000円	1,000円
従量料金	100円/100m³	100円/100m³

水道料金表		京都市			宇治市			城陽市			長岡京市			亀岡市			向日市			八幡市			大山崎町			久御山町			大津市		
基本料金（口径別）	区分		基本水量	用途別料金		メーター使用料	基本水量		基本水量		基本水量		基本水量		メーター使用料	基本水量	用途別料金	基本水量	用途別料金	メーター使用料	基本水量		基本水量								
	1 3mm	870	10m³	家庭用		40	8m³	725	なし	910	10m³	900	なし	950	全口径390	6m³	家事用 1,700	5m³	家事用 858	58	8m³	840	10m³								
	2 0mm	770		80	870	1,120		1,400		115																					
	2 5mm	1,690		官公署・団体用		90	10m³	970		2,400		2,400		営業用，学校用 官公署用			20m³	営業用 1,200	124	10m³	1,120										
	3 0mm	1,735		営業用		160	8m³	6,840		10,000		8,600		5,270			工場用	477	20m³	1,380											
	4 0mm	2,470		770		900	15,240	45,000		7,300		21,000		27,660			100m³	2,600	1,334	20m³	3,240										
	5 0mm	9,250		工場事業所用		1,200	10m³	41,890		95,000		18,300		42,000			27,660		100m³	3,867	1,810	25m³		3,540							
	7 5mm	15,470		2,045		1,500	81,455	200,000		なし		62,000		2,000			27,660		100m³	3,867	2,381	25m³		4,440							
	1 0 0mm			125mm		1,500	226,015	400,000						125mm			2,500	3,867		4,191	200mm 6,381	200mm 14,300 250mm～ 20,900									
	1 5 0mm			150mm		2,900	集合家事用 13mm 720 20mm 930							150mm			3,500	3,867		200mm 6,381											
2 0 0mm ～																															
従量料金（1m³当たり）	区分			家庭用	官公署 団体用	営業用	工場事 業所用			～25mm	40mm～			家事用	営業用 学校用 官公署 用	工場用	家事用	営業用	工場用	官公署 用											
	1～10m³	0	1～8m³ 0	0	1～8m³ 0	0	34	85	0	1～25 m³ 110	1～5m³ 65	1～6m³ 0	1～5m³ 0	0	0	1～8m³ 0	0	0	1～25m³ 0	0											
	11～20m³	162	15～20 m³ 126	184	15～20 m³ 126	206	97	135	11～25 m³ 110	26～50m³ 120	165	152	215	0	0	8～20 m³ 113	11～25 m³ 135	0	124												
	21～30m³		143	21～40 m³ 196	21～40 m³ 166	21～40 m³ 218	136	240	240							167	245			290	0	135	26～50 m³ 147	145	26～50 m³ 172	153					
	31～50m³	189	31～40 m³ 160	41～100 m³ 206	41～60 m³ 190	41～100 m³ 246	31～40m³ 175 41～50m³ 204	233		240	31～40m³ 212 41～50m³ 217	270	320	0	0			155	178								183	240			
	51～100m³		41～60 m³ 172	61m³～ 190	206	305	252		160							290	227			295	330	320	148	178	178	183			240		
	101～200m³	206	224					276		293	252	160	290	252	320			395	148								178	178		183	240
	201～500m³	223		236	206	305	252		160							290	252			320	395	148	178	178	183	240					
	501～1,000m³	262	252					206		305	252	160	290	252	320			395	148								178	178	183	240	
	1,001～5,000m³	301		252	206	305	252		160							290	252			320	395	148	178	178	183	240					
	5,001～10,000m³	301	252					206		305	252	160	290	252	320			395	148								178	178	183	240	
	10,001m³～	339		252	206	305	252		160							290	252			320	395	148	178	178	183	240					

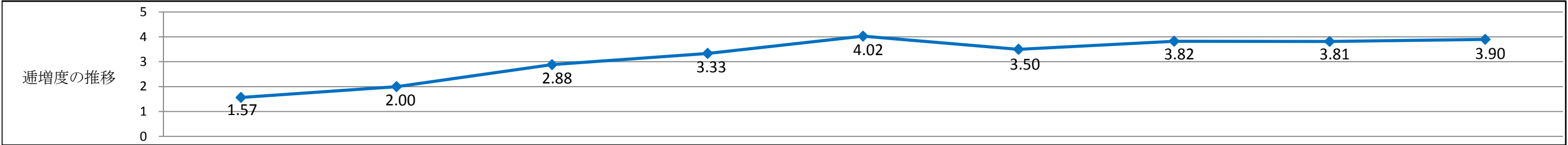
近隣都市 下水道使用料表		1 箇月分 (単位 円) (平成23年7月1日現在)													
用途		京都市	宇治市	城陽市	長岡京市	亀岡市		向日市	八幡市	大山崎町	久御山町	大津市			
基本使用料		700	1,342	1,200	800	1,200	3,050	960	790	700	858	901			
基本水量		10m³	10m³	10m³	10m³	10m³	20m³	10m³	8m³	10m³	10m³	8m³			
従量 使用料	1～10m³	0	0	0	0	0	0	0	1～8m³ 0	0	0	1～8m³ 0			
	11～20m³	119	146	140	11～15m³ 120 16～20m³ 140	0	110	140	70	91	8～20m³ 147				
	21～30m³		170	155	16～30m³ 100	170	210	120	142	75	96	156			
	31～50m³	167	195	31～40m³ 160 41～50m³ 170	110	220	240	140	143	90	100	217			
	51～100m³		219	180		280	160	146	100	105	266				
	101～200m³	188	244	115	330				120	110	310				
	201～500m³	206				200	290			380	180	220	135	143	153
	501～1,000m³	268	135		160				185						
1,001～5,000m³	218	292	185												
5,001～10,000m³															
10,001m³～															

京都市水道料金の推移

(単位 円)

期 間 区 分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
			昭35. 10から 昭39. 11まで	昭39. 12から 昭43. 3まで	昭43. 4から 昭48. 11まで	昭48. 12から 昭51. 3まで	昭51. 4から 昭55. 12まで	昭56. 1から 平2. 3まで	平2. 4から 平7. 12まで	平8. 1から 平13. 9まで	平13. 10以降
専 用	基 本	呼び径 20mm以下	10㎡まで 115	8㎡まで 115 10㎡まで 150	8㎡まで 115 10㎡まで 170	8㎡まで 140 10㎡まで 240	8㎡まで 240 10㎡まで 410	8㎡まで56年度末まで400 57年度末まで500 58年度以降10㎡と同 10㎡まで 600	680	平8年度末まで 747 平9年度以降 800	870
		25mm	160	240	290	430	790	1, 150	1, 320	1, 550	1, 690
		40mm	210	320	390	590	1, 100	1, 650	1, 900	2, 240	2, 470
		50mm	650	1, 000	1, 400	2, 100	4, 000	6, 000	7, 100	8, 370	9, 250
		75mm以上			1, 700	2, 600	6, 500	10, 000	11, 850	13, 960	15, 470
	従 量 (1㎡につき)	11～30㎡	11～20㎡ 15	11～50㎡ 25	30	43	70	56年度末まで 100 57年度以降 105	125	平8年度末まで 138 平9年度以降 147	162
		31～100㎡			36	53	85	120	145	171	189
		101～200㎡	21㎡以上 臨時用 23	51㎡以上 30 〔公業衆用浴場〕	49 〔公業衆用浴場〕	65 〔公業衆用浴場〕	105 〔公業衆用浴場〕	140 〔公業衆用浴場〕	170 〔公業衆用浴場〕	186 〔公業衆用浴場〕	206 〔公業衆用浴場〕
		201～500㎡									
		501～5, 000㎡									
		5, 001～10, 000㎡	指定営 22	21 〔 〕	21 〔 〕	70 〔 〕	130 〔 〕	170 〔 〕	200 〔 〕	236 〔 〕	262 〔 〕
		10, 001㎡以上	公衆浴場業用 12								
		10, 001㎡以上	その他 18								

主な料金体系の変更	・用途別料金体系から口径別料金体系へ移行（ただし、21㎡以上は用途別）	・基本水量8㎡を併用 ・21㎡以上に設定していた用途別の従量料金を廃止 ・水量区画を11～50㎡，51㎡以上に変更	・水量区画を11～30㎡，31～100㎡，101㎡以上に変更	・101㎡以上の水量区画を 101～500㎡，501～5, 000㎡，5, 001～10, 000㎡，10001㎡以上に変更		・8㎡の基本水量を廃止		・101～500㎡の水量区画を 101～200㎡，201～500㎡に変更	
水量区画の数 (基本水量の区画を除く)	2	2	3	6	6	6	6	7	7



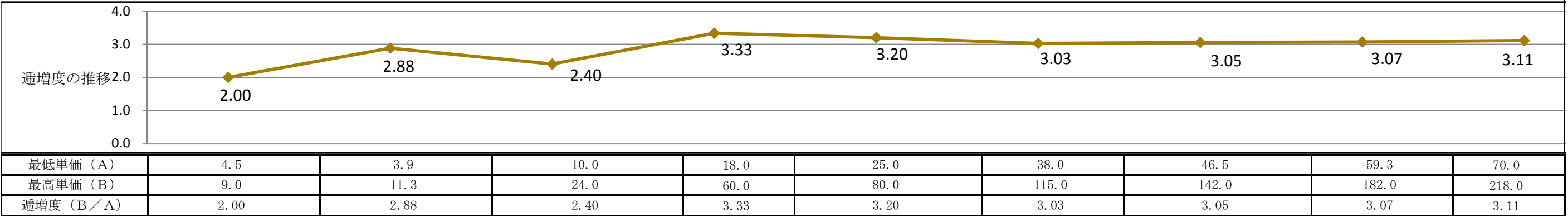
最低単価（A）	11. 5	15. 0	17. 0	24. 0	41. 0	60. 0	68. 0	80. 0	87. 0
最高単価（B）	18. 0	30. 0	49. 0	80. 0	165. 0	210. 0	260. 0	305. 0	339. 0
通増度（B／A）	1. 57	2. 00	2. 88	3. 33	4. 02	3. 50	3. 82	3. 81	3. 90

※最低単価は、口径20mm以下で基本水量（月10㎡）使用時の1㎡当たりの単価

京都市下水道使用料の推移

種 別		期 間	①		②		③		④		⑤			⑥		⑦			⑧		⑨
			昭35.10から 昭43.3まで		昭43.4から 昭46.11まで		昭46.12から 昭51.3まで	昭46.12から 昭50.5まで	昭51.4から 昭55.12まで	昭56.1から 昭61.3まで			昭61.4から 平2.3まで		平2.4から 平7.12まで			平8.1から 平13.3まで		平13.4から	
			甲地域	乙地域	甲地域	乙地域	甲地域	乙地域		56年度 末まで	57年度 末まで	58年度 以降	61年度 末まで	62年度 以降	2年度 末まで	3年度 末まで	4年度 以降	8年度 末まで	9年度 以降		
基本						8m ³ 以下 80 9～10m ³ 100		8m ³ 以下 120 9～10m ³ 180	8m ³ 以下 200 9～10m ³ 250	250	330	380	430	465			539	593	700		
従 量 （ 1 m ³ につ き）	11～30m ³	(水道汚水) 水道料金 の3/10 (その他汚水) 臨時用等 6.90 指定営業用 6.60 公衆浴場業用 3.60 その他 5.40	(水道汚水) 水道料金 の2/10 (その他汚水) 臨時用等 4.60 指定営業用 4.40 公衆浴場業用 2.40 その他 3.60	(水道汚水) 水道料金 の2.3/10 (その他汚水) 臨時用等 10.20 指定営業用 9.80 公衆浴場業用 5.00 その他 8.00	(水道汚水) 水道料金 の1.5/10 (その他汚水) 臨時用等 6.80 指定営業用 6.50 公衆浴場業用 3.00 その他 5.30	15	30	40	45		65		70	75	80	101		119			
	31～100m ³					20	40	60	60		90	110	110	110	141		167				
	101～200m ³					24	55	75	75	110	135	135	135	158		188					
	201～500m ³													173		206					
	501m ³ 以上													182		218					
公衆 浴 場 業 用	30m ³ まで					420+5×（1月 の汚水量－30 m ³ ）	780+6×（1月 の汚水排出量－30 m ³ ）	一般汚水と同じ			一般汚水と同じ		一般汚水と同じ			一般汚水と同じ		一般汚水と同じ			
	31～100m ³							8			9		11			14		16			
	101m ³ 以上							7													

主な使用料体系の変更	・用途別使用料体系から水道料金比の使用料体系へ移行		・水道料金比から下水道使用料独自の体系に移行 ・基本汚水量8m ³ を併用 ・水量区画を11～30m ³ , 31～100m ³ , 101m ³ 以上に設定	・101m ³ 以上の水量区画を101～200m ³ , 201～500m ³ , 501m ³ 以上に設定	・8m ³ の基本水量を廃止			・101～500m ³ の水量区画を101～200m ³ , 201～500m ³ に変更	
水量区画の数 (基本使用料の区画を除く)	2	3	3	4	4	4	4	5	5



※1 最低単価は、基本汚水量（月10m³）使用時の1m³当たりの単価
※2 甲・乙地域がある場合は、甲地域で計算
※3 経過措置がある場合は、最終時点の使用料体系で計算

市民意見募集の資料（京都市の参考事例）

1 意見募集の内容

アンケート調査の実施「平成 22 年度 水に関する意識調査」

(1) 調査対象等

- ア 調査対象：京都市内に在住する満 20 歳以上の男女 5,000 名
(住民基本台帳データ及び外国人登録データから無作為に抽出)
- イ 調査期間：平成 22 年 12 月 14 日（火）～12 月 24 日（金）
- ウ 調査方法：調査対象者に調査票を郵送により配布・回収
- エ 回収率：41.9%（回収数：2,096 通）

(2) 調査項目

- ア 回答者ご自身やご家族について（問 1～問 2）
- イ 水に関するライフスタイルについて（問 3～問 9）
- ウ 水道水について（問 10～問 12）
- エ 上下水道事業について（問 13～問 15）
- オ 上下水道局のサービスについて（問 16～問 20）
- カ 上下水道局の広報について（問 21～問 25）
- キ 上下水道事業全般について（問 26～問 27）

問 18 上下水道料金について、どのように思われますか。最も近いものを 1 つ
お選びください。

1. 高い 2. やや高い 3. 適正 4. やや安い 5. 安い 6. わからない

問 19 京都市の上下水道料金の仕組みについて、次のことをご存じですか。

あてはまるものをそれぞれお選びください。

(ア) 基本水量(2箇月で 20 m³)までのご使用は、基本料金だけの定額であること。

1. 知っている 2. 知らない

(イ) 原則として使用水量が多くなるほど、単価(従量料金)が高くなること。

1. 知っている 2. 知らない

問 20 上下水道料金は、問 19(ア)のように、2箇月で 20 m³以下では使用水量にかかわらず料金が変わらないため、近年「節水意識が働かない」「使わない場合に不公平感がある」などの声もあります。この仕組み(基本水量制)についてどう思われますか。最も近いものを 1 つお選びください。

1. 現状のままでよい 2. 基本水量(2 箇月で 20 m³)を下げるか廃止した方がよい
3. 上記の 1. 2. のどちらでもよい 4. わからない
5. その他 ()

2 意見募集の方法

(1) 市民意見の募集「守っていききたい京都の眺望景観」

ア 募集期間

平成 17 年 2 月 18 日(金)～3 月 18 日(金)

イ 募集内容

(ア) 守っていききたいと思う京都の眺望景観のカラー写真

(イ) 撮影の場所・日時，選定理由，京都市の景観保全に対する意見など

ウ 応募方法

所定の応募用紙・電子データに必要事項を記載のうえ，郵送又は電子メール

【担当課】京都市都市計画局都市景観部風致保全課

(2) ロゴマークの募集「京都市水道創設 100 周年記念ロゴマーク」

ア 募集期間

平成 23 年 10 月 24 日(月)～11 月 22 日(火)

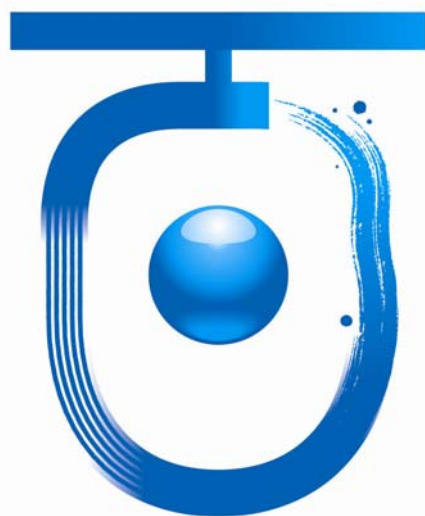
イ 募集内容

パンフレット等印刷物に表示するためのロゴマーク

ウ 応募方法

所定の応募用紙，A 4 判用紙又は電子データ原稿に必要事項を記載のうえ，郵送，電子メールにて応募いただくか，上下水道局本庁舎・各営業所に設置する応募箱にて提出してください。

【担当課】京都市上下水道局総務部総務課



京の水をあすへつなぐ
京都市水道創設100周年
100TH ANNIVERSARY OF WATERWORKS,
CITY OF KYOTO

平成 23 年 8 月
上 下 水 道 局

「平成 22 年度 水に関する意識調査 結果概要」について

京都市上下水道局では、「京（みやこ）の水ビジョン」において、「皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開する」ことを施策目標に掲げ、よりきめ細やかにお客さまの声を聴き、事業運営に反映していくため、アンケートや意識調査を継続的に実施することとしています。

本調査は、平成 17 年度に実施した「水に関するアンケート」を基本として、お客さま満足度に関する項目を加えたものを、「平成 22 年度水に関する意識調査」として実施したものです。調査の規模は前回同様 5,000 名を対象とし、4 割を超える方から回答を得、貴重なご意見をいただくことができました。

今回の調査結果の概要について、以下のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

1 調査の目的

本調査は、市民の皆さまのご家庭での水の使い方や、水そのものに対する意識について、前回調査からの変化を把握するとともに、上下水道料金及び上下水道サービスなどについて関心度や満足度などを把握することにより、今後の更なるサービスの向上に努め、上下水道事業の一層の推進を図ることを目的とする。

2 調査の内容

(1) 調査対象等

- ア 調査対象：京都市内に在住する満 20 歳以上の男女 5,000 名
（住民基本台帳データ及び外国人登録データから無作為に抽出）
- イ 調査期間：平成 22 年 12 月 14 日（火）～12 月 24 日（金）
- ウ 調査方法：調査対象者に調査票を郵送により配布・回収
- エ 回収率：41.9%（回収数：2,096 通）
前回調査 回収率：39.8%（回収数：1,989 通）

(2) 調査項目

- ア 回答者ご自身やご家族について（問 1 ～ 問 2）
- イ 水に関するライフスタイルについて（問 3 ～ 問 9）
- ウ 水道水について（問 10 ～ 問 12）
- エ 上下水道事業について（問 13 ～ 問 15）
- オ 上下水道局のサービスについて（問 16 ～ 問 20）
- カ 上下水道局の広報について（問 21 ～ 問 25）
- キ 上下水道事業全般について（問 26 ～ 問 27）

3 主な調査結果

今回実施した調査について、主な調査項目の結果は以下のとおりである。

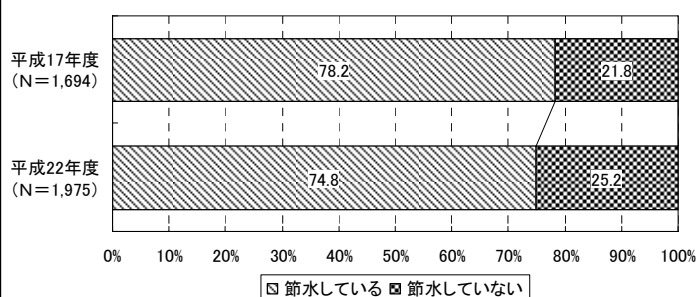
なお、平成 17 年度の調査結果と比較できる項目については、経年変化がわかるようその結果を併記することとした。

(1) 水に関するライフスタイルについて

ア 節水に関する取組状況

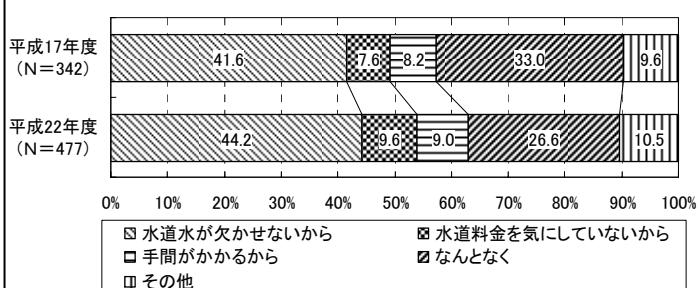
- ・ 節水については、平成 17 年度に比べ、割合は若干減少しているものの、7 割強の世帯で取り組まれている。
- ・ 一方、「節水していない」世帯の理由としては、「快適で衛生的な生活には水道水が欠かせないから」と回答された方の割合が 4 割強で、その割合は平成 17 年度に比べ多く、また、女性や 60 歳以上の世代で割合が多い。

図表 3-1 節水に関する取組状況(経年変化)



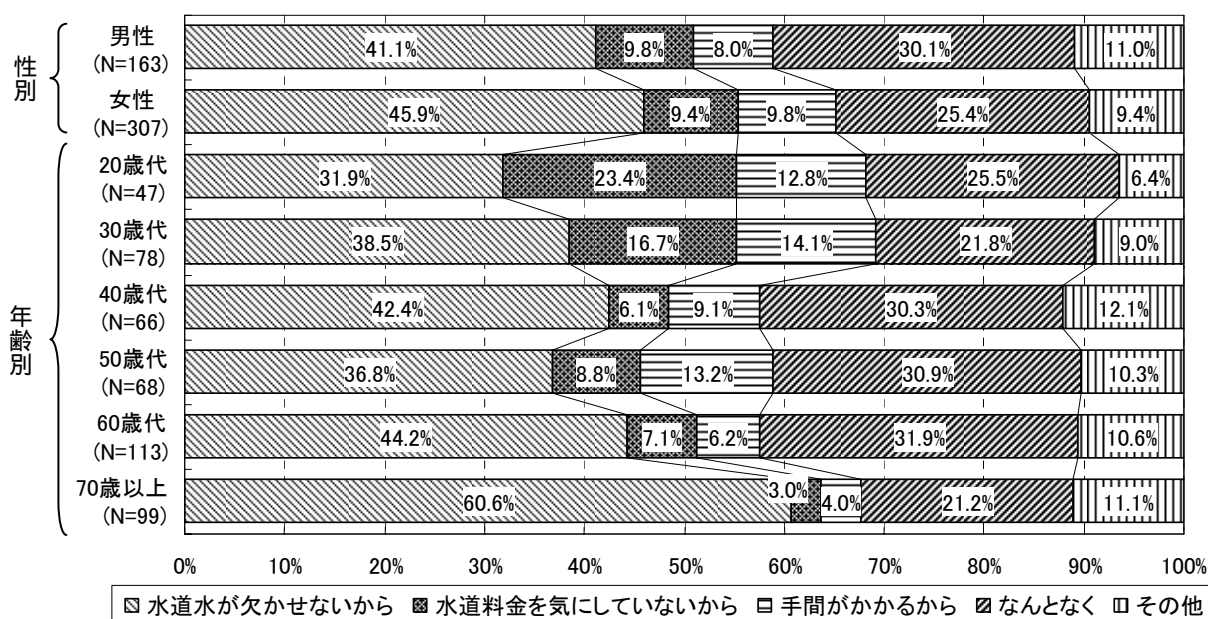
(注) Nは有効回答数を表す(以下図表についても同様とする。)

図表3-2 節水していない理由(経年変化)



(注)「節水していない理由」は、無回答を除いた回答数、構成比を求め比較を行っている。

図表3-3 節水していない理由(属性別)

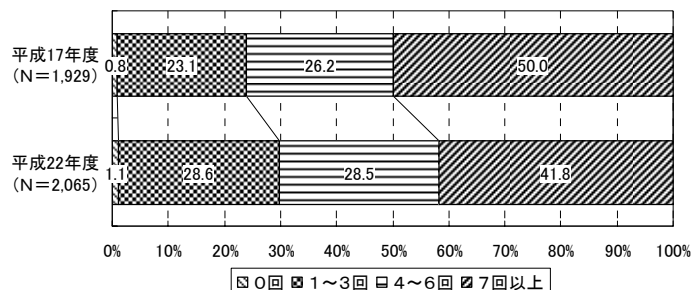


イ 各用途別の水道水の使用回数

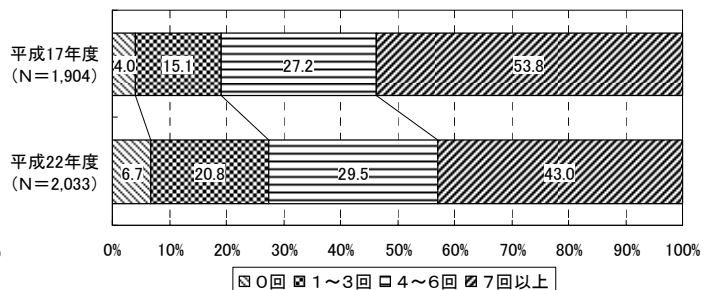
- 風呂、シャワーの回数をはじめとして、各用途における水道水の使用回数は全般的に平成17年度の回数より減っている。

図表 3-4 各用途別の水道水の使用回数(経年変化)

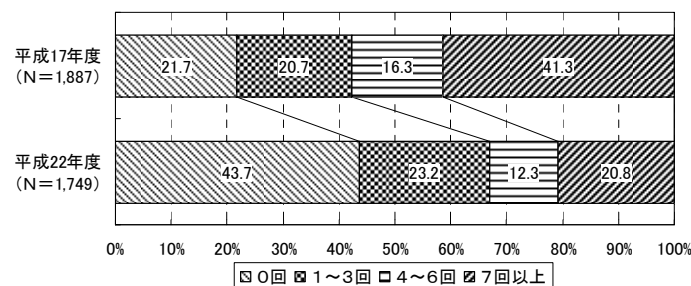
〔洗濯の回数(回/週)〕



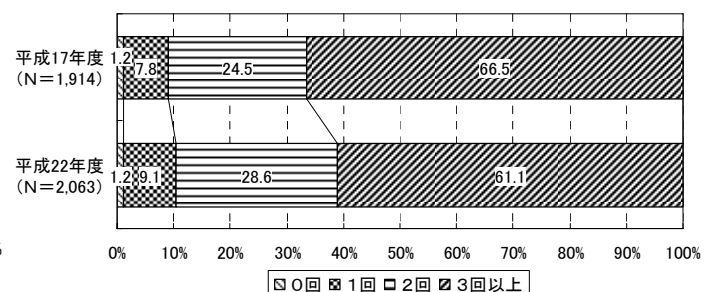
〔風呂の回数(回/週)〕



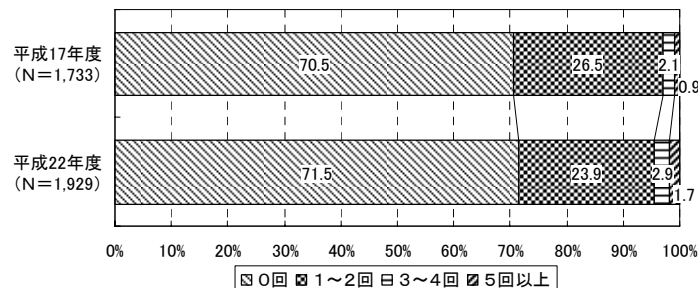
〔シャワーの回数(回/週)〕



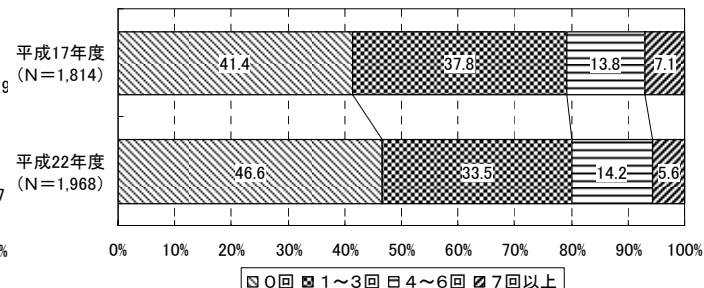
〔炊事の回数(回/日)〕



〔洗車の回数(回/月)〕



〔散水の回数(回/週)〕

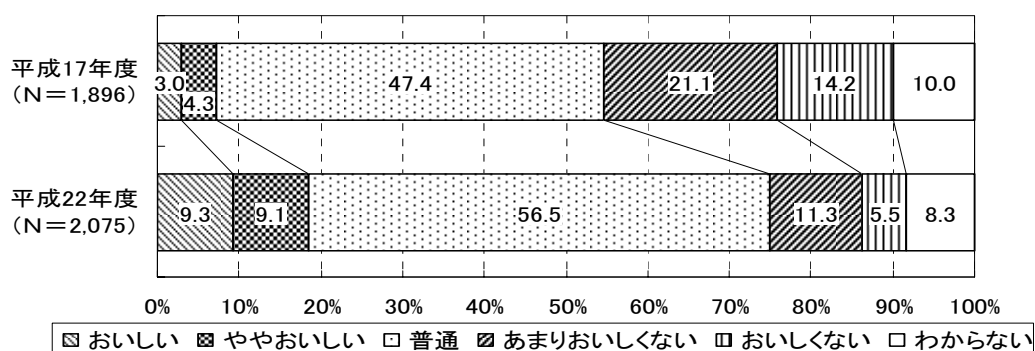


(2) 水道水について

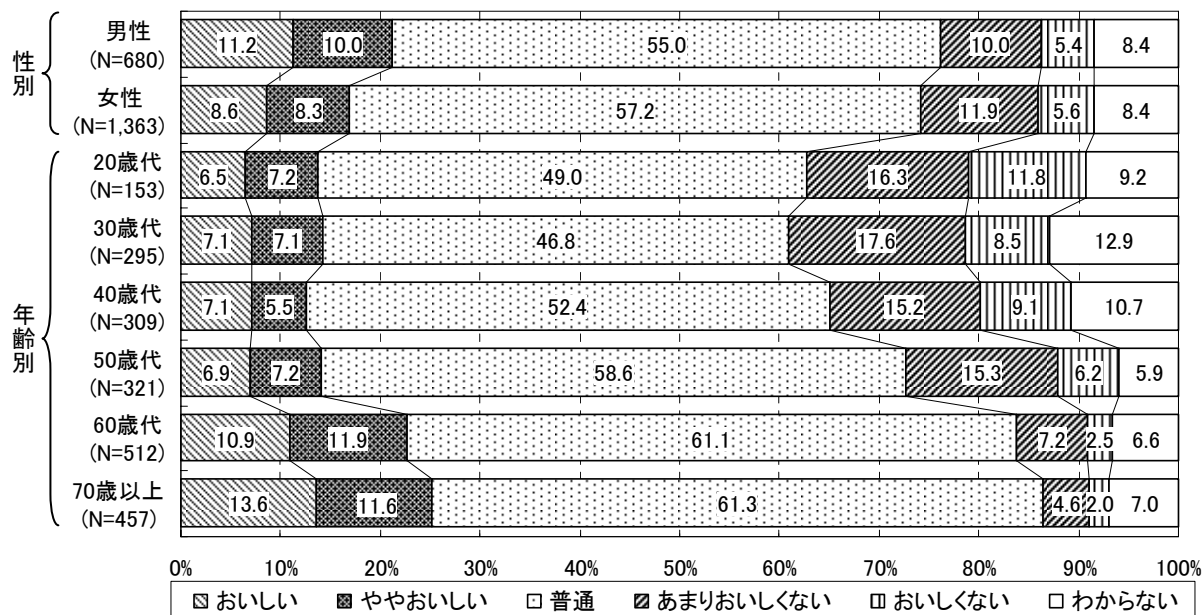
ア 水道水の「味」(おいしさ)

- ・ 水道水を「おいしい」「ややおいしい」と回答された方を合わせた割合が平成17年度に比べ2.5倍の約2割に増え、「普通」と回答された方は約6割であった。
- ・ 一方、「あまりおいしくない」「おいしくない」と回答された方を合わせた割合は、平成17年度に比べ半減し、2割弱となっている。
- ・ 男女別では、男性は「おいしい」「ややおいしい」と回答された方の割合が「あまりおいしくない」「おいしくない」と回答された方の割合よりも多いが、女性は「あまりおいしくない」「おいしくない」と回答された方の割合が多い。
- ・ 年齢別では、60歳以上の年齢層で「おいしい」「ややおいしい」と回答された方の割合が多い。

図表 3-5 水道水の「味」に対する評価(経年変化)



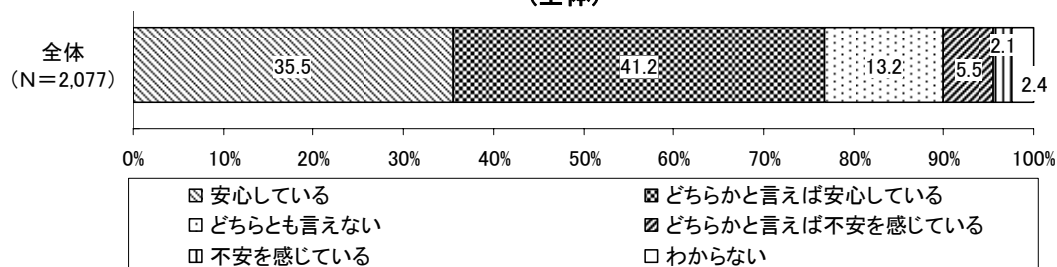
図表 3-6 水道水の「味」の満足度別構成比(属性別)



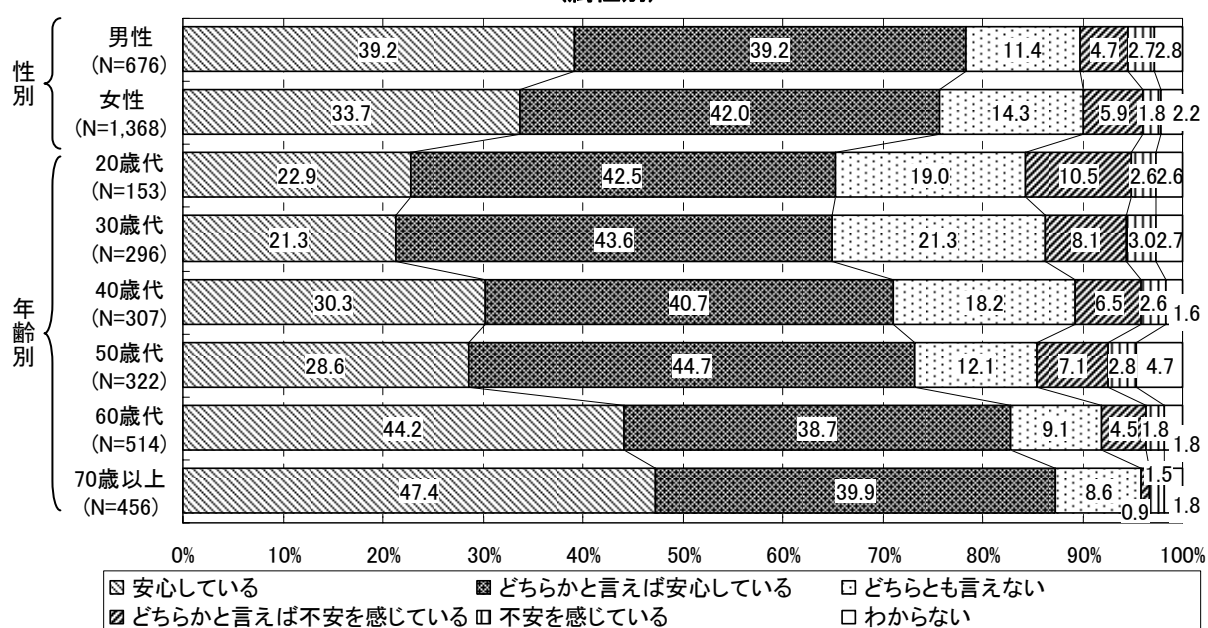
イ 水道水の水質の「安全性」

- ・ 水道水の水質の「安全性」は、「安心している」「どちらかと言えば安心している」と回答された方の割合が合わせて約8割あった。
- ・ 男女別では、男性の方が「安心している」「どちらかと言えば安心している」と回答された方の割合が多い。
- ・ 年齢別では、年齢が高くなるほど「安心している」「どちらかと言えば安心している」と回答された方の割合が多い傾向にある。

図表 3-7 水道水の水質の「安全性」の安心の度合い別構成比
(全体)



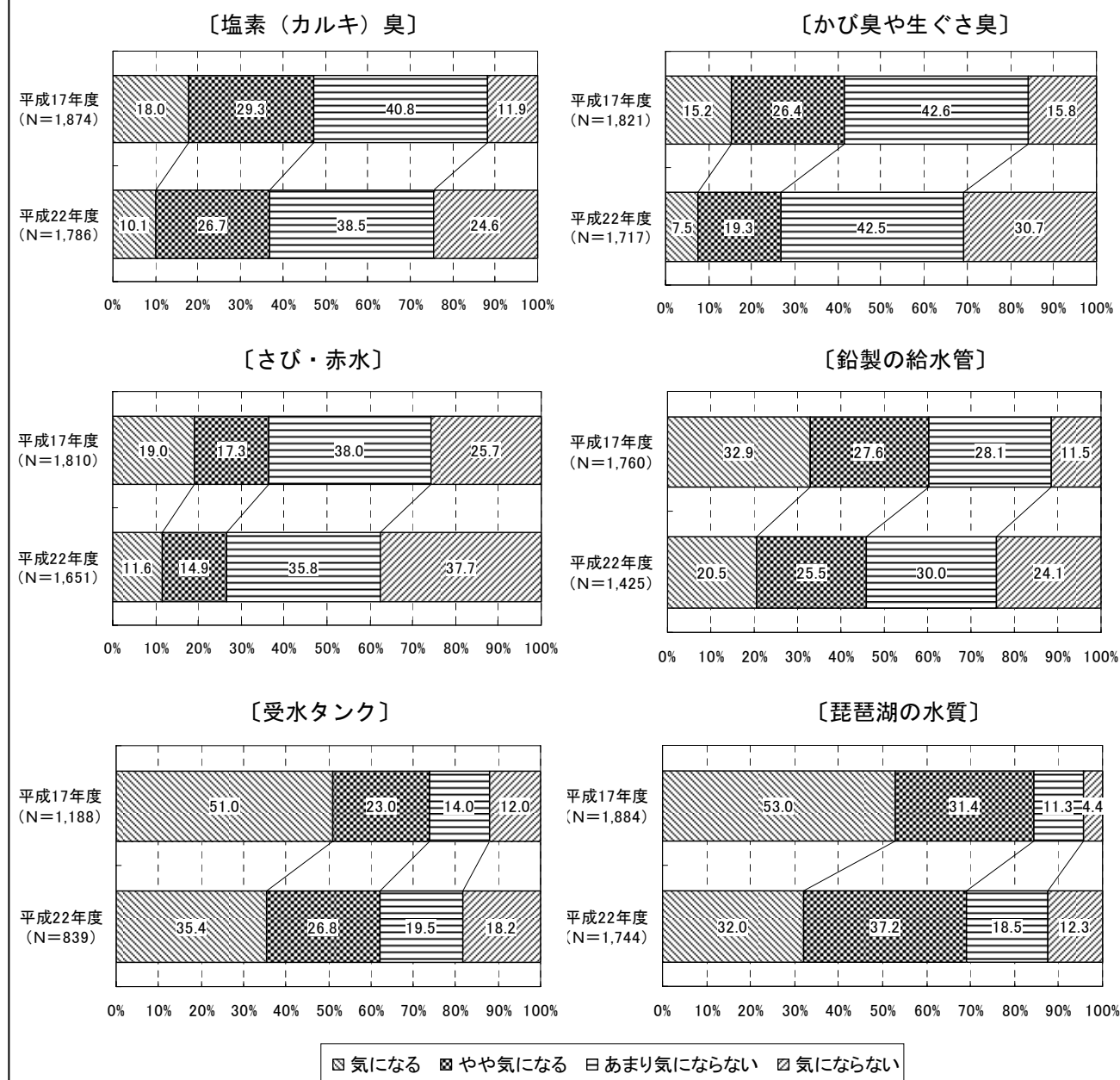
図表 3-8 水道水の水質の「安全性」の安心の度合い別構成比
(属性別)



ウ 水道水の水質について気になること

- 水道水の水質の各項目に対する印象は、全般的に平成 17 年度に比べ「気になる」「やや気になる」と回答された方の割合が少なくなり、「気にならない」「あまり気にならない」と回答された方の割合が増えている。

図表 3-9 水道水の水質の項目ごとの印象別構成比(経年変化)



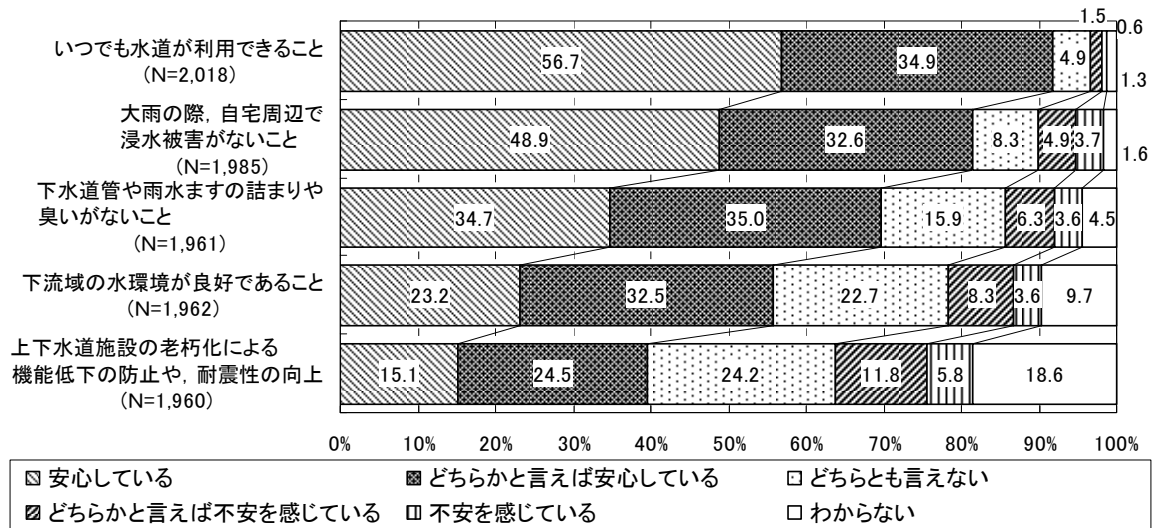
(注) 平成 17 年度と比較するため、今回（平成 22 年度）調査の値は「わからない」を除いた値を用いている。

(3) 上下水道事業について

ア 上下水道事業の安定性や水環境などに関する安心の度合い

- ・ 上下水道事業の安定性や水環境などについては、「いつでも水道が利用できること」「大雨の際、自宅周辺で浸水被害がないこと」において、「安心して」「どちらかと言えば安心して」と回答された方を合わせた割合はそれぞれ9割超、8割超であった。
- ・ また、「上下水道施設の老朽化による機能低下の防止や、耐震性の向上」に関しては、他の項目に比べて安心の度合いが低い。

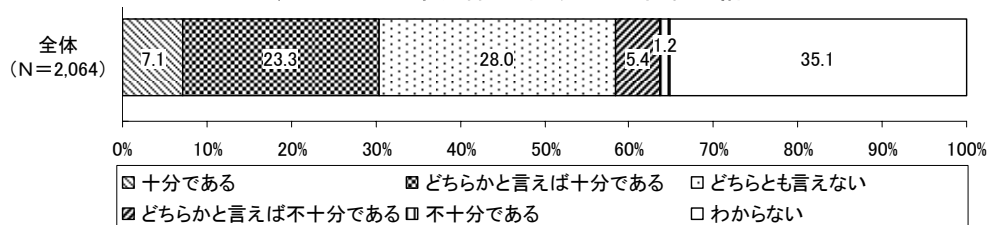
図表 3-10 上下水道事業の安定性や水環境などの安心の度合い別構成比



イ 環境保全活動への印象

- ・ 環境保全活動の取組については、「十分である」「どちらかと言えば十分である」と回答された方の割合は合わせて約3割あり、「どちらかと言えば不十分である」「不十分である」と回答された方の割合は合わせて1割弱であった。また、「わからない」と回答された方の割合は約3分の1であった。

図表 3-11 環境保全活動への印象別構成比

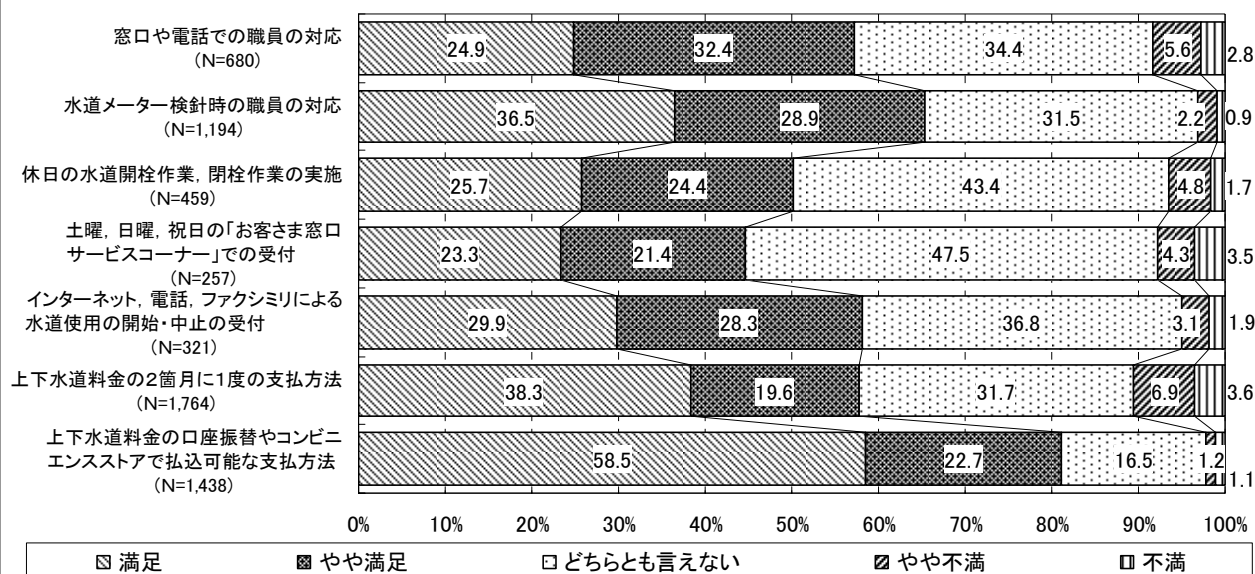


(4) 上下水道局のサービスについて

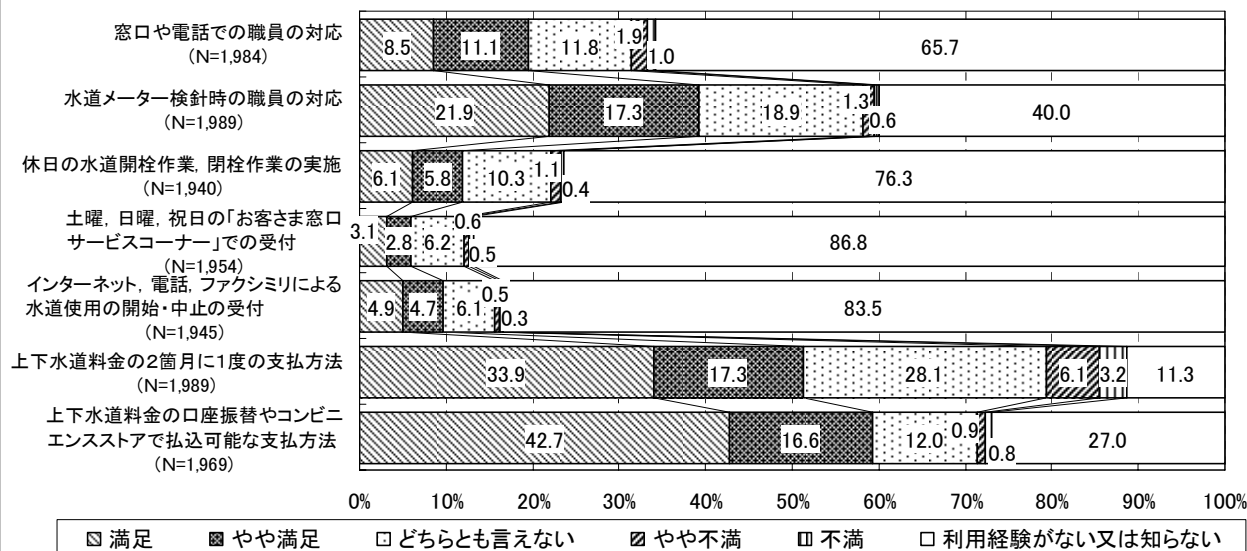
ア 上下水道局が行っているサービスへの満足度

- ・ 上下水道局のサービスを利用された方で、「満足」「やや満足」と回答された方を合わせた割合は全般的に5割超であり、「やや不満」「不満」と回答された方を合わせた割合は全般的に1割未満であった。

図表 3-12 上下水道局のサービスに対する満足度別構成比
〔「利用経験がない又は知らない」を除く〕

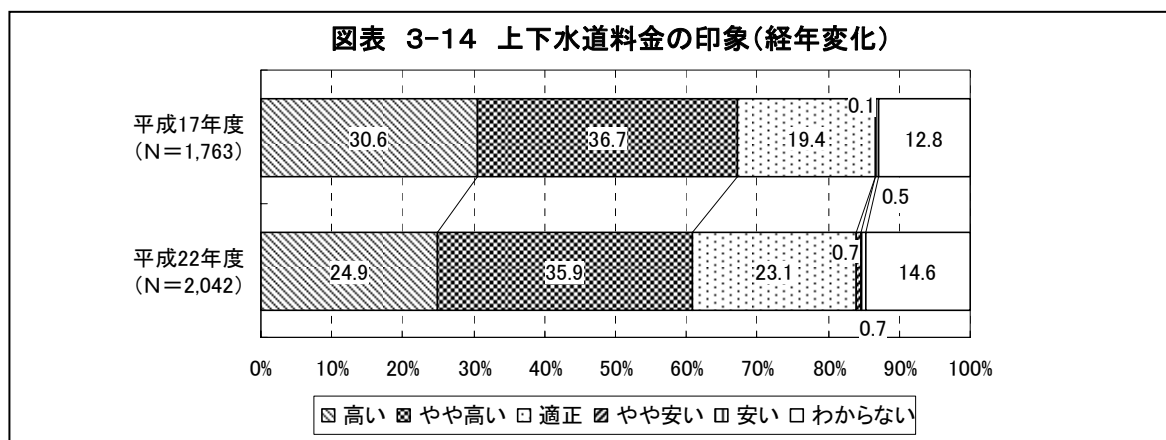


図表 3-13 上下水道局のサービスに対する満足度別構成比



イ 上下水道料金の印象

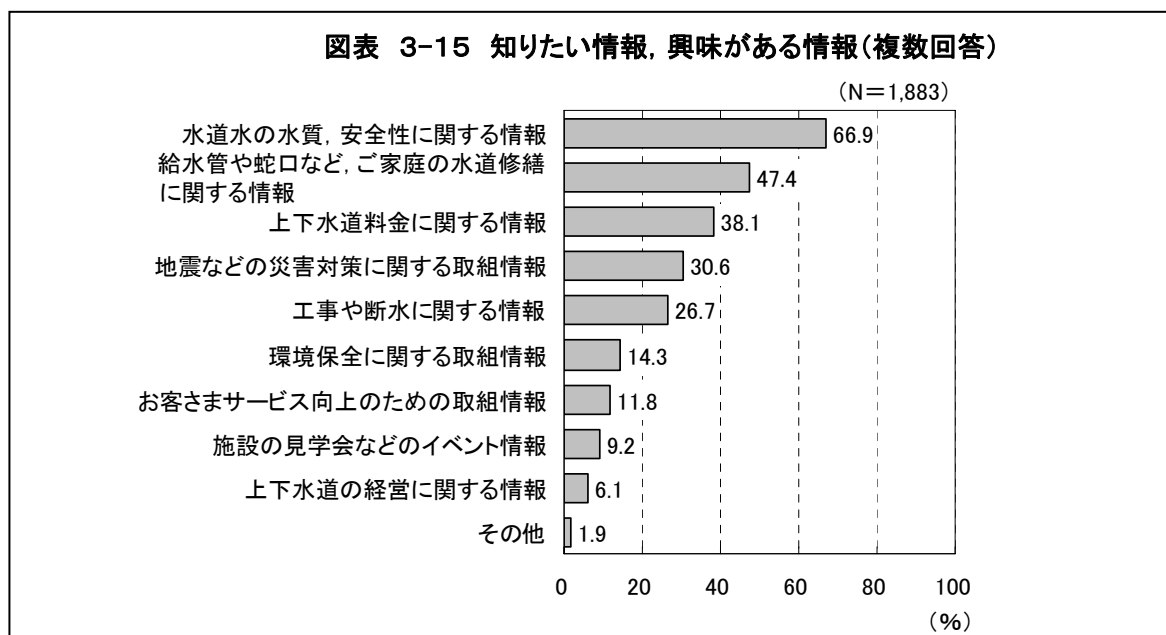
- 上下水道料金の印象については、「高い」「やや高い」と回答された方の割合が合わせて約6割であったが、平成17年度に比べると、その割合は減少するとともに、「適正」と回答された方の割合が増加している。



(5) 上下水道局の広報について

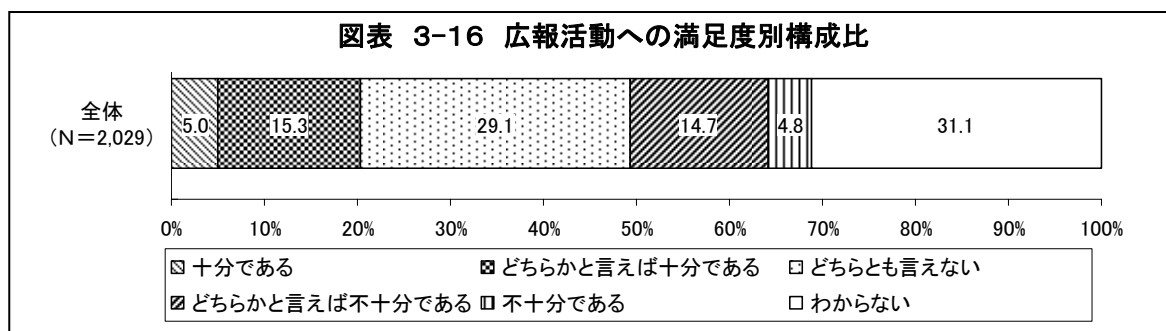
ア 知りたい情報、興味がある情報

- 知りたい情報、興味がある情報として回答された割合が多かったのは、水道水の水質、安全性やご家庭での水道修繕に関する情報、上下水道料金、地震・災害対策、工事・断水に関するものであった。



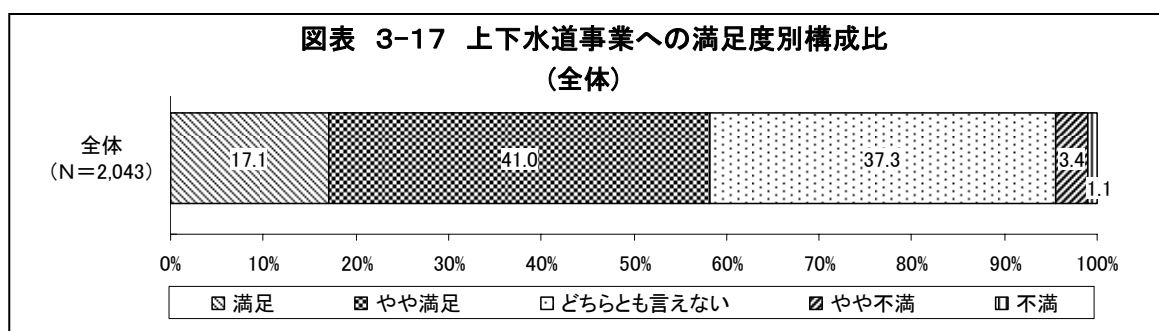
イ 上下水道事業に関する広報活動全般

- ・ 広報活動の取組は、「十分である」「どちらかと言えば十分である」と回答された方を合わせた割合と「どちらかと言えば不十分である」「不十分である」と回答された方を合わせた割合が、共に約2割となっており、また、「わからない」と回答された方の割合が約3割であった。

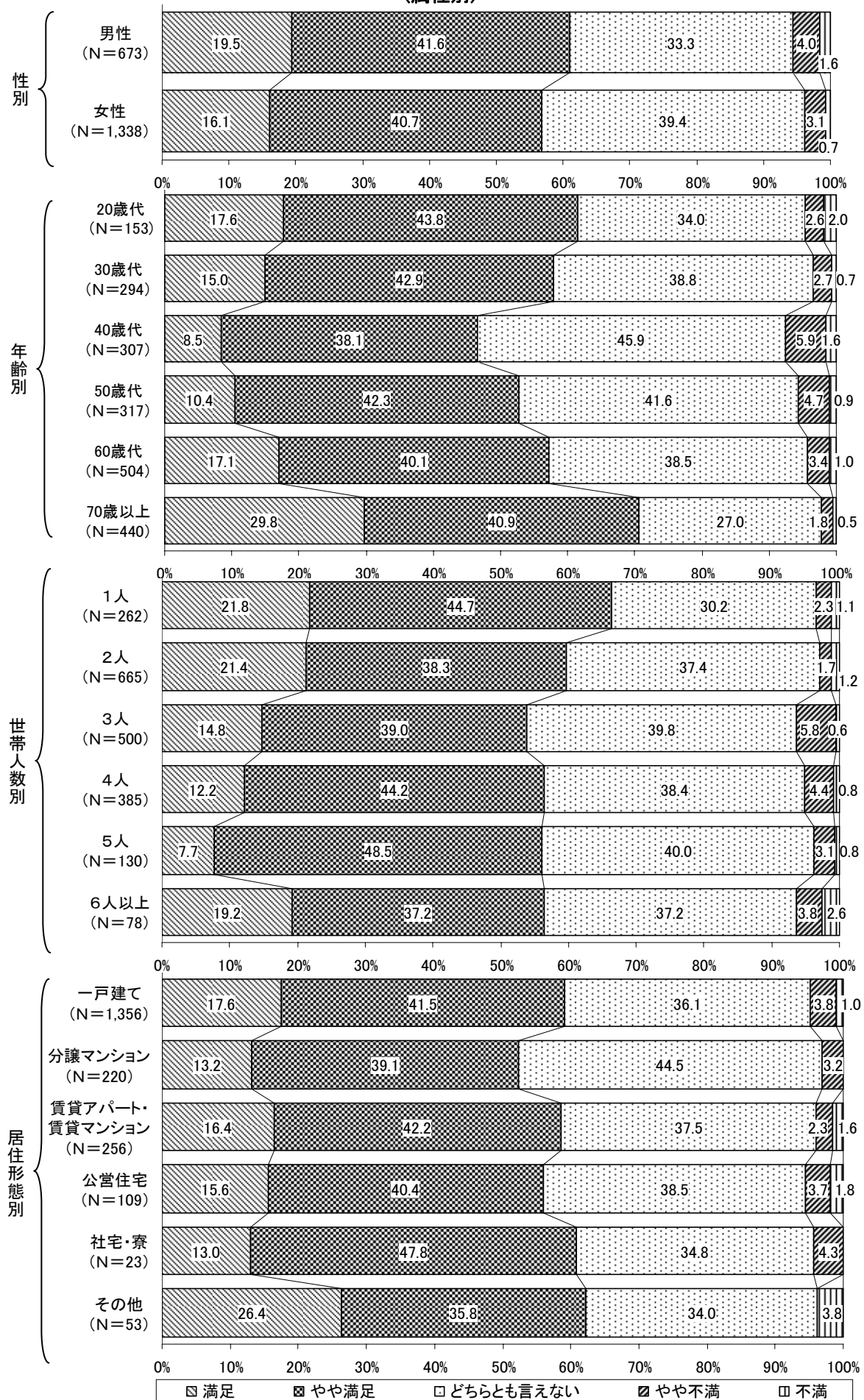


(6) 上下水道事業全般について

- ・ 上下水道事業全般についての総合的な満足度については、「満足」「やや満足」と回答された方の割合が合わせて約6割であった。
- ・ 男女別では、男性の方が「満足」「やや満足」と回答された方の割合が多く、また年齢別では、年齢の低い世代と高い世代で「満足」「やや満足」と回答された方の割合が多い。
- ・ 事業全般について「満足」「やや満足」と回答された方の割合が合わせて約6割であったことは、水道水の味（おいしさ）や水質に関する印象の向上、水道水の安全性・安定性、浸水被害がないことに対する安心度の高さなどの調査項目の結果にも表れた。
- ・ 今回頂いた市民の皆さまの大切な声を今後の事業運営に反映し、更なる満足度の向上を目指し、より一層の上下水道事業の推進に努めていく。



図表 3-18 上下水道事業への満足度別構成比
(属性別)



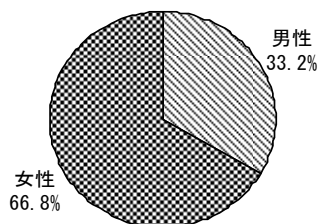
資料編 1 「水に関する意識調査」結果資料

1 回答者ご自身やご家族について（問1・2）

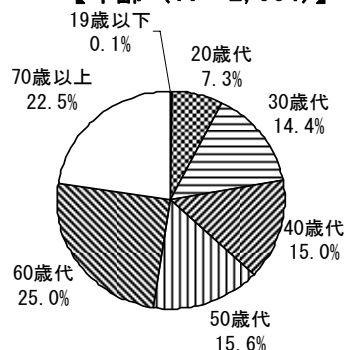
平成22年度調査におけるアンケート回答者の属性は以下のとおり。

図表 1-1 回答者の属性

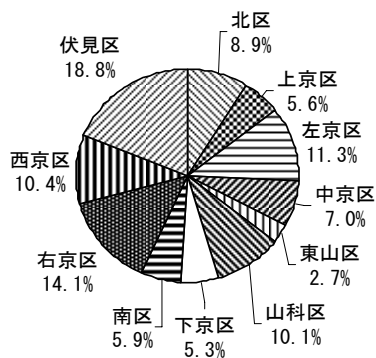
【性別（N=2,060）】



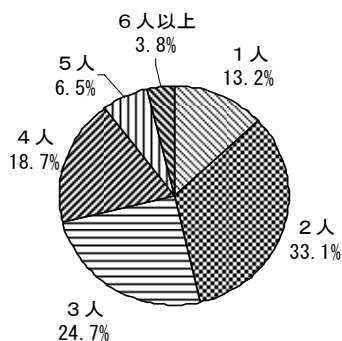
【年齢（N=2,064）】



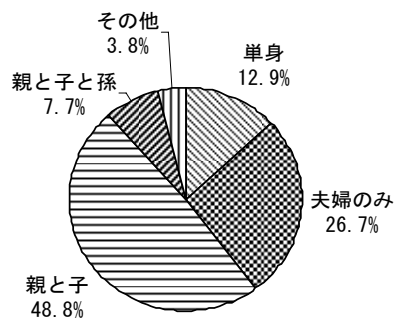
【居住地（N=2,071）】



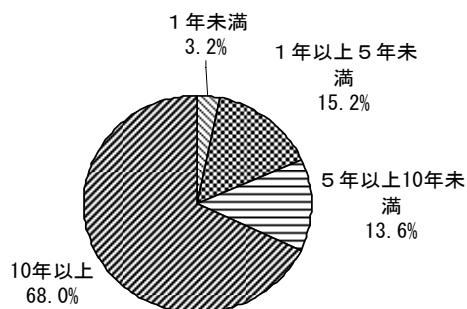
【世帯人数（N=2,070）】



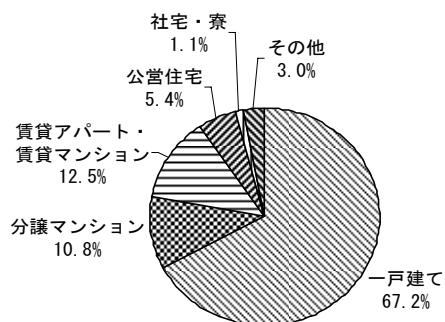
【家族構成（N=2,066）】



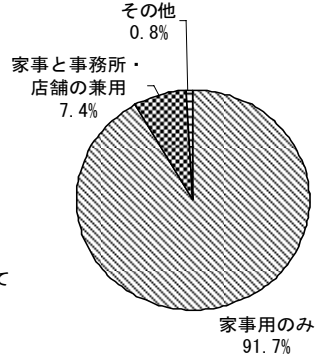
【居住年数（N=2,068）】



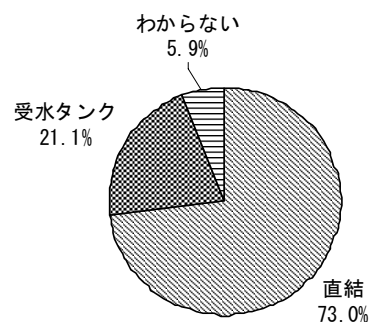
【居住形態（N=2,064）】



【水道の用途（N=2,060）】



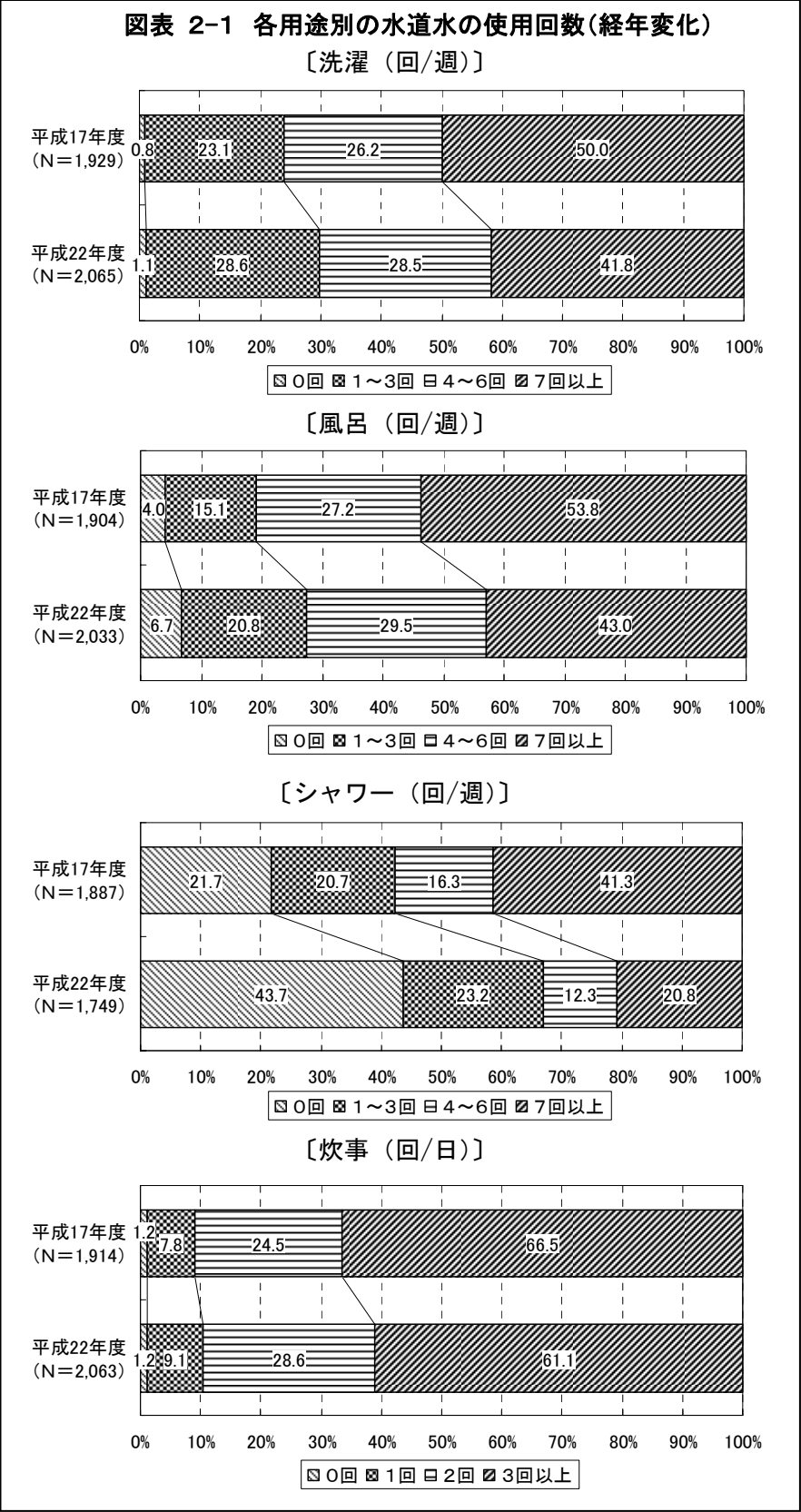
【給水方法（N=2,028）】



※以下，経年比較が可能な項目については，参考として平成17年度調査結果も記載している。

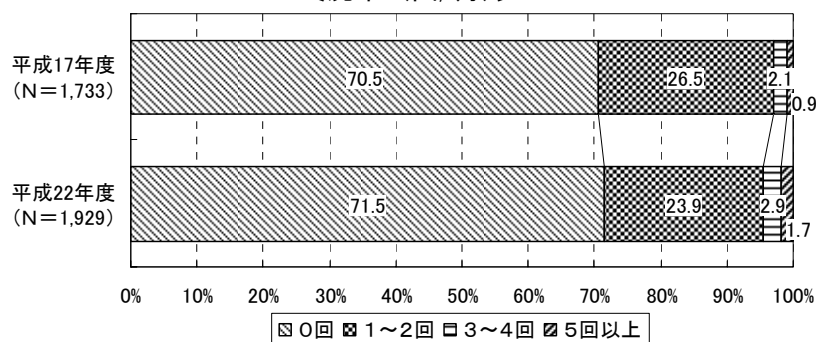
2 水に関するライフスタイルについて

(1) 各用途別の水道水の使用回数（問3）

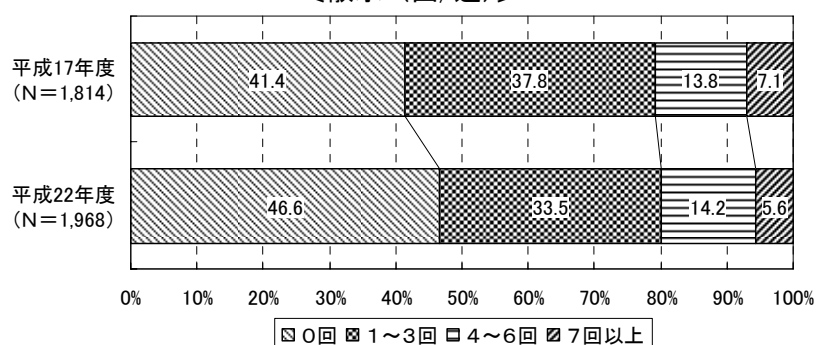


(前ページ 図表 2-1の続き)

〔洗車 (回/月)〕

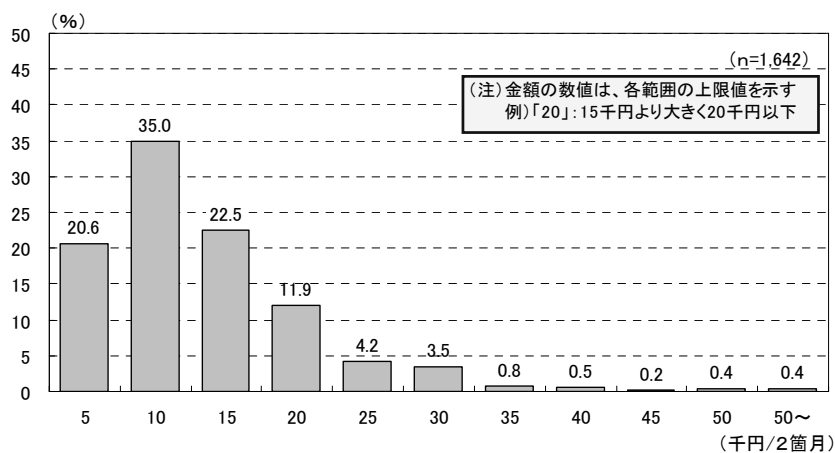


〔散水 (回/週)〕

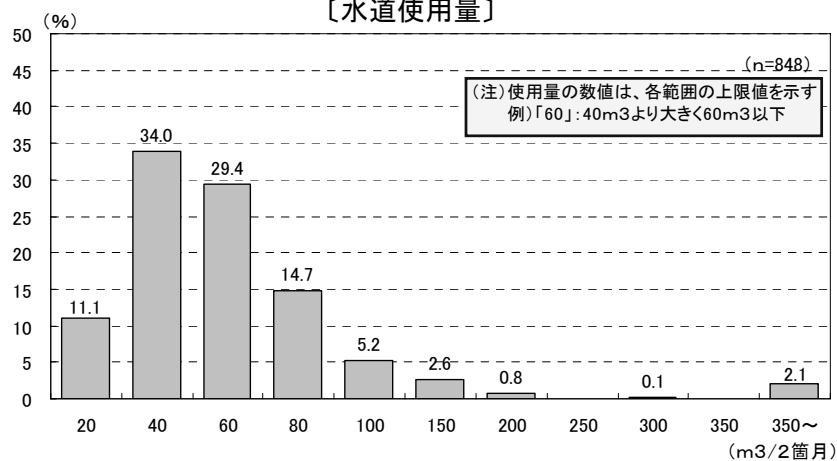


(2) 水道水の利用状況 (問 4)

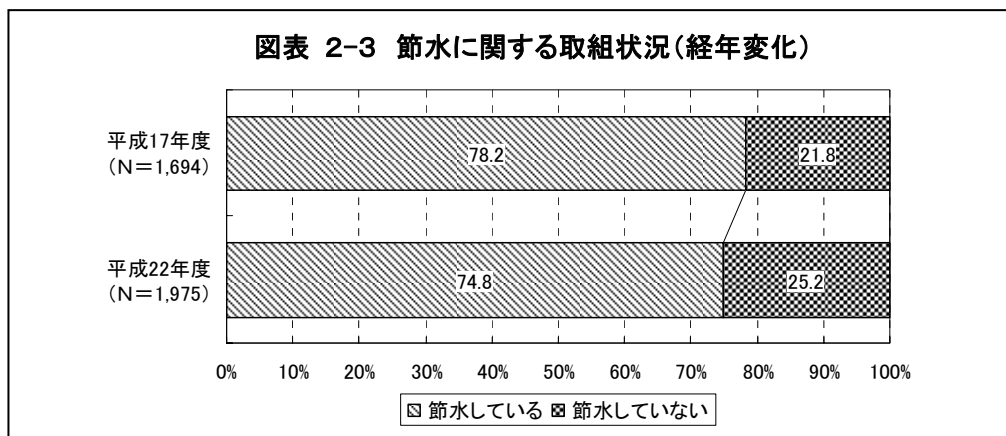
図表 2-2 最近の水道料金(下水道使用料含む)と水道使用量
〔水道料金 (下水道使用料含む)〕



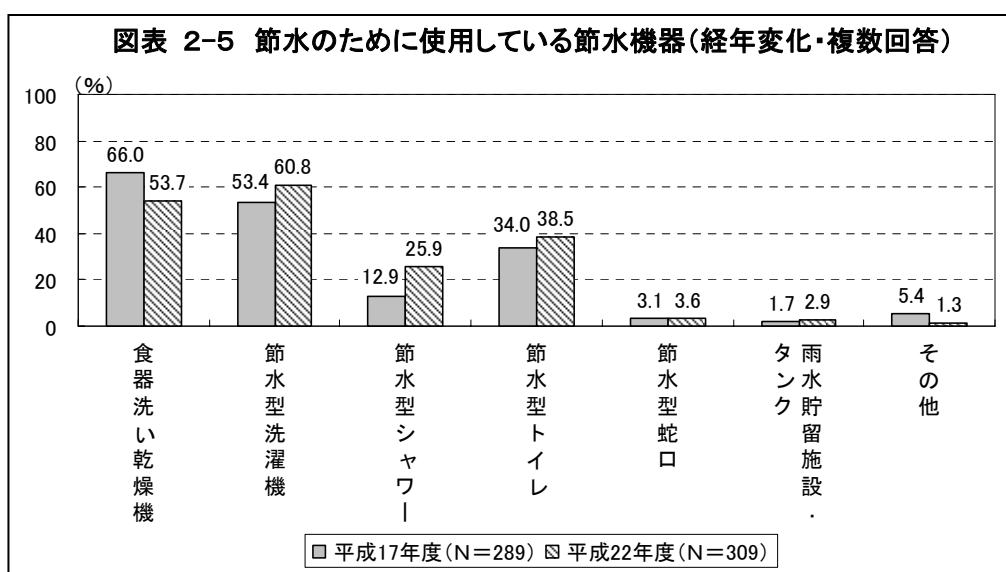
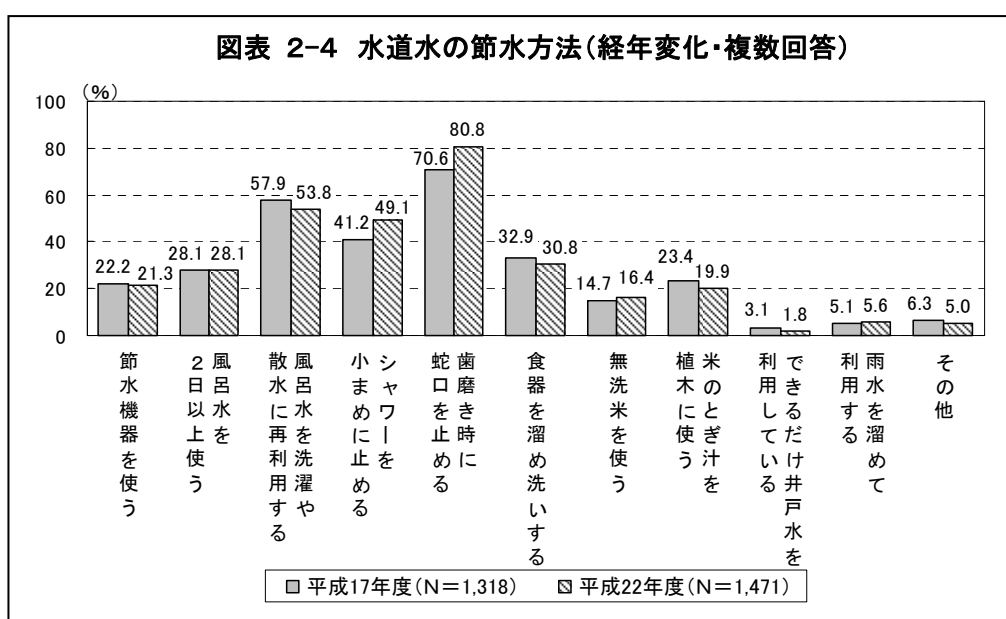
〔水道使用量〕



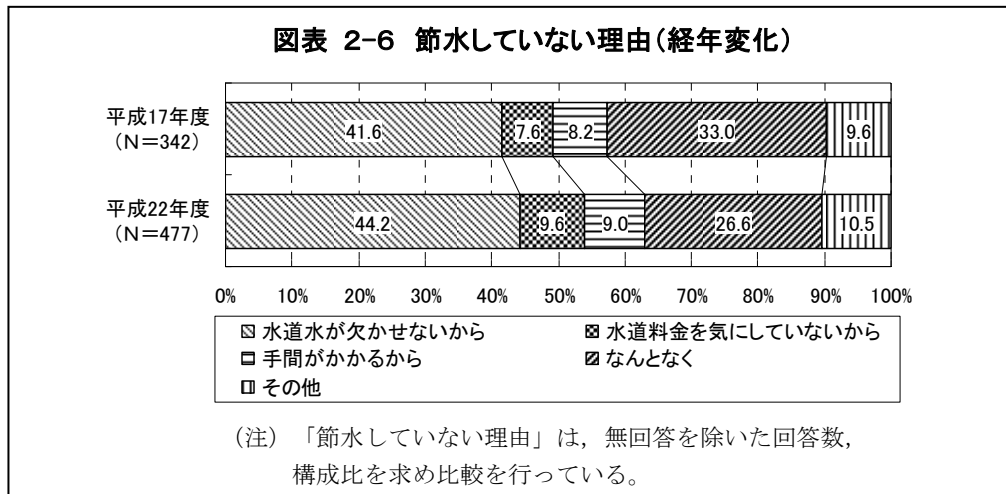
(3) 節水に関する取組状況（問5）



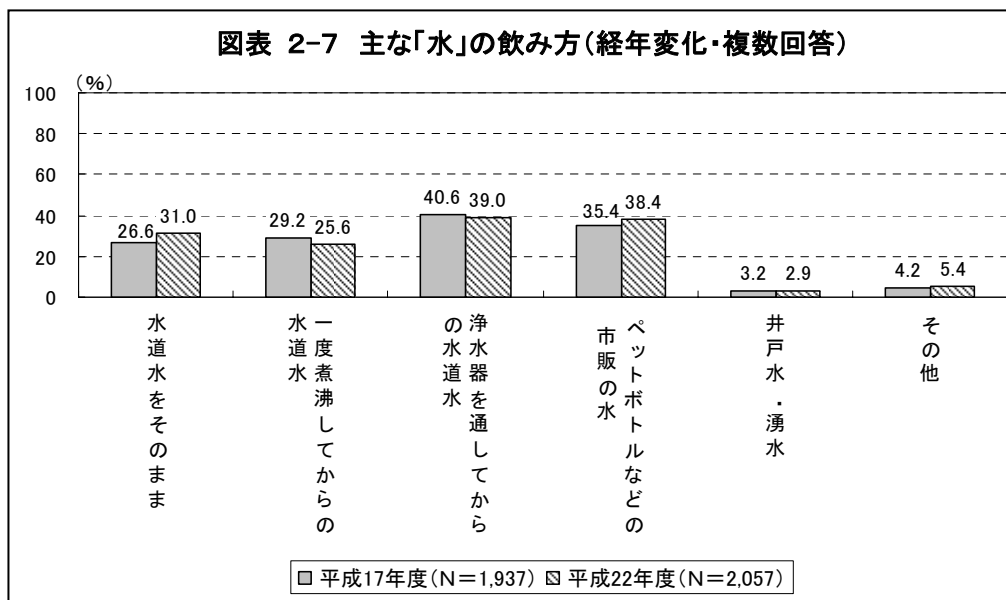
(4) 水道水の節水方法と使用している節水機器（問6，問7）



(5) 節水していない理由（問 8）

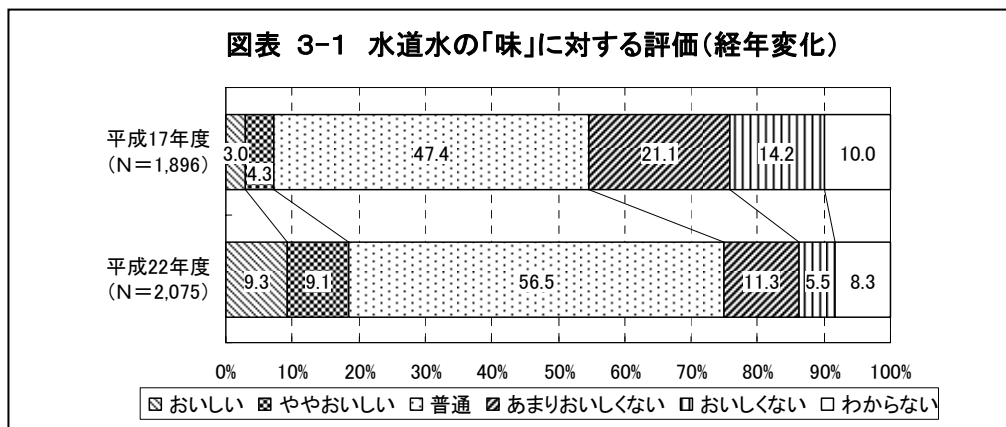


(6) 「水」を飲むときの主な飲み方（問 9）

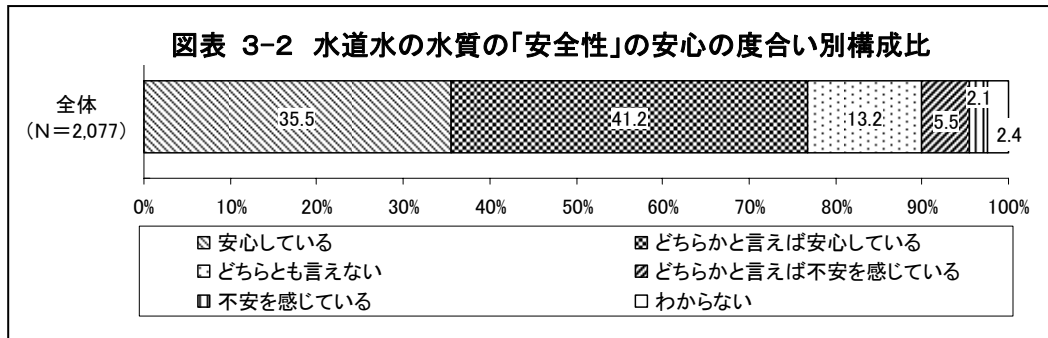


3 水道水について

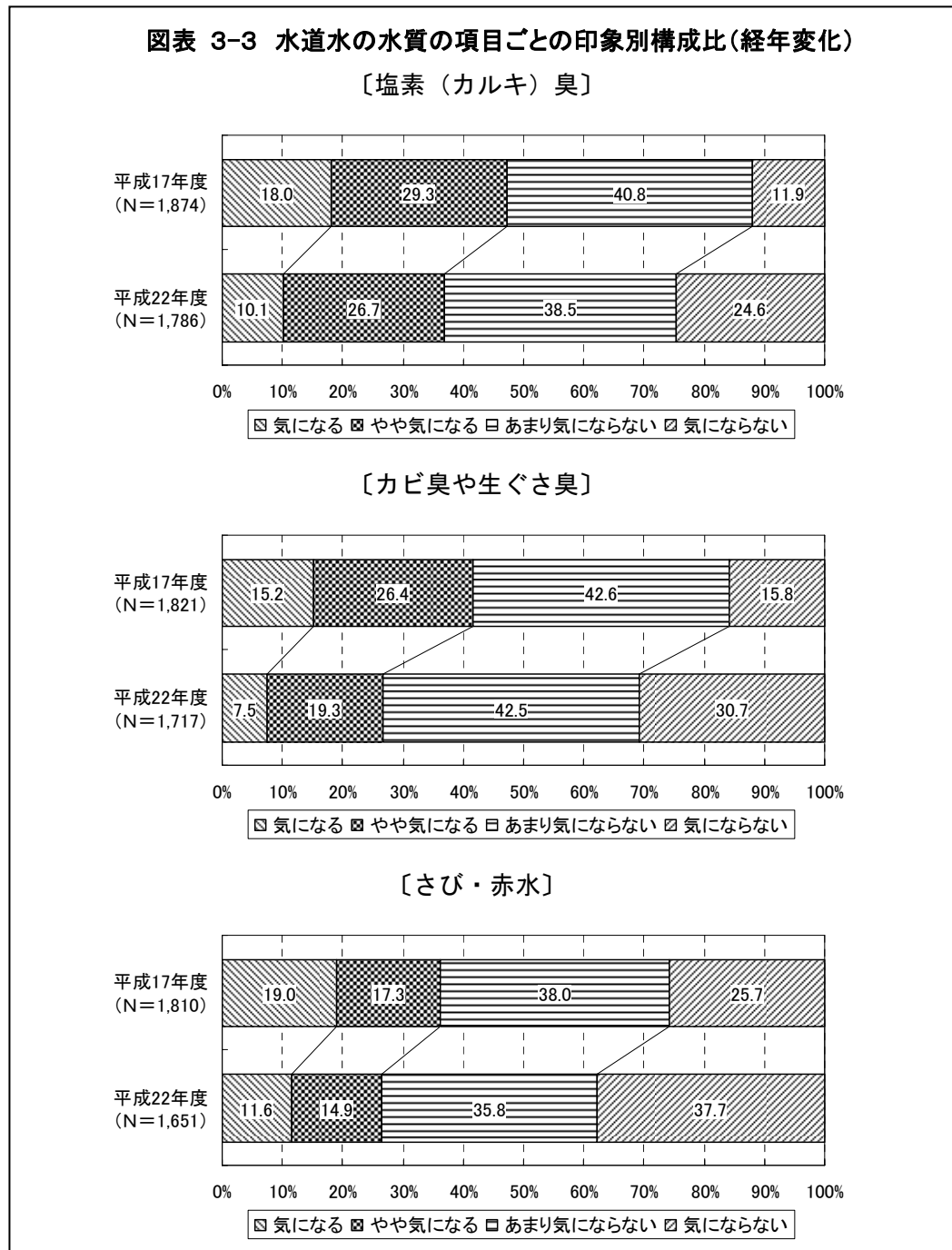
(1) 水道水の「味」（おいしさ）（問 10）



(2) 水道水の水質の「安全性」 (問 11)

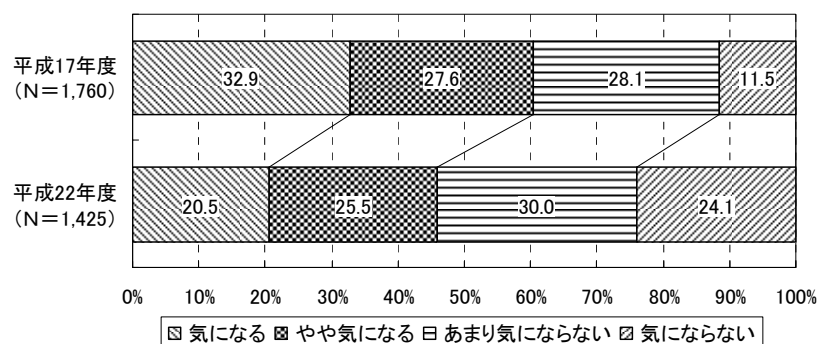


(3) 水道水の水質について気になること (問 12)

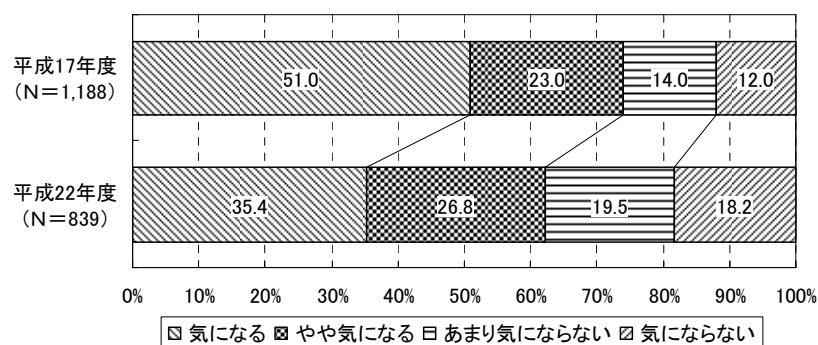


(前ページ 図表 3-3の続き)

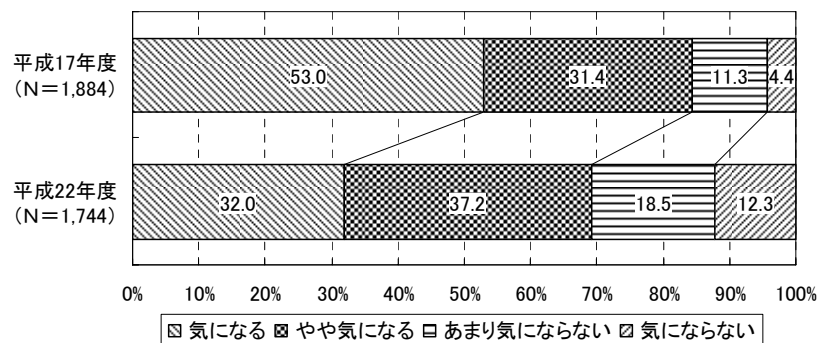
〔鉛製の給水管〕



〔受水タンク〕



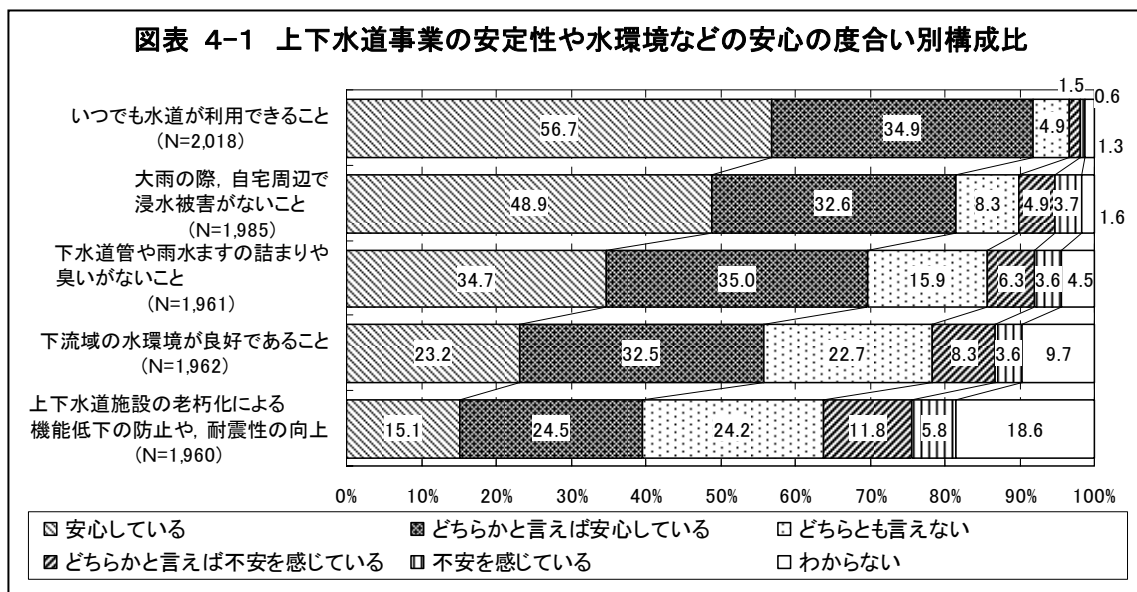
〔水道水のもととなる琵琶湖の水質〕



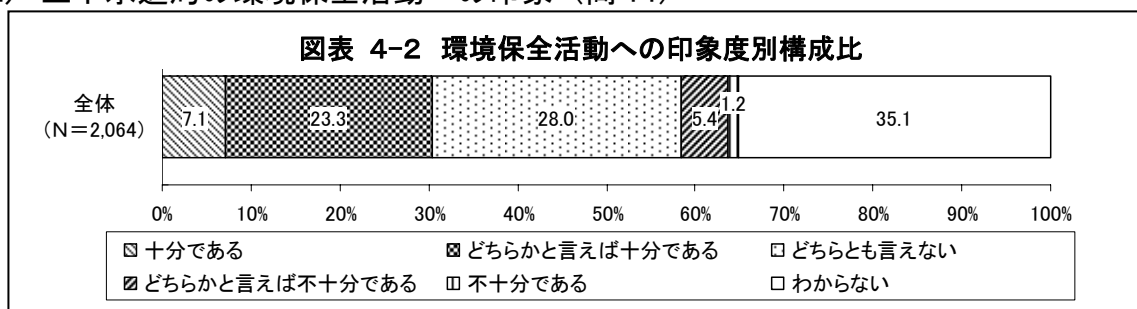
(注) 平成17年度と比較するため、今回(平成22年度)調査の値は「わからない」を除いた値を用いている。

4 上下水道事業について

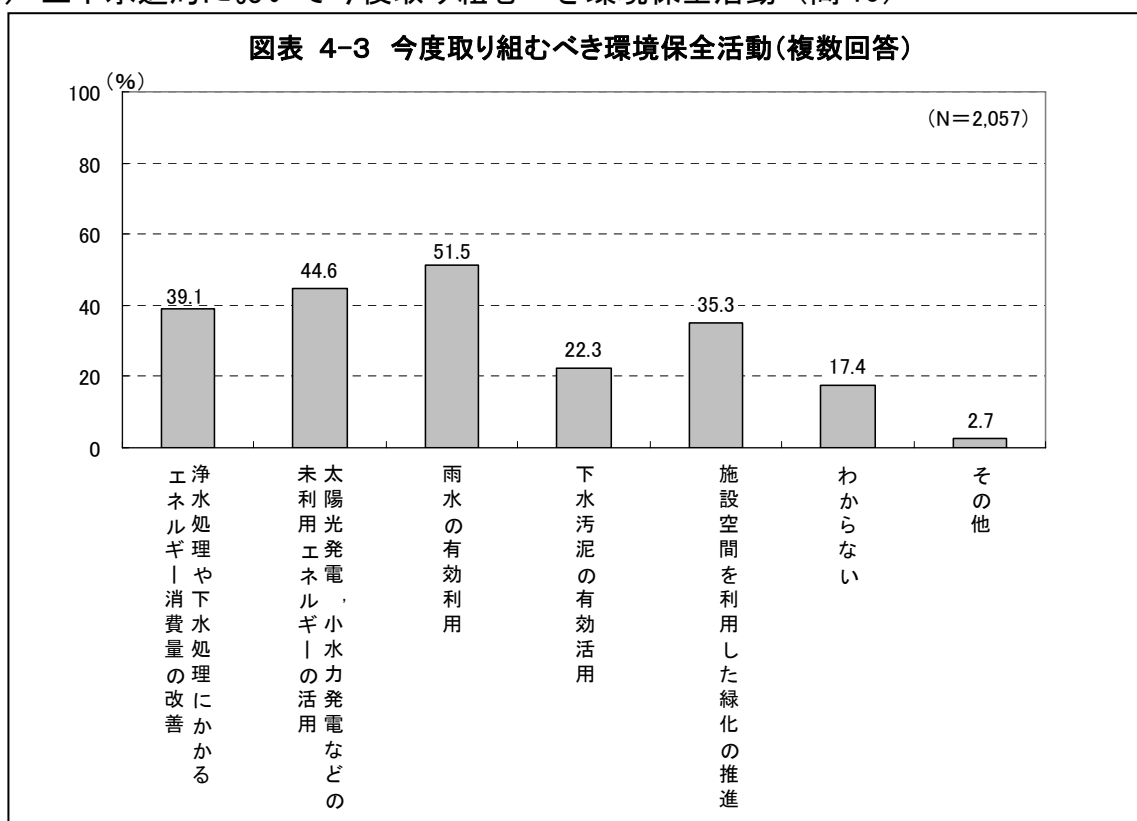
(1) 上下水道事業の安定性や水環境などに関する安心の度合い（問 13）



(2) 上下水道局の環境保全活動への印象（問 14）



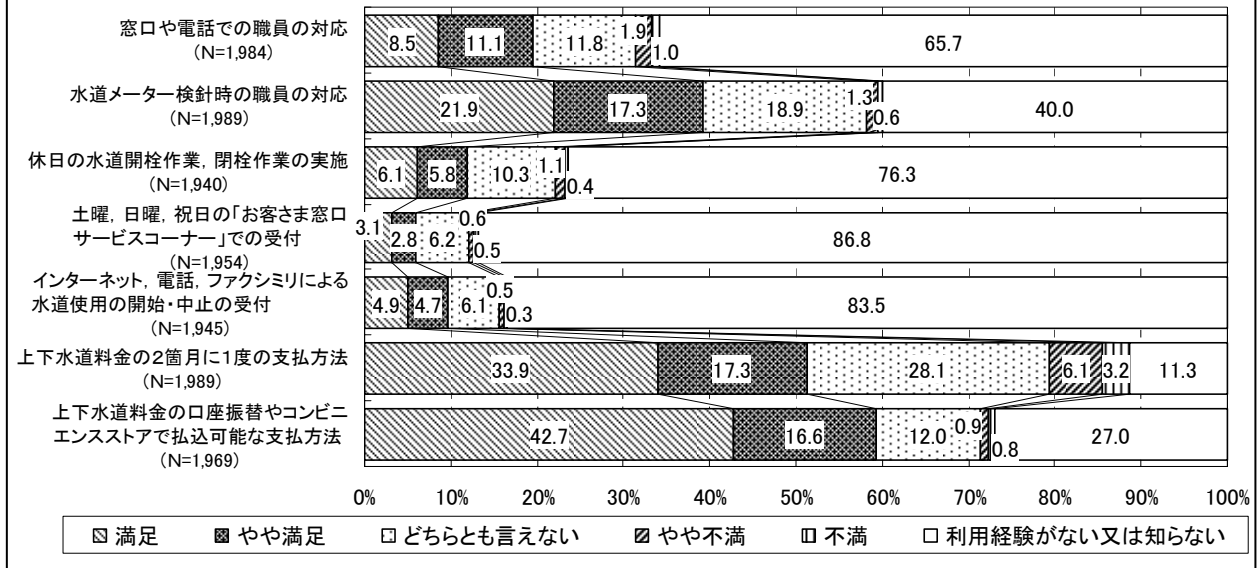
(3) 上下水道局において今後取り組むべき環境保全活動（問 15）



5 上下水道局のサービスについて

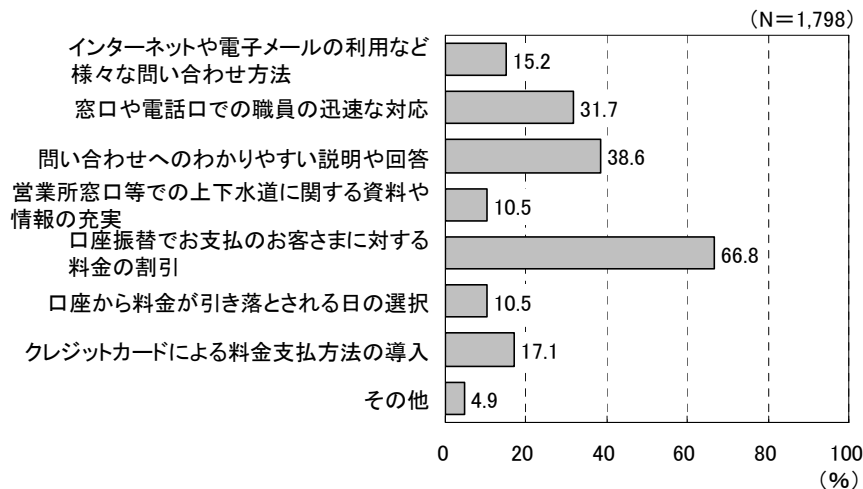
(1) 上下水道局が行っているサービスへの満足度（問 16）

図表 5-1 上下水道局のサービスに対する満足度別構成比



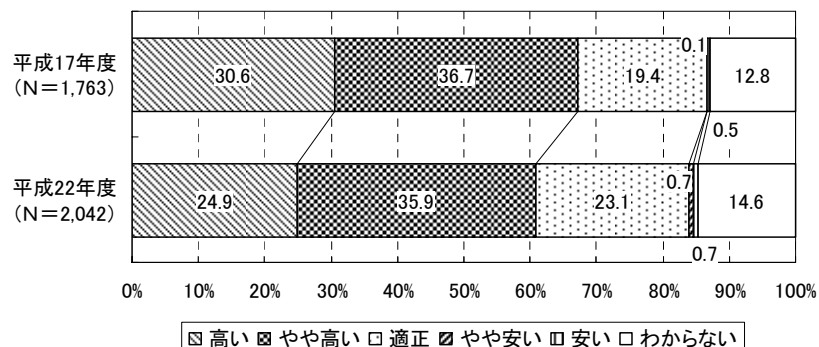
(2) 上下水道局において、今後重点的に取り組んでほしいサービス（問 17）

図表 5-2 今後重点的に取り組んでほしいサービス(複数回答)

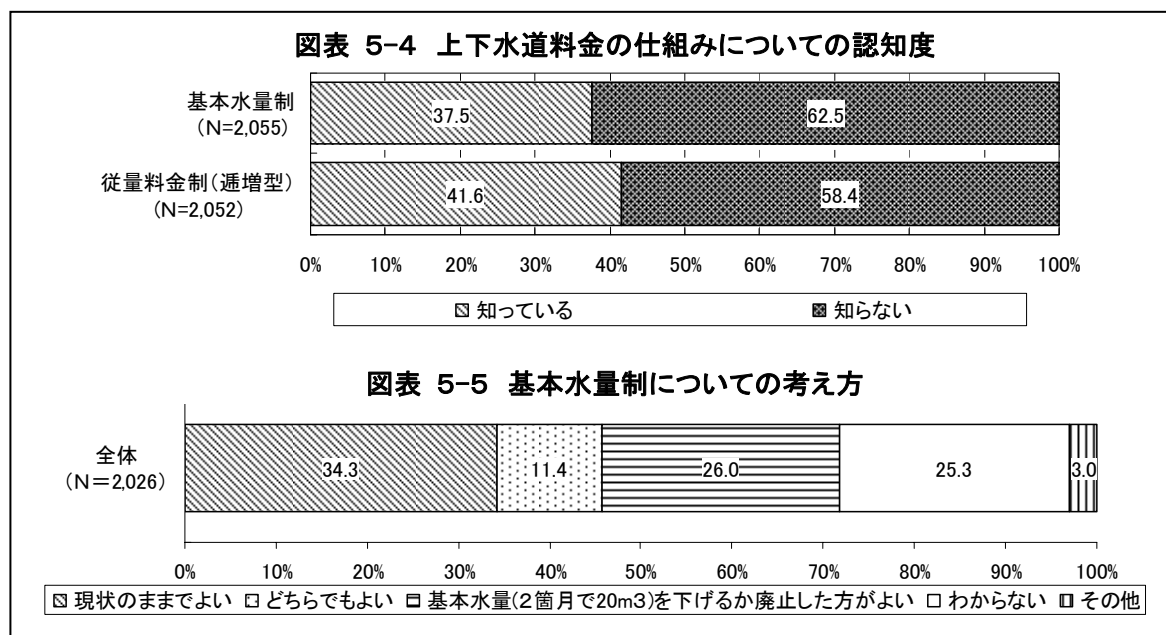


(3) 上下水道料金の印象（問 18）

図表 5-3 上下水道料金の印象(経年変化)

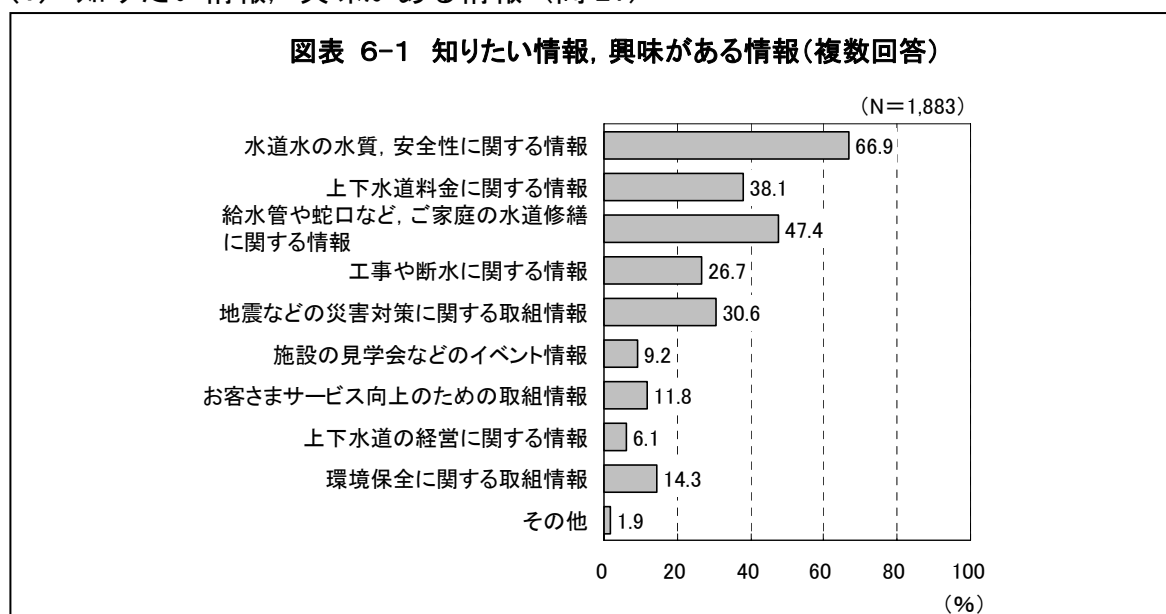


(4) 上下水道料金の仕組みについての認知度と基本水量制について（問 19，問 20）

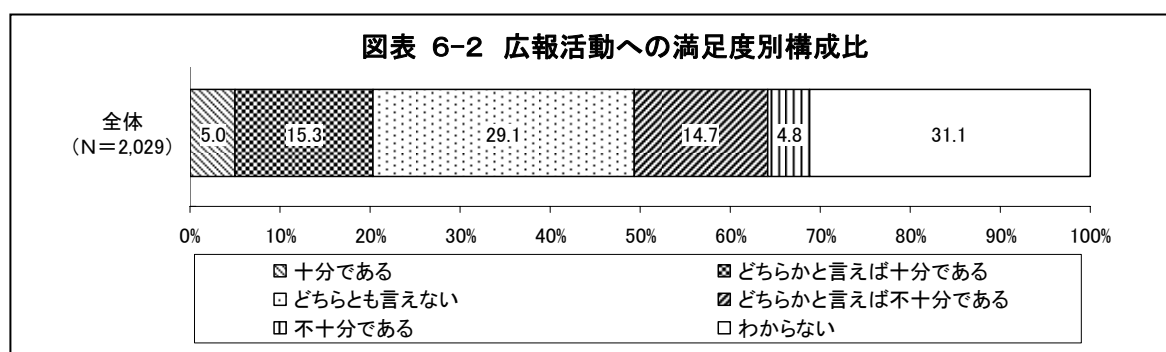


6 上下水道局の広報について

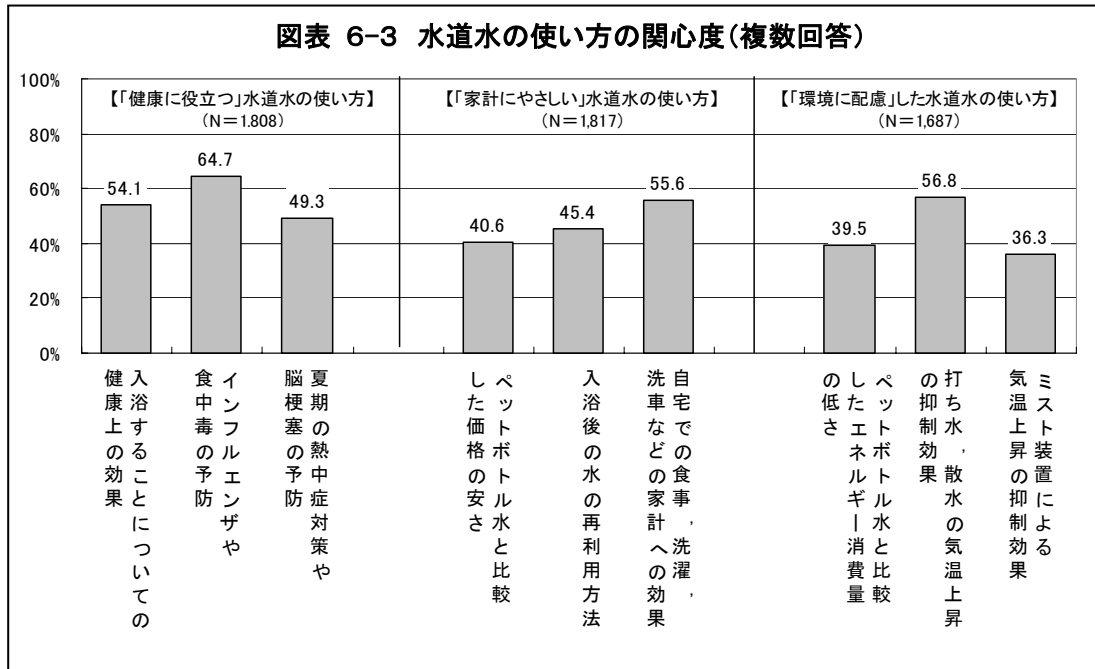
(1) 知りたい情報，興味がある情報（問 21）



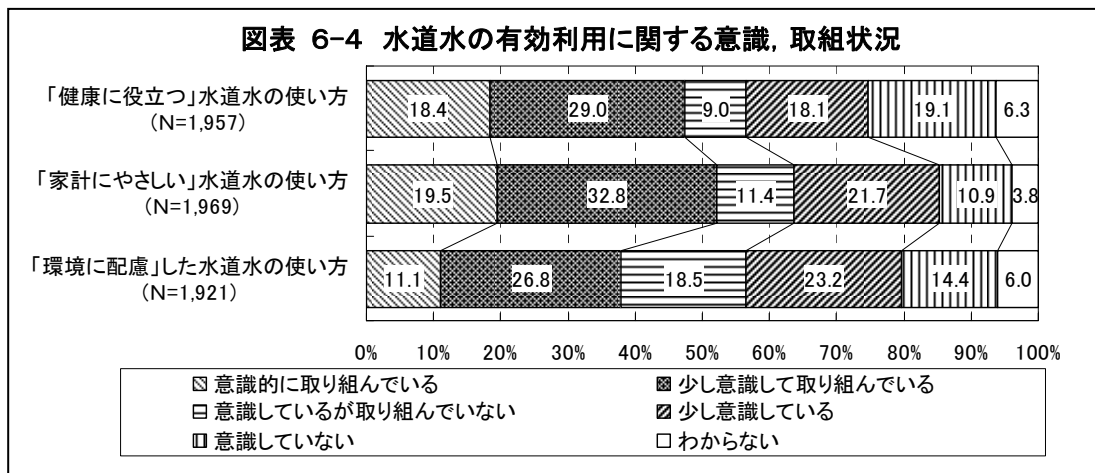
(2) 上下水道事業に関する広報活動全般について（問 22）



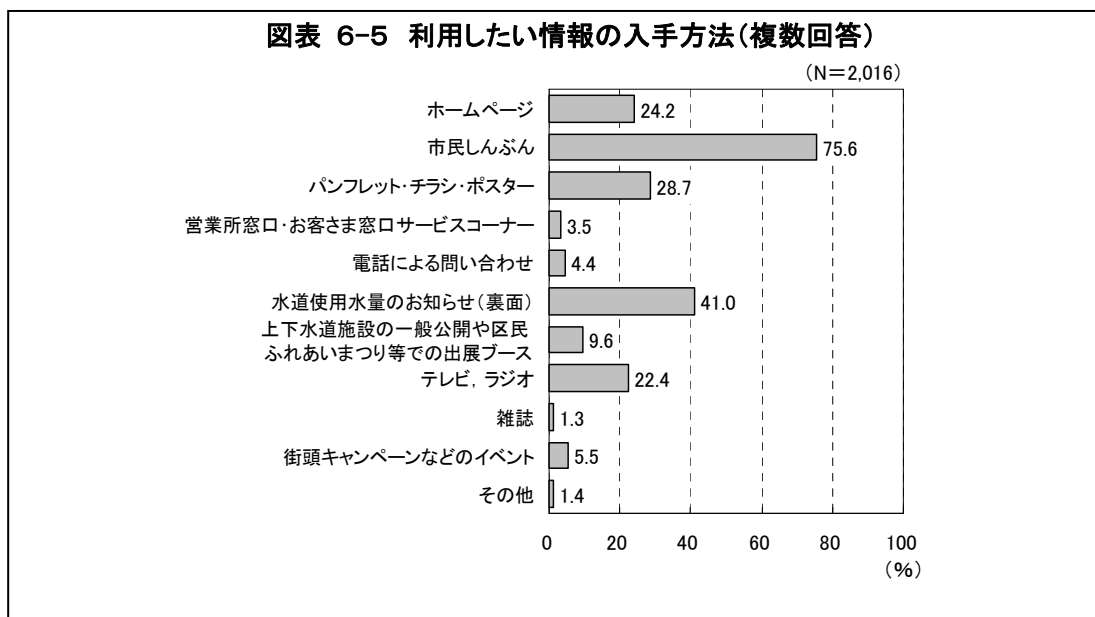
(3) 水道水の利用について、関心を持っている項目（問 23）



(4) 水道水の有効利用に関する意識、取組状況（問 24）

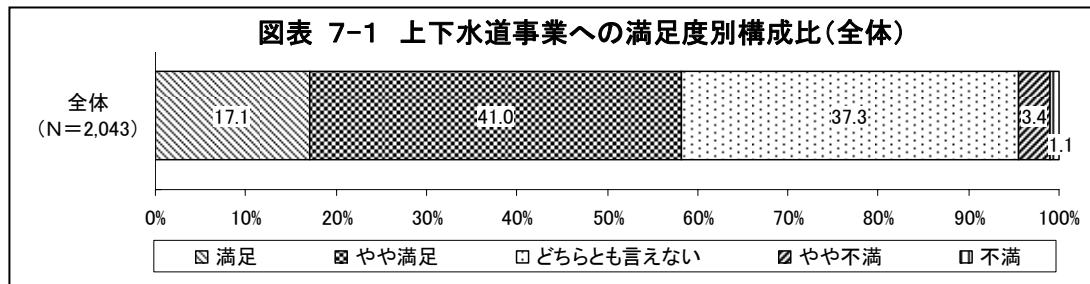


(5) 利用したい情報の入手方法（問 25）



7 上下水道事業全般について

(1) 上下水道事業への満足度（問 26）



(2) 水道・下水道に関するご意見（問 27・自由回答）

本調査では、上下水道局に対して 504 件のご意見・ご要望が寄せられた。

○ 情報提供・PR 活動について（88 件）

- ・ 「もっと情報発信してほしい」、「上水道の安全システムをより詳しく知らせて欲しい」など

○ 水道水の水質について（78 件）

- ・ 「昔に比べて水質が良くなったと感じる」、「カルキ臭・カビ臭が気になります」など

○ 水道料金・下水道使用料について（76 件）

- ・ 「下水道料金が高いと思う」、「水道料金が安くなりますように願っております」など

○ 鉛管・老朽化・耐震化等への対応について（46 件）

- ・ 「鉛製の水道管がまだ残っていて心配」、「水道管の耐震化を進めてほしい」など

○ 水に関する意識調査に回答したことによる意識の変化（27 件）

- ・ 「もっと水について興味・関心を持ちたい」、「これからも何年かに一度は調査して欲しいです」など

○ 職員の対応等への要望、不満（14 件）

- ・ 「いい印象のままであってほしい」、「職員の方の対応を民間レベルまで」など

○ 上下水道料金の料金支払方法について（13 件）

- ・ 「クレジットカードを利用できるように」、「料金の支払いは 1 ヶ月ごとが良い」など

○ 相談時の対応強化の要望（10 件）

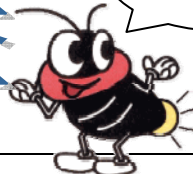
- ・ 「道路での水漏れの対応」、「トイレのつまりなどの問い合わせ窓口を作って欲しい」など

- 経営努力についての要望（9件）
 - ・ 「コスト削減の取組を続けてほしい」、「無駄な経費を節減してほしい」など
- 基本水量への要望（9件）
 - ・ 「基本水量を見直し、使用水量に応じた支払にしてほしい」、「20 m³まで30年間1度も使用した事がない」など
- 下水道の臭いについて（9件）
 - ・ 「下水をもっときれいにしてほしい」、「トイレから下水の臭いが気になる」など
- 断水・災害時への不安・対策強化の要望（9件）
 - ・ 「集中雨、災害時の対応をよろしくお願い致します」、「災害にも強い管にするなど必要」など
- その他（感謝、お礼、水に関する意識調査に関する感想等含む）（182件）
 - ・ 「水道全般の事業のご発展をお祈り致します」、「安全で安心して飲める水を、よろしくお願いいたします」など

※複数回答はそれぞれの項目にカウントしている。

ご協力お願いします！

水に関する意識調査



〔ご回答に当たってのお願い〕

- ① 回答は、宛名のご本人様、又はご家庭の水使用状況がおわかりになる方にご記入いただきますようお願いいたします。また、お一人の方が通してご回答いただきますようお願いいたします。
- ② 回答は、選択肢の中から当てはまる番号を○で囲んでください。その際、「該当するものを1つ」「それぞれ1つずつ」など回答数に指定がある質問については、その指定に従ってご回答ください。「その他」に当てはまる場合は、ご面倒ですが、()内になるべく具体的に記入ください。
- ③ この調査票は、**12月24日(金)**までに、返信用封筒(切手不要)に封入して、そのままポストにご投函くださいますようお願いいたします。

この調査票の内容についてのお問い合わせは、下記へお願いします。

【お問い合わせ先】

委託業者： 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住 所: 〒541-8512 大阪府中央区今橋 2-5-8 トレードピア淀屋橋 19 階

電話: 06-6208-1244 (FAX 06-6208-1245)

担 当：政策研究事業本部 研究開発第2部 清谷 宮坂

(祝日を除く月～金 9:00～17:00)



＜調査主体＞

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室 担当:難波,奥田

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町 12

電話 075-672-7734(FAX 075-671-4165)

上下水道局ホームページ URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/index.html>

I. ご自身・ご家族について

問1 ご回答いただく方のことについて教えてください。それぞれの項目で該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

性別	1. 男性2. 女性					
年齢	1. 19歳以下2. 20歳代3. 30歳代4. 40歳代 5. 50歳代6. 60歳代7. 70歳以上					
居住地	1. 北区2. 上京区3. 左京区4. 中京区5. 東山区6. 山科区 7. 下京区8. 南区9. 右京区10. 西京区11. 伏見区					
世帯人数	1. 1人2. 2人3. 3人4. 4人5. 5人6. 6人以上					
家族構成	1. 単身2. 夫婦のみ3. 親と子4. 親と子と孫 5. その他()					

問2 ご回答いただく方のお住まいのこと、水道のことについて教えてください。それぞれの項目で該当するものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

居住年数	1. 1年未満 3. 5年以上10年未満	2. 1年以上5年未満 4. 10年以上
居住形態	1. 一戸建て 2. 分譲マンション 3. 賃貸アパート・賃貸マンション 4. 公営住宅 5. 社宅・寮 6. その他()	
水道の用途	1. 家事用のみ 2. 家事と事務所・店舗の兼用 3. その他()	
給水方式	1. 直結(配水管から直接ご家庭の蛇口まで給水する)方式 2. 受水タンク(主にマンション等で、一旦水道水を貯めてから給水する)方式 3. わからない	

Ⅱ.水に関するライフスタイルについて

問3 ご家庭での、最近の水道水の使用状況について、それぞれ1つずつお選びください。

(ア)洗濯回数

(1週間に)	1. 0回	2. 1～3回	3. 4～6回	4. 7回以上
--------	-------	---------	---------	---------

(イ)風呂回数(浴槽に水を溜めて^た)

(1週間に)	1. 0回	2. 1～3回	3. 4～6回	4. 7回以上
--------	-------	---------	---------	---------

(ウ)シャワー回数(浴槽に水を溜め^たないでシャワーのみ使用)

(1週間に)	1. 0回	2. 1～3回	3. 4～6回	4. 7回以上
--------	-------	---------	---------	---------

(エ)炊事回数

(1日に)	1. 0回	2. 1回	3. 2回	4. 3回以上
-------	-------	-------	-------	---------

(オ)洗車回数

(1箇月に)	1. 0回	2. 1～2回	3. 3～4回	4. 5回以上
--------	-------	---------	---------	---------

(カ)散水回数

(1週間に)	1. 0回	2. 1～3回	3. 4～6回	4. 7回以上
--------	-------	---------	---------	---------

問4 ご家庭での、最近の水道料金(下水道使用料を含みます。)を、おわかりになる範囲でご記入ください。(水道メーター検針時にお渡ししています「水道使用水量のお知らせ」にも載っています。)

1. 2箇月で約_____円 (水量もおわかりになればご記入ください。 2箇月で約_____m ³)
2. わからない

問5 水道水を節水していますか。当てはまるものをお選びください。

1. 節水している	→問6へ
2. 節水していない	→問8へ

問6 問5で「1. 節水している」とお答えになった方にお尋ねします。どのような方法で水道水を節水していますか。当てはまるものをすべてお選びください。

1. 節水機器を使う →問7・問9へ
2. 風呂水を2日以上使う
3. 風呂水を洗濯や散水に再利用する
4. シャワーを小まめに止める
5. 歯磨き時に蛇口を止める
6. 食器を溜め洗^たいする
7. 無洗米を使う
8. 米のとぎ汁を植木に使う
9. できるだけ井戸水を利用している
10. 雨水を溜め^たてて利用する
11. その他 (

問9へ

問7 問6で「1. 節水機器を使う」とお答えになった方にお尋ねします。どのような節水機器をお使いですか。当てはまるものをすべてお選びください。

1. 食器洗い乾燥機
2. 節水型洗濯機(風呂水ポンプ付き, シャワーすすぎ, ドラム式など)
3. 節水型シャワー(手元操作ボタン付き, 1回押し自動停止水栓, 節水形状ノズルなど)
4. 節水型トイレ(15年以内に設置された便器は洗浄6～8リットルの節水型が多い)
5. 節水型蛇口(1回押し自動停止水栓, センサー検知式など)
6. 雨水貯留施設・タンク
7. その他(

問8 問5で「2. 節水していない」とお答えになった方にお尋ねします。水道水を節水していない理由は何ですか。最も近いものを1つお選びください。

1. 快適で衛生的な生活には水道水が欠かせないから
2. 水道料金を気にしていないから
3. 手間がかかるから
4. なんとなく
5. その他(

問9 「水」を飲むとき, どのような水を飲まれますか。当てはまるものをすべてお選びください。

1. 水道水をそのまま(冷蔵庫で冷やしたものを含む)
2. 一度煮沸してからの水道水(冷蔵庫で冷やしたものを含む)
3. 浄水器を通してからの水道水
4. ペットボトルなど市販の水
5. 井戸水・湧水
6. その他(

Ⅲ. 水道水について

問 10 京都市の水道水の「味」について、どのように思われますか。最も近いものを1つお選びください。

1. おいしい
2. ややおいしい
3. 普通
4. あまりおいしくない
5. おいしくない
6. わからない

問 11 京都市の水道水の水質の「安全性」について、日ごろどのように感じですか。最も近いものを1つお選びください。

1. 安心している
2. どちらかと言えば安心している
3. どちらとも言えない
4. どちらかと言えば不安を感じている
5. 不安を感じている
6. わからない

問 12 京都市の水道水の水質について、気になることはありますか。最も近いものをそれぞれ1つずつ選び、番号を○で囲んでください。

質問項目	気になる程度(○印は1つずつ)				
	1 気になる	2 やや気になる	3 あまり気にならない	4 気にならない	5 わからない
(ア) 塩素(カルキ)臭	1	2	3	4	5
(イ) カビ臭や生ぐさ臭	1	2	3	4	5
(ウ) さび・赤水	1	2	3	4	5
(エ) 鉛製の給水管	1	2	3	4	5
(オ) 受水タンク(主にマンション等で、一旦水道水を貯めてから給水する装置)	1	2	3	4	5
(カ) 水道水のもととなる琵琶湖の水質	1	2	3	4	5
(キ) その他気になる点があればお書き下さい ()	1	2	3	4	5

Ⅳ. 上下水道事業について

問13 京都市の上下水道事業の安定性や、水環境などについて、どのようにお感じですか。最も近いものを、それぞれ1つずつお選びください。

質問項目	安心の程度(○印は1つずつ)					
	1 安心している	2 どちらかといえば 安心している	3 どちらとも言え ない	4 どちらかと言え ば不安を感じる	5 不安である	6 わからない
(ア) 断水することなくいつでも水道が利用できること	1	2	3	4	5	6
(イ) 大雨が降ってもご自宅や周辺地域で浸水被害がないこと	1	2	3	4	5	6
(ウ) 周辺地域で下水道管や雨水ますの詰まりや臭いがないこと	1	2	3	4	5	6
(エ) 市内の河川や下流域の水環境が良好であること	1	2	3	4	5	6
(オ) 上下水道施設の老朽化による機能低下の防止や、耐震性の向上が図られていること	1	2	3	4	5	6

問 14 京都市上下水道局では、温室効果ガスの削減や太陽光発電の導入、また下水汚泥の有効活用など環境保全活動をすすめています。これらの環境保全活動についてどのようにお感じですか。最も近いものを1つお選びください。

1. 十分である 2. どちらかと言えば十分である 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば不十分である 5. 不十分である 6. わからない
--

問 15 京都市上下水道局で今後どのような環境保全活動にもっと取り組んだ方が良いとお考えになりますか。当てはまるものをすべてお選びください。

1. 浄水処理や下水処理にかかるエネルギー消費量の改善 2. 太陽光発電、小水力発電などの未利用エネルギーの活用 3. 雨水の有効利用 4. 下水汚泥の有効活用(石材化など) 5. 施設空間を活用した緑化の推進(屋上緑化など) 6. わからない 7. その他()
--

V. 上下水道局のサービスについて

問 16 京都市上下水道局が行っているサービスへの満足度について、最も近いものを、それぞれ1つずつお選びください。利用した経験がない方やサービスをご存知でない方は「×」印を○で囲んでください。

質問項目 \ 選択肢	利用経験がない 又は知らない	満足の種類(○印は1つずつ)				
		1 満足	2 やや満足	3 どちらとも言 えない	4 やや不満	5 不満
(ア) 窓口や電話での職員の対応	×	1	2	3	4	5
(イ) 水道メーター検針時の職員の対応	×	1	2	3	4	5
(ウ) 休日の水道開栓作業、閉栓作業の実施	×	1	2	3	4	5
(エ) 土曜、日曜、祝日の「お客さま窓口サービスコーナー」での受付	×	1	2	3	4	5
(オ) インターネット、電話、ファクシミリによる水道使用の開始・中止の受付	×	1	2	3	4	5
(カ) 上下水道料金の2箇月に1度の支払方法	×	1	2	3	4	5
(キ) 上下水道料金の口座振替やコンビニエンスストアで払込可能な支払方法	×	1	2	3	4	5

問 17 現在、京都市上下水道局では問 16 であげたサービスを行っていますが、あなたが、今後さらに重点的に取り組んでほしいと思うのはどのようなことですか。当てはまるものを3つまでお選びください。

1. インターネットや電子メールの利用など様々な問い合わせ方法 2. 窓口や電話口での職員の迅速な対応 3. 問い合わせへのわかりやすい説明や回答 4. 営業所窓口等での上下水道に関する資料や情報の充実 5. 口座振替でお支払のお客さまに対する料金の割引 6. 口座から料金が引き落とされる日の選択 7. クレジットカードによる料金支払方法の導入 8. その他(具体的に)
--

問18 上下水道料金について、どのように思われますか。最も近いものを1つお選びください。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1. 高い | 2. やや高い | 3. 適正 |
| 4. やや安い | 5. 安い | 6. わからない |

（問18の参考）使用水量の例

	飲み水	洗濯機	トイレ	浴槽
水 量	1日 1リットル	1回 110リットル	1回 8リットル	1回 190リットル
(料金換算)	(0.2円)	(23円)	(1.7円)	(40円)

※ 料金は、2箇月32m³(一般家庭の平均使用水量)を使用した場合の水道料金・下水道使用料で換算しました。

問19 京都市の上下水道料金の仕組みについて、次のことをご存知ですか。当てはまるものをそれぞれお選びください。

(ア)基本水量(2箇月で20m³)までのご使用は、基本料金だけの定額であること。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

(イ)原則として使用水量が多くなるほど、単価(従量料金)が高くなること。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

（問19の参考）料金の仕組み

上下水道料金は、基本料金と従量料金を合わせて、お支払いいただいています。

基本料金の中には、ご家庭で普段ご利用になる程度の水量は料金を気にせずご利用いただけるよう、2箇月で20m³(1箇月10m³)までの基本水量を設定しています。

また、使用水量が多くなるほど料金の単価(従量料金)を高くすることで、使用水量の少ない使用者(一般のご家庭等)にお安く水道水をご利用いただいています。

〔料金の例〕水道の口径が13mm及び20mmの場合 (2箇月分)

区分	基本料金	従量料金(水量に応じて1m ³ 当たり)		
	20m ³ まで	21～60m ³	61～200m ³	201～400m ³
水道料金	1,827円	170.10円	198.45円	216.30円
下水道使用料	1,470円	124.95円	175.35円	197.40円

問20 上下水道料金は、問19(ア)のように、2箇月で20m³以下では使用水量にかかわらず料金が変わらないため、近年、「節水意識が働かない」「使わない場合に不公平感がある」などの声もあります。この仕組み(基本水量制)についてどう思われますか。最も近いものを1つお選びください。

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 現状のままでよい | 2. 基本水量(2箇月で20m ³)を下げるか廃止した方がよい |
| 3. 上記の1. 2. のどちらでもよい | 4. わからない |
| 5. その他() | |

Ⅵ. 上下水道局の広報について

問 21 現在、京都市上下水道局では、ホームページやパンフレット等を通じて以下のような情報を発信しております。あなたがお知りになりたい情報、興味がある情報は何か。当てはまるものを3つまでお選びください。

1. 水道水の水質、安全性に関する情報
2. 上下水道料金に関する情報
3. 給水管や蛇口など、ご家庭の水道修繕に関する情報(指定工事業者、緊急時の問合せ先)
4. 工事や断水に関する情報
5. 地震などの災害対策に関する取組情報
6. 施設の見学会などのイベント情報
7. お客さまサービス向上のための取組情報
8. 上下水道の経営に関する情報
9. 環境保全に関する取組情報
10. その他(具体的に:)

問 22 京都市上下水道事業に関する広報活動全般について、どのように感じですか。最も近いものを1つお選びください。

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 十分である | 2. どちらかと言えば十分である |
| 3. どちらとも言えない | 4. どちらかと言えば不十分である |
| 5. 不十分である | 6. わからない |

問 23 水道水の利用について、「健康に役立つ」「家計にやさしい」「環境に配慮」の観点で、関心をお持ちの項目はございますか。当てはまるものをすべてお選びください。

【健康に役立つ水道水の使い方】

1. 入浴することについての健康上の効果
2. インフルエンザや食中毒の予防(うがい・手洗い)
3. 夏期の熱中症対策や脳梗塞の予防(水分補給)
4. その他()

【家計にやさしい水道水の使い方】

1. ペットボトル水と比較した価格の安さ
2. 入浴後の水の再利用方法
3. 自宅での食事、洗濯、洗車などの家計への効果
4. その他()

【環境に配慮した水道水の使い方】

1. ペットボトル水と比較したエネルギー消費量の低さ
2. 打ち水、散水の気温上昇の抑制効果
3. ミスト装置(水道水を霧状にする装置)による気温上昇の抑制効果
4. その他()

問 24 水道水の有効利用について、ご自分でどの程度、意識し、取り組んでいますか。最も近いものを、それぞれ1つずつお選びください。

質問項目	選択肢	意識や取組の程度(○印は1つずつ)					
		1 意識して取り組 んでいる	2 少し意識して取り 組んでいる	3 意識しているが取 り組んでいない	4 少し意識している	5 意識していない	6 わからない
(ア)「健康に役立つ」水道水の使い方		1	2	3	4	5	6
(イ)「家計にやさしい」水道水の使い方		1	2	3	4	5	6
(ウ)「環境に配慮」した水道水の使い方		1	2	3	4	5	6

問 25 京都市上下水道局からの情報を、主にどのようなものを通じて入手したいと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

1. ホームページ	2. 市民しんぶん
3. パンフレット・チラシ・ポスター	4. 営業所窓口・お客さま窓口サービスコーナー
5. 電話による問い合わせ	6. 水道使用水量のお知らせ(裏面)
7. 上下水道施設の一般公開や区民ふれあいまつり等での出展ブース	
8. テレビ、ラジオ	9. 雑誌
10. 街頭キャンペーンなどのイベント	11. その他()

VII. 上下水道事業全般について

問 26 京都市上下水道事業全般について、総合的にどの程度満足していますか。最も近いものを1つお選びください。

1. 満足	2. やや満足	3. どちらとも言えない
4. やや不満	5. 不満	

問 27 水道・下水道に関するご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

市民意見募集の資料（委員長試案）

- 1 実施時期・期間 平成24年4月初旬～5月初旬（約一箇月間）
- 2 意見の提出方法 郵送，電子メール，持参（営業所等に応募箱を設置），ファクシミリ
- 3 募集する意見（設問）

意見提出者の属性

個人：性別，年齢，世帯人数，京都市での居住年数 など

企業・事業所：事業規模，設立後の年数 など

上下水道料金制度について（全ての問いに答えていただく必要はない。）

項 目	設 問 の 例					
基本水量について	現状のまま	変える	(下げる)	(上げる)	(廃止する)	(その他)
基本料金について	現状のまま	変える	＜口径別金額を変える＞			
水量区画について	現状のまま	変える	(数を減らす)	(数を増やす)	(その他)	
逓増度について	現状のまま	変える	(下げる)	(上げる)	(その他)	
地下水利用専用 水道への対応 について	現状のまま (何も行わない)	変える	＜対応案をいくつか示す＞			
料金の支払方法等 について	現状のまま	変える	＜支払方法を追加するなど＞			
自由意見						

今後の進め方（案）

委員会	月日・時期	主 な 内 容
第 1 回	(11月7日)	① 委員長・副委員長の選任
		② 京都市の上下水道に関する説明等
		③ 審議（意見交換）
第 2 回	(1月25日)	① 検討項目の整理(1)
		② 市民意見募集について検討①
第 3 回	3月28日	① 検討項目の整理(2)
		② 市民意見募集について検討②
		(上下水道事業の視察)
＜市民意見の募集＞4月初旬～5月初旬		
第 4 回	5月下旬	① 寄せられた市民意見について報告
		② 検討項目に関する審議 1
第 5 回	7月中旬	○ 検討項目に関する審議 2
第 6 回	8月下旬	○ 検討項目に関する審議 3
第 7 回	11月上旬	○ 検討項目に関する審議 4
12月上旬 「意見書」提出		